

# 市原市 こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

子ども・若者が自分らしく輝き、明るい未来を切り拓くまち  
～みんなの笑顔があふれるいちはら～



令和7(2025)年3月  
市原市

## はじめに

全ての子どもは、一人一人が守り育てられるべきかけがえのない存在であるとともに、それぞれに自分の思いを持った一人の市民です。

この大切な子どもたちの笑顔のため、市原市では、これまでも子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支援するまちの実現に全力で取り組んでまいりました。

令和2年3月に策定した「市原市子ども未来プラン」に基づき、待機児童対策をはじめ、子ども・子育て支援の総合的な拠点施設である「いちほら子ども未来館(we ほーる)」のリニューアルオープンや、妊産婦や子ども、子育て世帯を切れ目なく支援する「市原市こども家庭センター」の設置、多子世帯の経済的な負担を軽減する第2子以降保育料無償化など、子育て支援に関する施策を重層的に進めてまいりました。

そしてこの度、全ての子ども・若者が、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるよう、市原市子ども未来プランに、更に若者支援や貧困対策などを取り入れた「市原市こども計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念として掲げた「子ども・若者が自分らしく輝き、明るい未来を切り拓くまち ～みんなの笑顔があふれるいちほら～」の実現に向け、これまでの取組を着実に前へ進めるとともに、こどもの権利の尊重を中心とした「(仮称)こども条例」の制定をはじめ、新たな課題に対応した施策を、総合的かつ計画的に推進してまいります。

「もっと、ぎゅっと、こどもと。いちほら」

これは、子どもと子育て世帯を全力で応援する、本市の強い思いを伝えるためのキャッチフレーズです。

子どもを「ぎゅっと」抱きしめるような、かけがえのないふれあいの時間を親子が「もっと」持てるよう、「もっと」子育てしやすく、子どもたちが健やかに成長できるいちほらにするという思いを込めました。

本計画を着実に推進するためには、地域の方々や様々な支援者と行政が一体となって、親も子もまるごと「ぎゅっと」やさしく包み込むように関わっていくことが必要不可欠です。関係者の皆様には、引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、各種アンケート調査やワークショップ、ヒアリングに御協力いただいた子ども・若者、保護者、関係団体の皆様、熱心に御審議いただいた「いちほらっこの子育て支援会議」委員の皆様、お力添えを賜りました全ての皆様方に心よりお礼を申し上げます。

もっと、ぎゅっと、  
こどもと。いちほら



令和7(2025)年3月

市原市長 小出 譲治

# 目次

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の基本的事項.....	2
1 計画の一本化.....	2
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
<b>第 2 章 現状と課題の把握</b> .....	<b>4</b>
第1節 統計からみる現状.....	4
1 人口・世帯.....	4
2 教育・保育.....	7
3 婚姻・出生等.....	8
4 子ども・若者等の状況.....	10
第2節 計画の実績及び評価.....	13
1 市原市子ども未来プラン.....	13
2 市原市総合計画(成果検証 2023).....	16
3 市原市子ども・若者の貧困対策推進計画.....	16
第3節 ニーズ調査の結果.....	17
1 調査概要.....	17
2 調査結果(主なもの).....	17
第4節 ヒアリング調査等の結果.....	21
1 こどもの権利についてのアンケート.....	21
2 いちはらこどもまんなかワークショップ.....	24
3 市原市子どもの生活状況調査.....	27
4 若者アンケート.....	30
5 若者応援プロジェクト.....	31
6 子育て支援に関するアンケート.....	32
7 団体ヒアリング.....	33
<b>第 3 章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>36</b>
第1節 基本理念.....	36
第2節 基本的な視点.....	37
第3節 基本目標.....	38
第4節 施策体系.....	39
第5節 重点取組.....	40

<b>第 4 章 施策の展開</b> .....	<b>41</b>
基本目標Ⅰ 子ども・若者の将来にわたる健やかな成長.....	41
A 妊娠期・乳幼児期.....	41
B 学童期・思春期.....	50
C 青年期.....	58
基本目標Ⅱ 安心して子育てができる環境.....	62
基本目標Ⅲ 地域総ぐるみで子ども・若者の成長を支援するまち.....	66
<b>第 5 章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業</b> .....	<b>69</b>
第1節 制度等の解説.....	69
1 用語の説明.....	69
2 施設・事業.....	70
3 教育・保育給付認定と認定区分.....	70
第2節 提供区域.....	71
1 教育・保育提供区域の設定.....	71
2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定.....	72
第3節 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	73
1 量の見込みの考え方.....	73
(1)推計方法の概要.....	73
(2)推計等についての留意事項.....	73
2 確保方策について.....	73
3 教育・保育の需給計画.....	74
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	87
第5節 市の認可に係る需給調整の考え方.....	111
第6節 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保.....	112
第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	112
第8節 公立の教育・保育施設の状況(再編成計画の推進).....	113
<b>第 6 章 計画の推進</b> .....	<b>114</b>
第1節 計画の推進.....	114
第2節 計画推進の体制.....	114
第3節 計画の進捗状況の管理.....	115
<b>資料編</b> .....	<b>116</b>
1 いちはらっこの子育て支援会議委員名簿.....	116
2 計画の策定経過.....	117



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

市原市では、令和2年3月に、「新市原市次世代育成支援行動計画(後期計画)」と「第2期市原市子ども・子育て支援事業計画」を一本化した「市原市子ども未来プラン」を策定し、基本理念である「いちほらっこを優しく育む、みんなの笑顔が輝くまち」の実現に向けての取組を展開してきました。また、令和4年3月には「市原市子ども・若者の貧困対策推進計画」を策定し、生まれ育った家庭の経済状況等によって左右されることなく自分らしく活躍できる社会の実現に向けて各種の施策を講じてきました。

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和5年4月に、新たな司令塔として「こども家庭庁」が創設され、また包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同法第10条では、市町村は「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされています。また、同年12月22日には、従来からあった「少子化社会対策大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」の3大綱を一元化し、こども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。この「こども大綱」では、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を保障し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。市原市においても、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、令和6年1月には、「こどもまんなか応援サポーター」の就任宣言を行うとともに、市原のこどもたちが幸せで健やかな成長ができるよう「こどもまんなかアクション」を発表しました。

この度、令和6年度末をもって市原市子ども未来プランが期間終了となることから、上記のような状況を踏まえ、各種計画を一本化して新たに「市原市こども計画」(以下「本計画」といいます。)を策定するものです。

## 第2節 計画の基本的事項

### 1 計画の一本化

本計画は、令和2年策定の市原市子ども未来プランの内容を引き継ぎつつ、新たに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する「市町村計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」を一本化したものとして策定します。

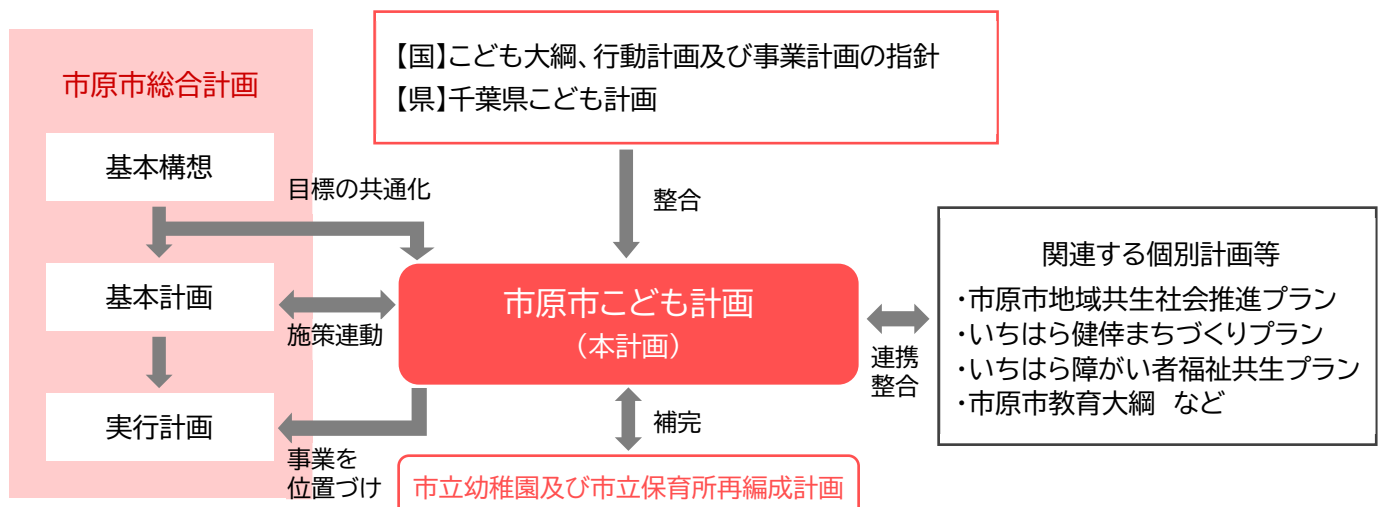
#### ● 計画の内容と一本化のイメージ

根拠法と法上の計画名	内容の概要	本市の計画
次世代育成支援対策推進法 「市町村行動計画」	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための施策を定めたもの	市原市子ども未来プラン
子ども・子育て支援法 「市町村子ども・子育て支援事業計画」	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(学童保育など)の提供体制の確保について、各種推計を基に計画値を示すもの	
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 「市町村計画」	こどもが権利・利益を害されること、また社会から孤立することのないよう、貧困の解消に向けて取り組む施策を定めたもの	市原市子ども・若者の貧困対策推進計画
子ども・若者育成支援推進法 「市町村子ども・若者計画」	子ども・若者の健やかな育成や、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援に係る施策を定めたもの	現行なし

### 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。また、「少子化社会対策大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」が一元化された「こども大綱」を踏まえた計画として策定し、上記のとおり、関連計画の一本化を行います。加えて、千葉県及び本市の関連計画と連携・整合するものとして策定します。

また、本計画は子ども・若者に関する施策として求められる取組を定めるものであり、それらの取組を進めるための事業は、3年ローリング方式(毎年度策定)を導入している「市原市総合計画実行計画」において位置づけ、実施します。



### 3 計画の対象

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」において、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義していることを踏まえ、特定の年齢で必要な支援が途切れることがないように、全ての子ども・若者とその家庭を、置かれた状況に応じて支えていきます。なお、若者は 40 歳未満を想定しますが、40 歳以上も対象外とするものではありません。

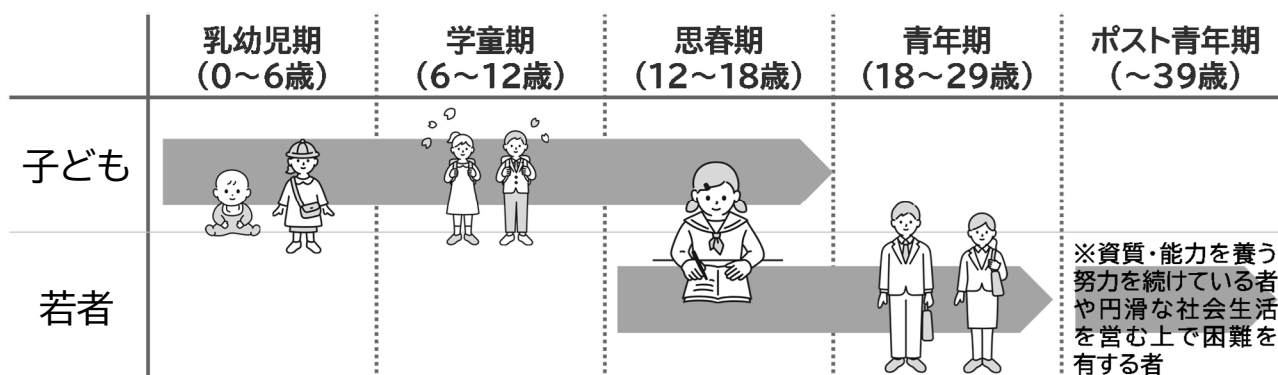
また、地域・事業者・各種団体など、地域社会を構成する全ての人も対象とします。

#### 参考)こども大綱「第1 はじめに」より

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している\*。

\*「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね 18 歳まで)、「青年期」(おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

#### ●子ども・若者のライフステージ(イメージ)



### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの5年間とします。

年度	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
総合計画	現行計画(H29~R8)									
					策定期間		新計画(R8~R17)			
本計画	市原市子ども未来プラン (R2~R6)					「市原市こども計画」(本計画)への一本化 (R7~R11)				
			市原市子ども・若者の 貧困対策推進計画 (R4~R8)							

## 第2章 現状と課題の把握

### 第1節 統計からみる現状

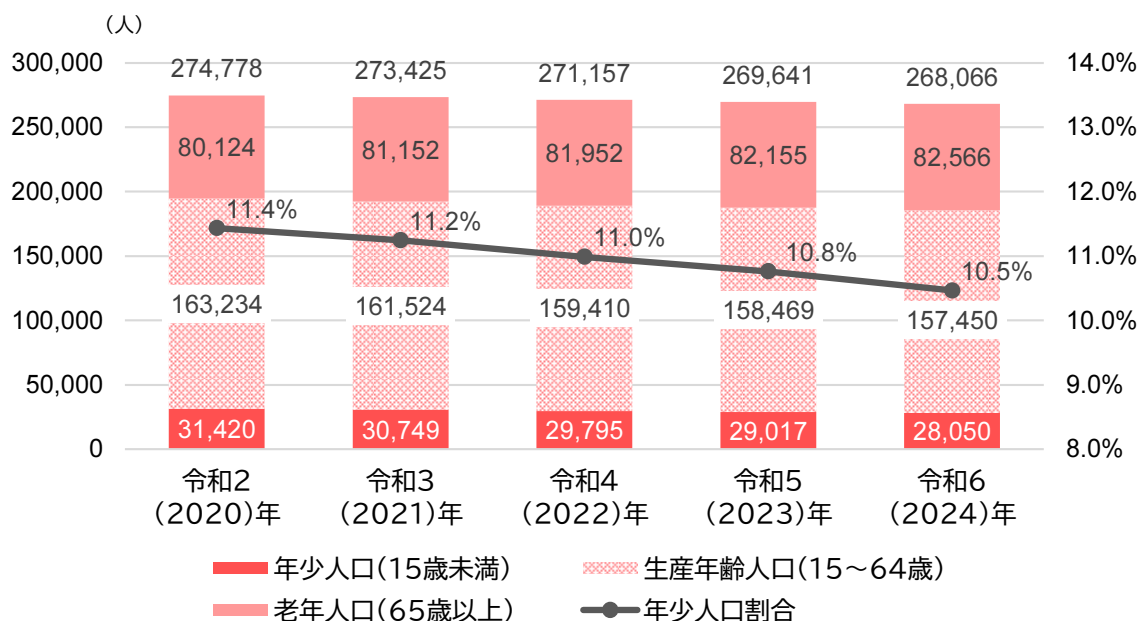
#### 1 人口・世帯

##### (1) 総人口と人口構成

本市の総人口は、近年減少局面となっており、令和2(2020)年から令和6(2024)年にかけて6,712人減少しています。年齢別の内訳をみると、年少人口と生産年齢人口の減少が続いています。

また、年齢別の人口割合についても、年少人口割合の低下が続いており、令和6(2024)年時点では10.5%となっています。

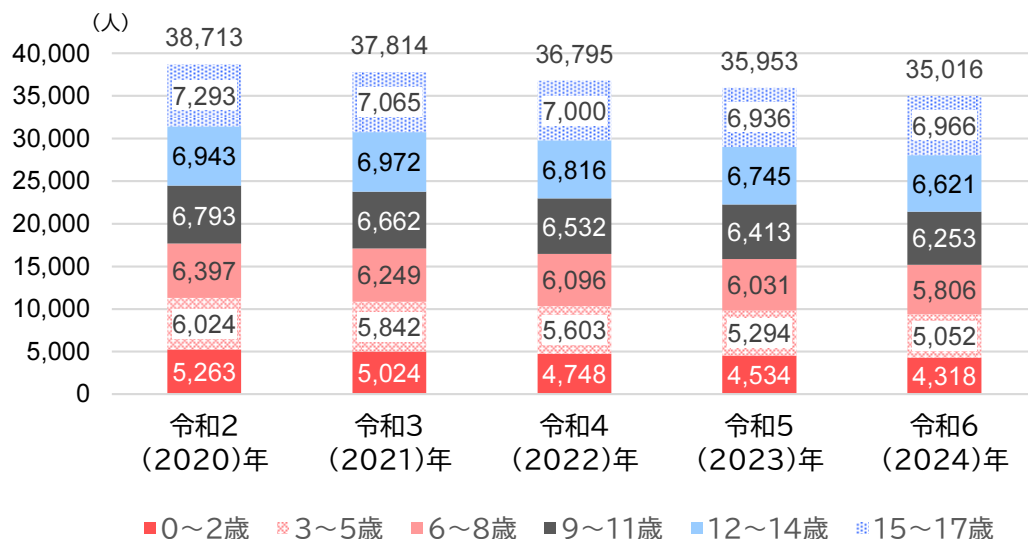
(単位:人)	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
総人口	274,778	273,425	271,157	269,641	268,066
年少人口(15歳未満)	31,420	30,749	29,795	29,017	28,050
年少人口割合	11.4%	11.2%	11.0%	10.8%	10.5%
生産年齢人口(15~64歳)	163,234	161,524	159,410	158,469	157,450
生産年齢人口割合	59.4%	59.1%	58.8%	58.8%	58.7%
老年人口(65歳以上)	80,124	81,152	81,952	82,155	82,566
老年人口割合	29.2%	29.7%	30.2%	30.5%	30.8%



出典:住民基本台帳(各年4月1日時点)

## (2)18 歳未満の年齢別人口

18 歳未満の人口についても減少が続いており、特に0～2歳、3～5歳は、令和2(2020)年時点でも特に少ない年齢層でしたが、令和6(2024)年にかけてそれぞれ 945 人、972 人減少しており、他の年齢層に比べて減少幅が大きくなっています。



出典:住民基本台帳(各年4月1日時点)

## (3)世帯数(18 歳未満親族のいる世帯・ひとり親世帯)

人口減少が進む中で世帯数は増加傾向にあり、令和2(2020)年には 117,584 世帯となっています。

一方、そのうち6歳未満親族のいる世帯や 18 歳未満親族のいる世帯については減少が続いており、平成 12 (2000)年から令和2(2020)年にかけての 20 年で、それぞれ 31.4%、28.7%減少しています。

これに対し、そのうちひとり親家庭の数をみると、必ずしも減少が続いてはおらず、増減を繰り返している状況です。

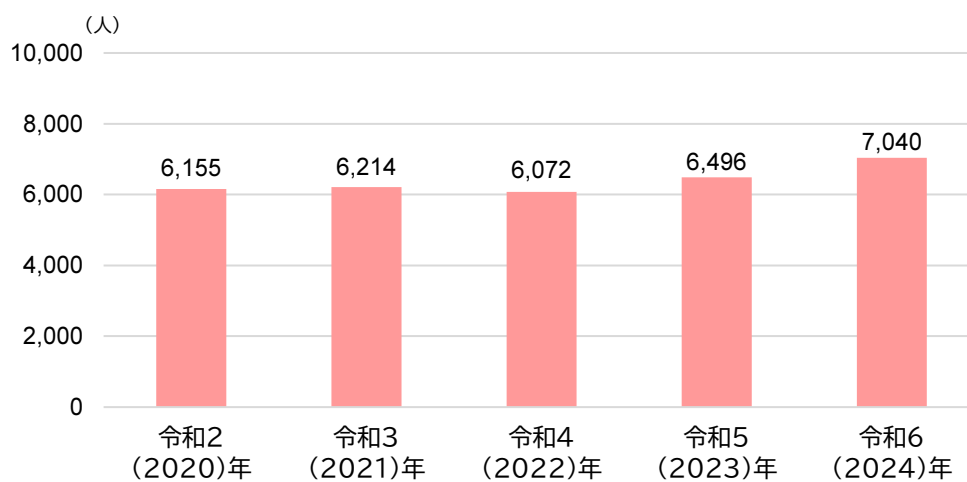
(単位:世帯)	平成 12 (2000)年	平成 17 (2005)年	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年	令和2 (2020)年
一般世帯数	99,501	104,819	111,854	113,284	117,584
6歳未満親族のいる世帯	11,845	11,159	9,998	9,302	8,121
うちひとり親家庭*	298	374	232	281	251
18歳未満親族のいる世帯	30,444	27,980	25,995	23,931	21,700
うちひとり親家庭*	1,320	1,551	1,230	1,550	1,312

出典:国勢調査(総務省統計局・各年 10 月 1 日時点)

※ひとり親家庭:未婚、死別又は離別の男親(女親)と、その未婚の 20 歳未満の子のみからなる一般世帯。

#### (4)外国籍人口

本市の外国籍人口は増加傾向にあります。



出典:住民基本台帳(各年3月31日時点)

## 2 教育・保育

### (1)教育・保育の利用状況・待機状況

1号認定及び2号認定(教育利用)の人数は減少が続いており、また定員数の縮小が続いています。

一方、2号認定(保育利用)の人数は増加が続いており、特に令和4年以降に増加幅が大きくなっています。定員数もそれに合わせて拡大が続いたのち、令和6(2024)年には縮小に転じましたが、定員にゆとりのある状況が続いています。

3号認定については、0歳が概ね横ばいであるのに対し、1・2歳は令和3(2021)年以降増加が続いており、特に令和6(2024)年には大きく増加しています。

また、保育所等利用待機児童数は令和4(2022)年以降0人となっています。

#### ●教育・保育の利用状況(市域全体)

(単位:人)		令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
A	1号認定人数	2,368	2,136	2,121	1,960	1,667
A'	2号認定人数(教育利用)	996	963	904	835	817
B	定員数	5,214	5,064	5,064	4,912	4,756
定員におけるゆとり(B-A-A')		1,850	1,965	2,039	2,117	2,272
A	2号認定人数(保育利用)	2,063	2,074	2,077	2,109	2,160
B	定員数	2,160	2,355	2,373	2,434	2,406
定員におけるゆとり(B-A)		97	281	296	325	246
A	3号認定人数(1・2歳)	1,401	1,329	1,410	1,414	1,534
B	定員数	1,420	1,587	1,613	1,648	1,619
定員におけるゆとり(B-A)		19	258	203	234	85
A	3号認定人数(0歳)	220	221	192	221	218
B	定員数	326	374	384	394	398
定員におけるゆとり(B-A)		106	153	192	173	180

※時点について、1号認定と2号認定(教育利用)は5月1日(学校基本調査の時点)、2号認定(保育利用)と3号認定は4月1日

※2号認定(教育利用)は、認定こども園や幼稚園の利用に定期的な預かり保育の利用を組み合わせたもの。

#### ●保育所等利用待機児童数(各年4月1日時点)

令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
32	1	0	0	0

(単位:人)

### (2)学童保育の利用状況・待機状況(各年5月1日時点)

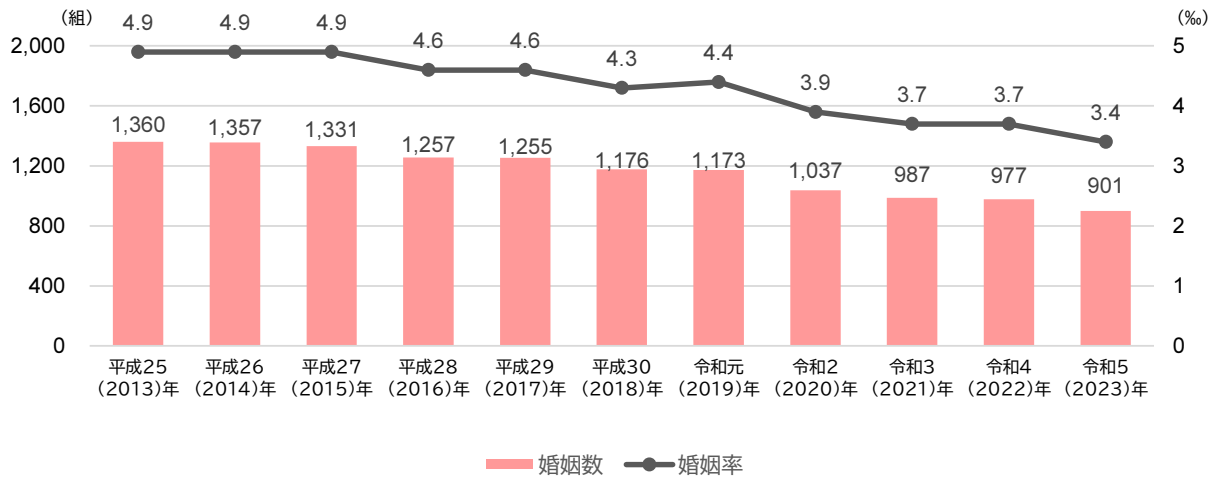
定員数は拡大を続けている一方、地域や時期によって、利用希望者数に対して実際の登録児童数が下回る状況(待機児童の発生)が続いており、必ずしもその解消に近づいていない状況です。

(単位:人)	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
定員数	3,050	3,080	3,140	3,170	3,195
登録児童数(A)	2,716	2,728	2,826	2,850	2,934
利用希望者数(B)	2,809	2,768	2,855	2,922	2,993
待機児童数(B-A)	93	40	29	72	59

### 3 婚姻・出生等

#### (1) 婚姻数・婚姻率

婚姻数は減少が続いており、婚姻率についても低下傾向にあります。

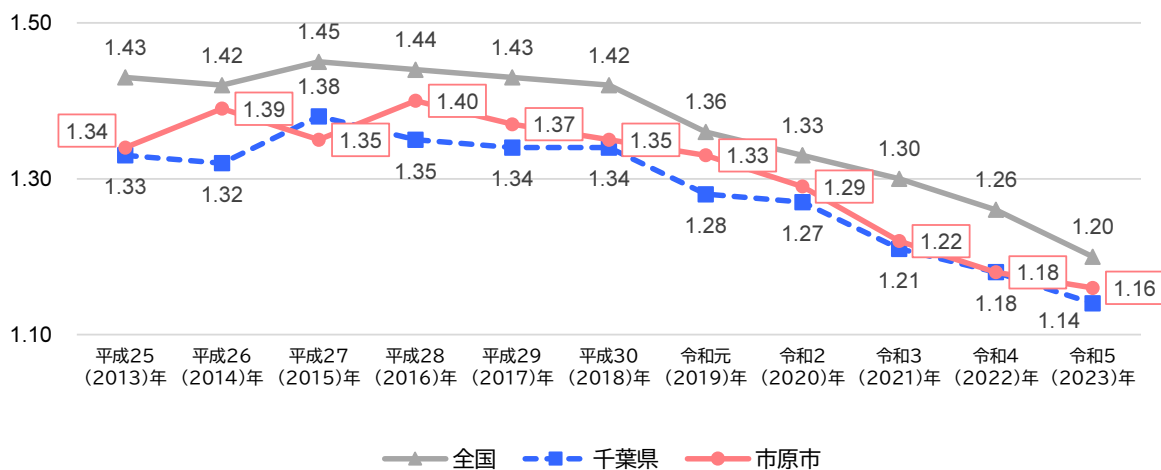


出典: 千葉県衛生統計年報(人口動態調査)  
 ※婚姻率は人口に対する千分率(‰)で表している。

#### (2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成 28(2016)年の 1.40 をピークに、以降は低下が続いています。千葉県の値と比較すると、平成 25(2013)年以降、概ねわずかながら上回っている状況ですが、全国との比較では下回っている状況が続いています。

(出生数の単位:人)	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
市原市	1.34	1.39	1.35	1.40	1.37	1.35	1.33	1.29	1.22	1.18	1.16
出生数	1,988	2,008	1,890	1,933	1,838	1,764	1,674	1,587	1,473	1,399	1,346
千葉県	1.33	1.32	1.38	1.35	1.34	1.34	1.28	1.27	1.21	1.18	1.14
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20



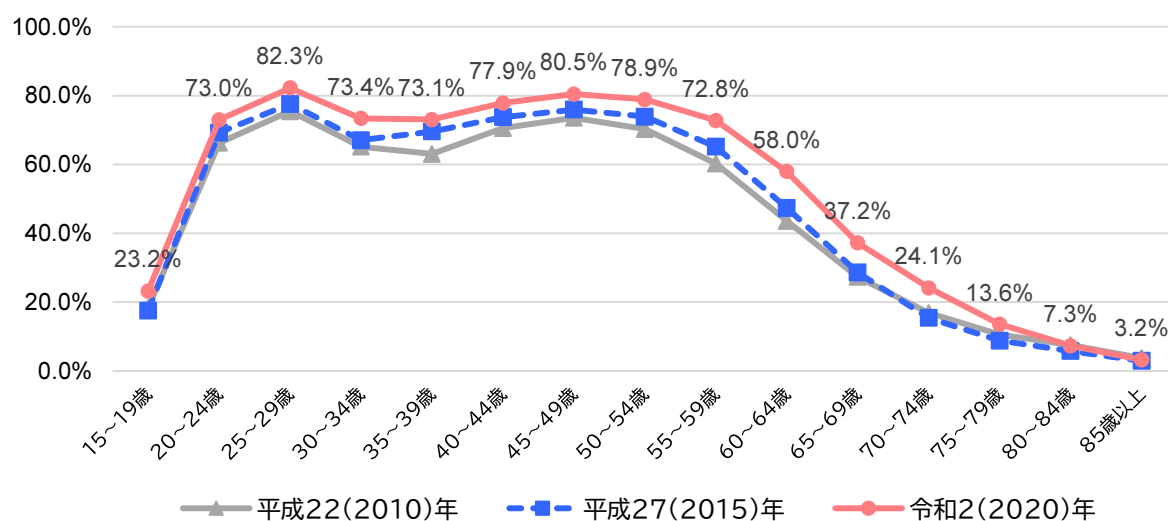
出典: 千葉県衛生統計年報(人口動態調査)

### (3)女性の年齢別労働力率

女性の労働力率(15歳以上の人口に占める「就業者」「完全失業者」を合わせた人数の割合)を年齢別にみると、25～29歳をピークに下がったあと、30代を谷底として45～49歳にかけて再び上がっており、いわゆるM字カーブの状況がみられます。平成22(2010)年と平成27(2015)年とを比べると、ピークと谷底に相当する年齢層に変化はみられませんが、30代の労働力率が特に上昇していることから、ピークと谷底の差は小さくなってきています。

また、55～69歳についても、平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけての10年で概ね10ポイント程度上昇しており、祖母世代の状況にも変化が生じていることがうかがえます。

(%)	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
総数(女性)	49.4	47.9	51.7
15～19歳	18.3	17.5	23.2
20～24歳	66.3	69.3	73.0
25～29歳	75.5	77.6	82.3
30～34歳	65.2	67.1	73.4
35～39歳	63.1	69.6	73.1
40～44歳	70.6	73.8	77.9
45～49歳	73.6	76.0	80.5
50～54歳	70.3	73.9	78.9
55～59歳	60.3	65.2	72.8
60～64歳	43.6	47.4	58.0
65～69歳	27.3	28.6	37.2
70～74歳	16.8	15.4	24.1
75～79歳	10.6	8.8	13.6
80～84歳	7.5	5.8	7.3
85歳以上	3.7	2.9	3.2



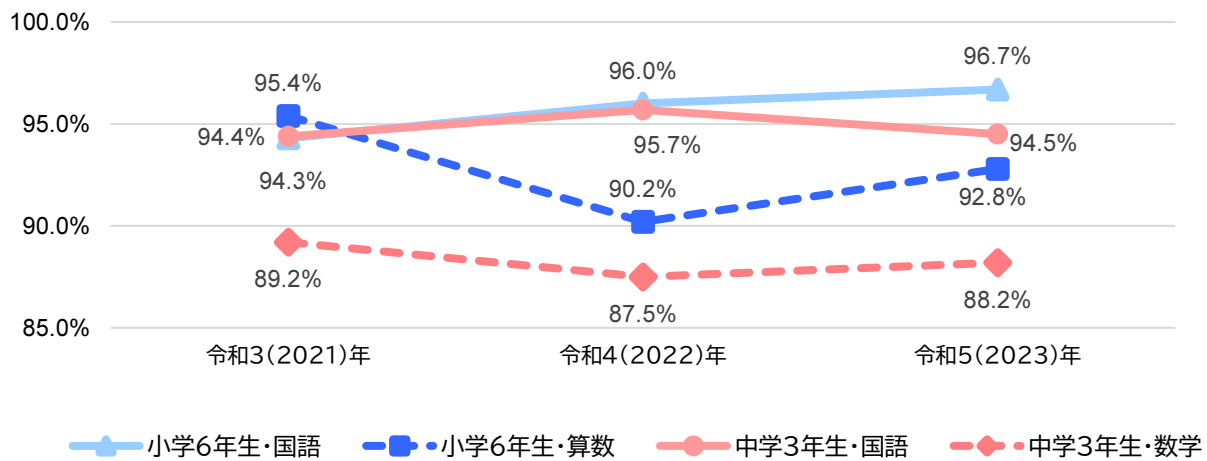
※グラフ中の数値は令和2(2020)年のもの  
出典:国勢調査(総務省統計局・各年10月1日時点)

## 4 子ども・若者等の状況

### (1) 学力状況(全国平均を100としたもの)

全国学力・学習状況調査の結果から学力状況をみると、小学校・中学校ともに、国語・算数(数学)いずれも100(全国平均)を下回る状況が続いています。特に、中学3年生・数学については、90を下回る状況が続いています。

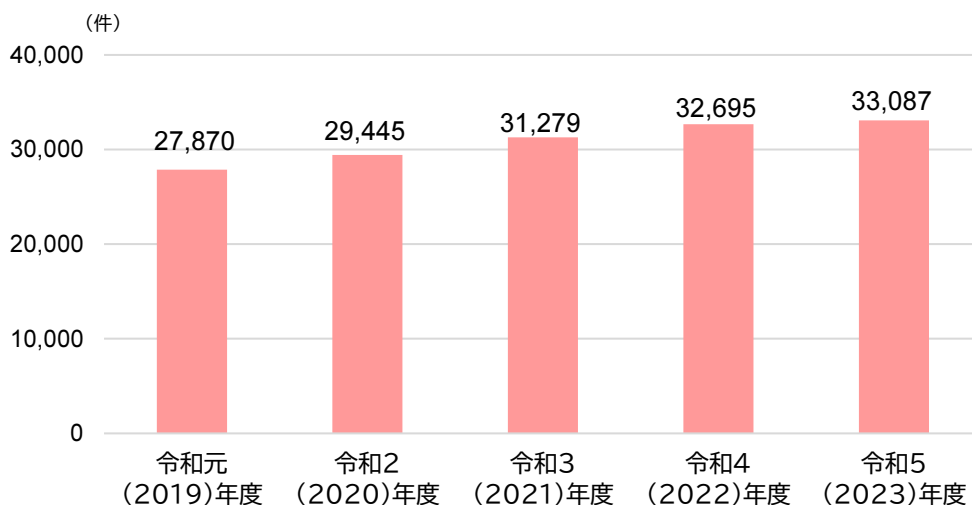
	令和3(2021)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年
小学6年生・国語	94.3	96.0	96.7
小学6年生・算数	95.4	90.2	92.8
中学3年生・国語	94.4	95.7	94.5
中学3年生・数学	89.2	87.5	88.2



出典: 全国学力・学習状況調査(文部科学省)

### (2) スクールカウンセラー等(スクールカウンセラーアシスタント、心のサポーターを含む)相談件数

スクールカウンセラー等の相談件数は増加が続いている状況となっています。



### (3)不登校児童生徒数

不登校児童生徒数をみると増加傾向にあります。

内訳をみると、令和5年度の小学校は減少しましたが、中学校では増加傾向にあります。

(単位:人)	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
小学校	110	138	193	169
中学校	256	279	309	382
合計	366	417	502	551

※不登校とは、心理的、情緒的、身体的、または社会的要因・背景により、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

### (4)特別支援学級児童生徒数及び特別支援学校在学者数

特別支援学級の児童生徒数をみると、小学校では増加が続いており、中学校でも増加傾向にあります。

内訳をみると、小学校・中学校ともに、いずれの区分でも概ね増加傾向にあります。特に「自閉症・情緒障害」(中学校は「情緒障害」)で大きく増加しています。

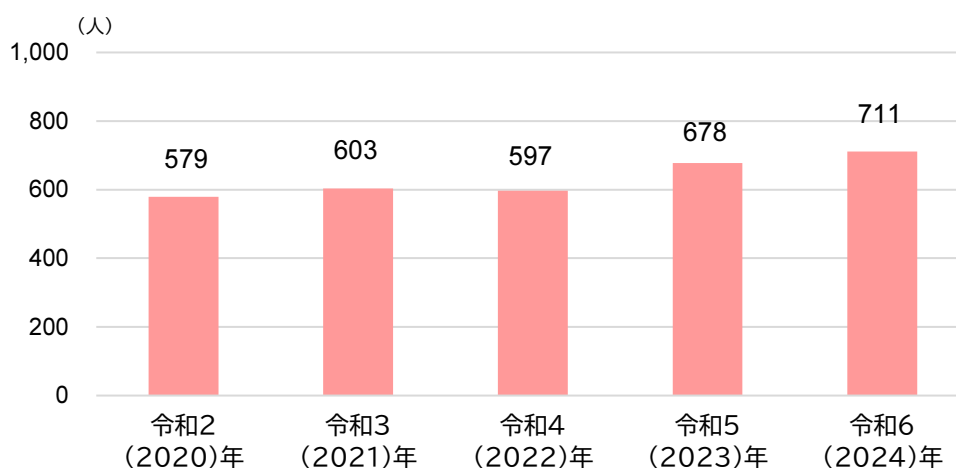
特別支援学校の在学者数は、概ね横ばいで推移しています。

(単位:人)	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
特別支援学級 小学校 合計	333	348	390	419	456
知的障害	195	207	219	220	232
自閉症・情緒障害	138	141	171	199	223
病弱	-	-	-	-	1
特別支援学級 中学校 合計	137	165	189	197	183
知的障害	84	105	113	102	98
情緒障害*	53	60	76	95	85
特別支援学校 在学者数	337	319	306	329	346

出典:学校基本調査(文部科学省)(各年5月1日時点)  
※令和2年分については、統計上の項目は「自閉症・情緒障害」

### (5)18歳未満の療育手帳所持者数

18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあります。



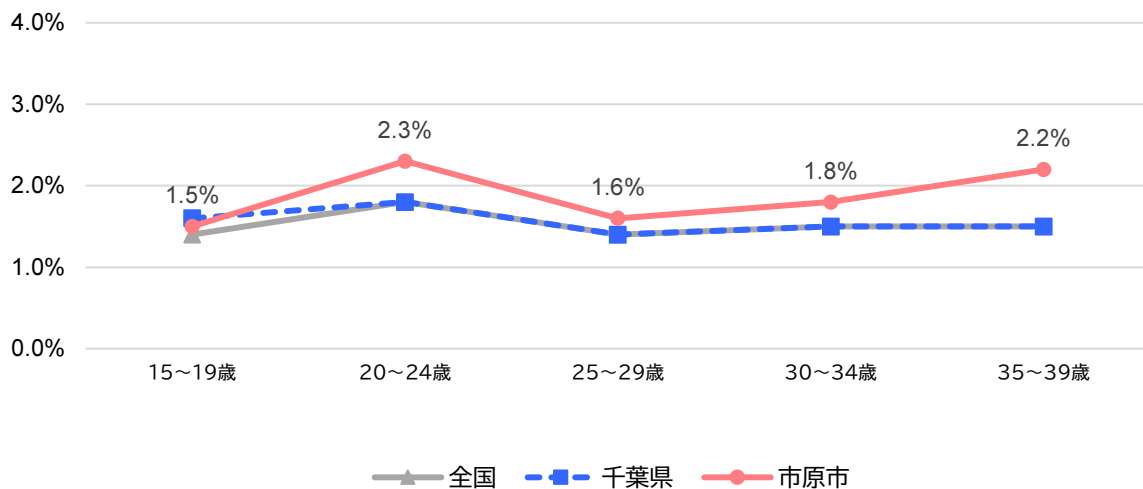
※各年3月31日時点

### (6)就業状況(若年無業者※の割合)

若年無業者(15～39歳)の割合を年齢別にみると、20～24歳で2.3%、35～39歳で2.2%と、2%を超えています。

千葉県及び全国の値と比較すると、20歳以上ではいずれの区分でも本市の値が最も高くなっています。

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
市原市	1.5%	2.3%	1.6%	1.8%	2.2%
千葉県	1.6%	1.8%	1.4%	1.5%	1.5%
全国	1.4%	1.8%	1.4%	1.5%	1.5%



出典:国勢調査(総務省統計局・令和2年10月1日時点)

※上記では、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者を無業者としている。

### (7)虐待相談対応件数

虐待相談の対応件数は増加傾向にあり、特に心理的虐待やネグレクトに関する相談が増加しています。

(単位:件)	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
件数合計	735	856	927
身体的虐待	193	223	207
性的虐待	21	14	9
心理的虐待	255	280	338
ネグレクト	266	339	373

## 第2節 計画の実績及び評価

### 1 市原市子ども未来プラン

令和2年策定の市原市子ども未来プランにおいては、成果指標(アウトカム指標)と活動指標(アウトプット指標)を定め、目標値を設定した上で、各種の施策を進めてきました。以下に、指標の考え方と達成状況を示します。成果指標・活動指標ともに、多くの項目で目標達成(◎)または基準値と比較して改善(○)となっていますが、改善していない項目もある状況です。

#### ● 指標の考え方

指標	考え方
成果指標(アウトカム指標)	施策・事業の実施により得られる成果を表す指標 ➡アンケート調査結果や統計値など
活動指標(アウトプット指標)	市の取組の実施状況を表す指標 ➡施設箇所数やイベント参加者数など

#### ● 指標の状況

##### 成果指標(アウトカム指標)

基本目標	指標	単位	基準値 令和元年度 (2019年度)	最新値 令和6年度 (2024年度)	目標値	最新値と 基準値の 比較
計画全体	普通出生率	‰	6.5 (H30)	5.2 (R5)	上昇	
	合計特殊出生率	—	1.37 (H30)	1.16 (R5)	上昇	
	子育てが楽しいと感じる人の割合	%	93.6	94.9	増加	◎
	市原市で子育てし続けたいと感じている親の割合	%	94.6 (H30)	95.4 (R5)	95.0	◎
	自分には、よいところがあると思う児童(小学生)の割合	%	75.9	85.0	増加	◎
	自分には、よいところがあると思う生徒(中学生)の割合	%	70.9	85.6	増加	◎
I	子育てと仕事を両立することができた市民の割合	%	43.3 (H30)	63.9 (R5)	67.0	○
	保育所等利用待機児童数(4月1日時点)	人	89	0	0	◎
	幼児教育や保育が充実していると思う人の割合	%	59.5	69.5	80.0	○

※「◎」目標達成、「○」基準値と比較し改善しているもの、「—」比較不能、「無印」目標未達成

基本目標	指標	単位	基準値 令和元年度 (2019年度)	最新値 令和6年度 (2024年度)	目標値	最新値と 基準値の 比較
II	「笑顔が広がるいちほっこりの子育て支援条例」を知っている人の割合	%	15.7	12.7	18.0	
	地域における子育て支援が充実していると思う人の割合	%	64.4	66.5	71.0	○
	子育てについて相談できる制度やサービスが身近にあった市民の割合	%	37.9 (H30)	48.9 (R5)	52.0	○
	放課後の生活が楽しいと感じる子どもの割合	%	88.4	83.0	増加	
III	産前・産後に不安や負担を感じた人の割合	%	60.4 (H30)	50.7 (R5)	減少	◎
	日常の育児の相談相手がいる親の割合 (1歳6か月児保護者)	%	94.6 (H30)	95.5 (R5)	増加	◎
	日常の育児の相談相手がいる親の割合 (3歳児保護者)	%	94.4 (H30)	94.9 (R5)	増加	◎
IV	幼稚園または保育所から小学校生活へ円滑な移行ができたと思う人の割合	%	78.0	82.6	90.0	○
	全国学力・学習状況調査 対全国平均 (小学校 算数)	%	93.1	96.2	上昇	◎
	全国学力・学習状況調査 対全国平均 (中学校 数学)	%	85.3	87.6	上昇	◎
V	ひとり親家庭等の自立のための支援が充実していると思う人の割合	%	50.8	58.3	53.0	◎
	児童虐待防止対策や児童虐待への対応が充実していると思う人の割合	%	52.1	60.0	56.0	◎

#### 活動指標(アウトプット指標)

基本目標	指標	単位	基準値 令和元年度 (2019年度)	最新値 令和6年度 (2024年度)	目標値	最新値と 基準値の 比較
I	顕彰企業等数(累計)	社	12	18	17	◎
	保育定員数 (4月1日時点)	人	3,704	4,423	4,945	○
	放課後児童クラブ定員数 (5月1日時点)	人	2,860	3,195	3,450	○
	延長保育事業実施施設数	箇所	49	65	75	○

基本目標	指標	単位	基準値 令和元年度 (2019年度)	最新値 令和6年度 (2024年度)	目標値	最新値と 基準値の 比較
II	いちほら市民大学(子育て支援コース)修了者数	人	109	140	160	○
	子育て支援センター箇所数	箇所	15	20	23	○
	児童館での行事や事業の実施回数	回	1,159 (H30)	1,067 (R5)	増加	
	いちほら子育て・教育サイトへのアクセス数※	件	76,142 (H30)	11,267(※) (R5)	増加	—
	将来親となる世代に対する子育て意識の醸成事業の実施状況(公立)	%	100.0	96.0 (R5)	100.0	
III	妊娠11週以前の妊娠届出率	%	92.5 (H30)	95.7 (R5)	増加	◎
	1歳6か月児健康診査の受診率	%	98.2 (H30)	96.0 (R5)	増加	
	3歳児健康診査の受診率	%	96.2 (H30)	95.7 (R5)	増加	
	小中学校における集団フツ化物洗口の実施施設の割合	%	21.9	100.0	100.0	◎
	チーパス協賛店(チーパスの店)数(4月1日時点)	箇所	328	356	増加	◎
	(保育所等の安全管理)訓練の実施状況(公立)	%	100.0	100.0	100.0	◎
IV	(幼児教育活動事業)体験研修実施施設数(公立)	箇所	7	11 (R5)	11	◎
	小学校での少人数学級(35人以下)編成達成率	%	99.4	99.8	100.0	○
	子どもの図書貸出冊数	冊	244,897	227,686 (R5)	増加	
V	教育訓練促進給付金受給者数	人	11 (H30)	6 (R5)	17	
	高等職業訓練促進給付金受給者数	人	26 (H30)	14 (R5)	33	
	(子ども家庭総合支援拠点事業)相談対応終了件数	件	509 (H30)	810 (R5)	780	◎
	生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援)の参加者の高校への進学率	%	100.0 (H30)	100.0 (R5)	100.0	◎
	児童発達支援センター設置箇所数	箇所	0	1	1	◎
	(帰国・外国人児童生徒日本語学習等支援事業)指導協力者活動回数	回	1,134 (H30)	2,058 (R5)	2,590	○

※いちほら子育て・教育サイトは、ホームページリニューアル時に削除。数値は、新ホームページの「子育て・教育」のアクセス数。

## 2 市原市総合計画(成果検証 2023)

市原市総合計画では、基本構想の実現に向け、毎年度において成果検証を行っています。同計画の施策 4-1「少子化対策と子育て支援の充実により、子どもと子育てに優しい社会を形成します」における主な指標の状況をみると、目標値に近づいたものが多く、「保育所等利用待機児童数」については既に目標を達成している状況です。

### ●市原市総合計画における主な指標の状況(本計画との関係が強いもの)

指標	基準値	実績値	目標値
	平成 28(2016)年度	令和5(2023)年度	
基本構想(活躍指標)			
子育てについて相談できる制度やサービスが身近にあった市民の割合	33.3%	48.9%	52.0%
子育てと仕事を両立することができた市民の割合	55.2%	63.9%	67.0%
基本計画(成果指標)			
市原市で子育てし続けたいと感じている親の割合	92.9%	95.4%	95%以上
保育所等利用待機児童数	14 人	0 人	0 人
幼児教育や保育が充実していると思う人の割合	61.8%	64.4%	80.0%

## 3 市原市子ども・若者の貧困対策推進計画

スクールソーシャルワーカー、ひとり親家庭の支援拡充、こども家庭総合支援拠点事業の強化、子ども医療費助成の 18 歳までの拡充、生活困窮者の自立支援(子どもの学習・生活支援事業の見直し)など、貧困対策に資する取組を実施しました。

指標	基準値 令和3(2021)年度	最新値 令和 6(2024)年度	目標値	算出方法
電気、ガス、水道料金、スマートフォンやインターネットの利用料金の未払い経験があったと答えた世帯の割合(子どもがある全世帯)	電気 2.9% ガス 2.2% 水道 3.1% 通信 3.7%	電気 2.5% ガス 1.7% 水道 2.6% 通信 3.1%	減少 させる	「市原市子どもの生活状況調査」で「過去1年の間に、経済的な理由で支払えないことがあった」と回答した保護者の割合
食料又は衣服が買えないことがあったと答えた世帯の割合(子どもがある全世帯)	食料が買えない経験 5.2% 衣服が買えない経験 6.6%	食料が買えない経験 3.9% 衣服が買えない経験 5.0%	減少 させる	「市原市子どもの生活状況調査」で「過去1年の間に、必要とする食料又は衣服が買えないことがあった」と回答した保護者の割合
ひとり親家庭に対する就労支援における就業率	89.3% (R2)	100.0% (R5)	100%	就業支援を行ったひとり親(資格取得促進のための給付金(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金)の支給者)の就業率
放課後や休日に地域での居場所がある児童・生徒の割合	小 31.3% 中 33.3%	小 31.6% 中 34.7%	増加 させる	「市原市子どもの生活状況調査」で「(自分や友人の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所(公民館やコミュニティセンターなど)を利用したことがある」と回答した児童・生徒の割合
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校・中学校別)	小 17.1% 中 40.9% (R2)	小 57.5% 中 42.9% (R5)	100%	市原市教育委員会指導課調べ市内小中学校のうち、スクールソーシャルワーカーによる対応実績がある学校の割合

### 第3節 ニーズ調査の結果

#### 1 調査概要

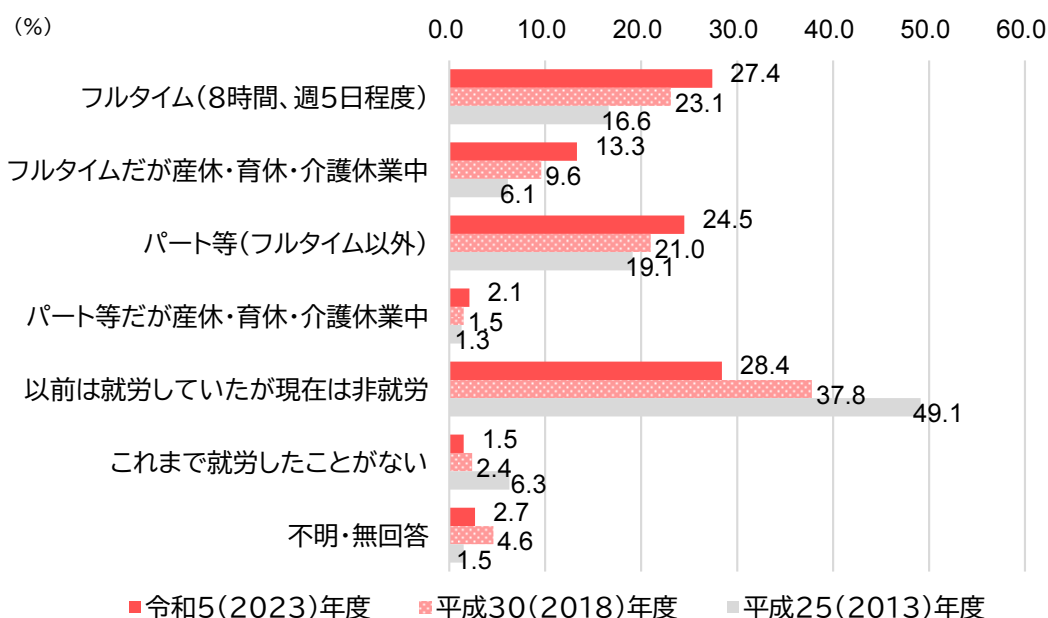
項目	未就学児調査	小学生調査
調査目的	計画策定の基礎資料を得る	
調査対象者	市内在住の未就学児のいる世帯 (無作為抽出)	市内在住の小学生のいる世帯 (無作為抽出)
調査期間	令和6(2024)年2月1日(木) ~2月16日(金)	令和6(2024)年2月1日(木) ~2月16日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式	郵送配布・郵送回収による本人記入方式
配布数	4,400 件	4,400 件
有効回答数 (有効回答率)	2,020 件(45.9%)	2,022 件(46.0%)

※平成 25 年度、平成 30 年度にも同様の調査を行っており、以降、適宜比較を行います。

#### 2 調査結果(主なもの)

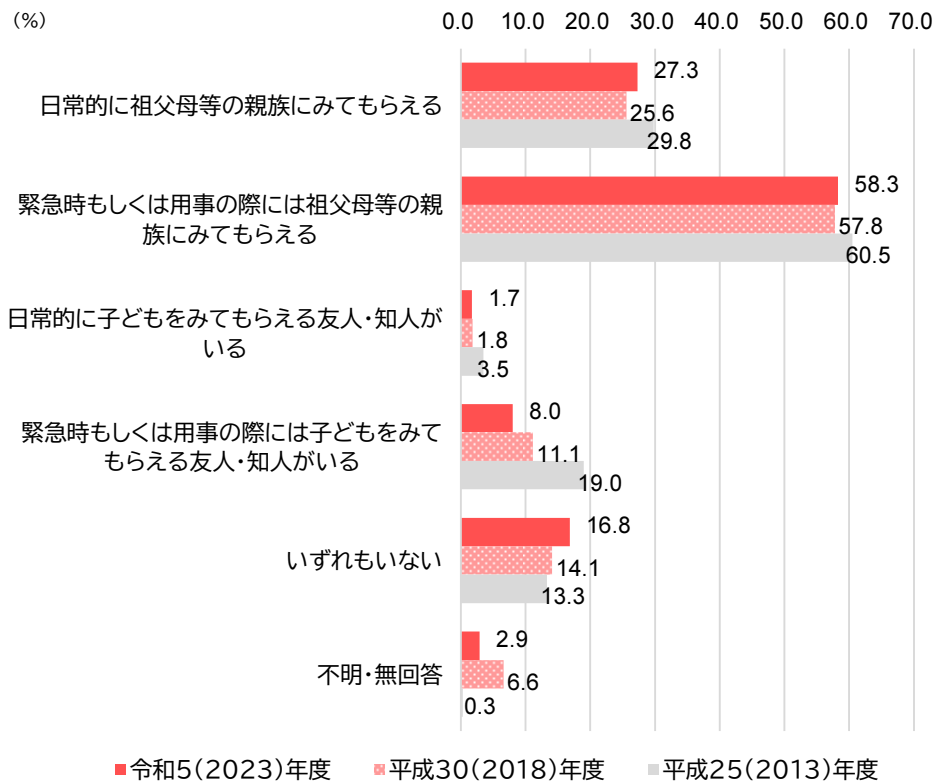
##### ●保護者(母親)の就労状況【未就学児調査・問11】

- フルタイム(育休中等含む)の割合が、22.7%から 40.7%と、10 年間で 18.0 ポイント上昇しています。
- 「以前は就労していたが現在は非就労」の割合は、49.1%から 28.4%と、10 年間で 20.7 ポイント低下しています。



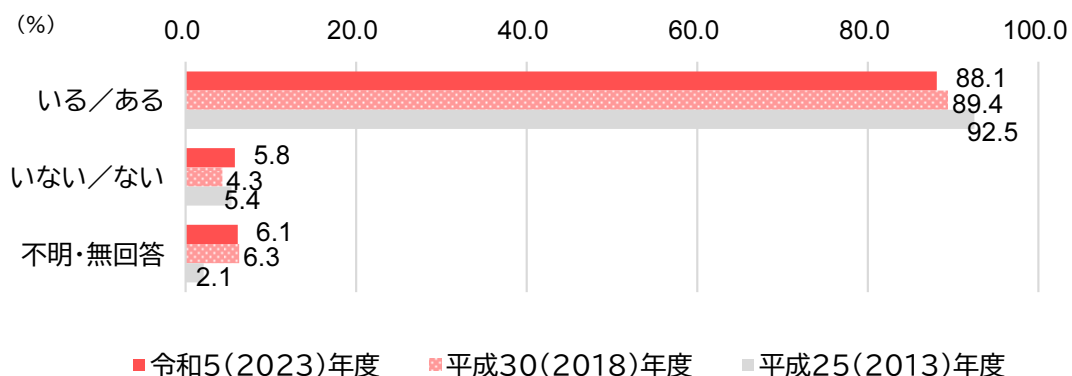
●日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無【未就学児調査・問8】

- 「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」割合は19.0%から8.0%と10年間で11.0ポイント低下していますが、全体的に大きくは変化していません。
- 「いずれもない」割合は、わずかながら上昇が続いており、令和5年度時点で16.8%となっています。



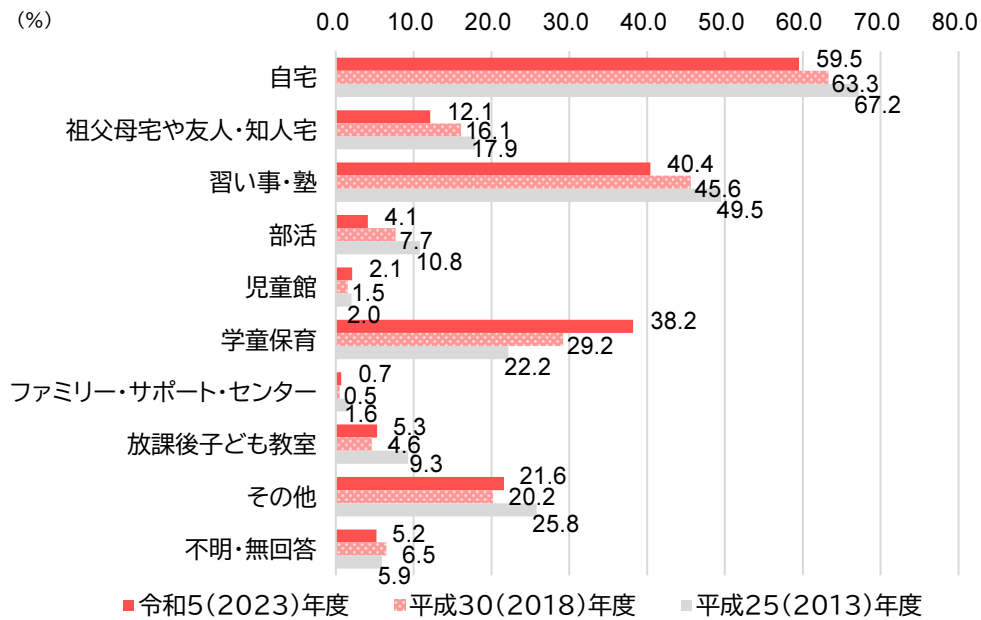
●子育ての上で気軽に相談できる先の有無【未就学児調査・問9】

- 「いる／ある」割合は、わずかながら減少が続いていますが、全体的に大きくは変化していません。
- 「いない／ない」割合は、令和5年度時点で5.8%となっています。



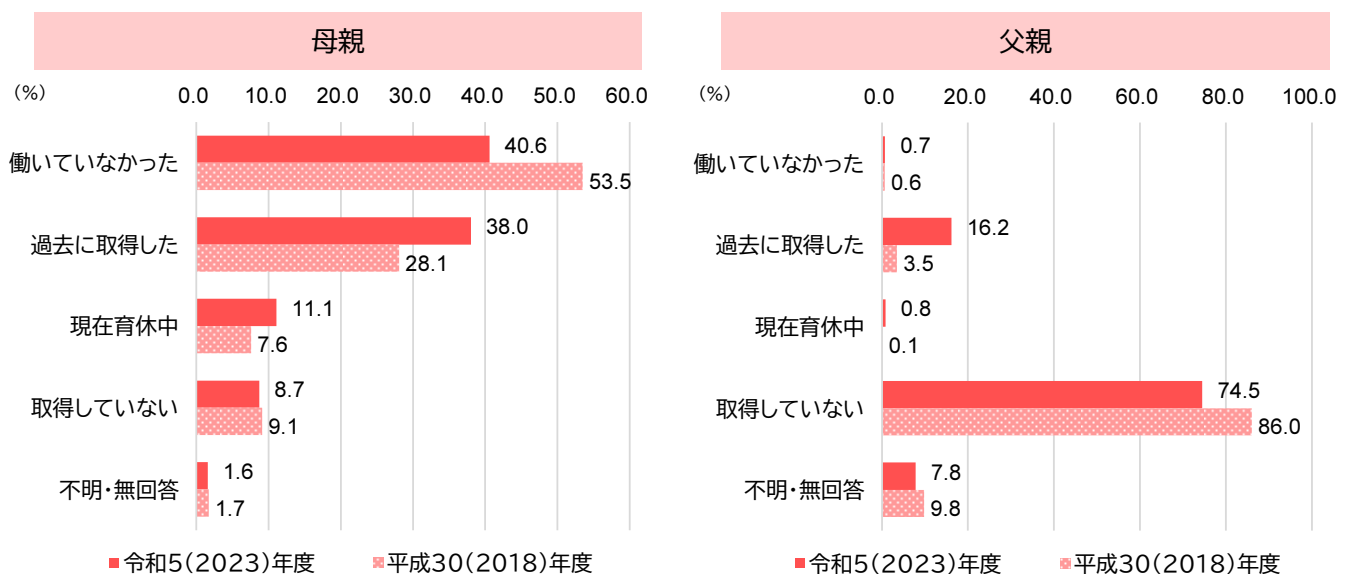
●小学校低学年(1～3年生)の放課後の時間の過ごさせ方の希望【小学生調査・問19】

- 「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事・塾」「部活」の割合は低下が続いており、それぞれ平成25年度から令和5年度にかけて7.7ポイント、5.8ポイント、9.1ポイント、6.7ポイント低下しています。
- 一方、「学童保育」の割合は上昇が続いており、同期間で16.0ポイント上昇しています。



●子が生まれたときの育休取得状況【未就学児調査・問26(1)(2)】

- 母親について、子が生まれたとき「働いていなかった」割合は前回から12.9ポイント低下しており、取得した割合(現在育休中を含む)は、13.4ポイント上昇しています。
- 父親についても、取得した割合(現在育休中を含む)は前回から13.4ポイント上昇しており、17.0%となっています。



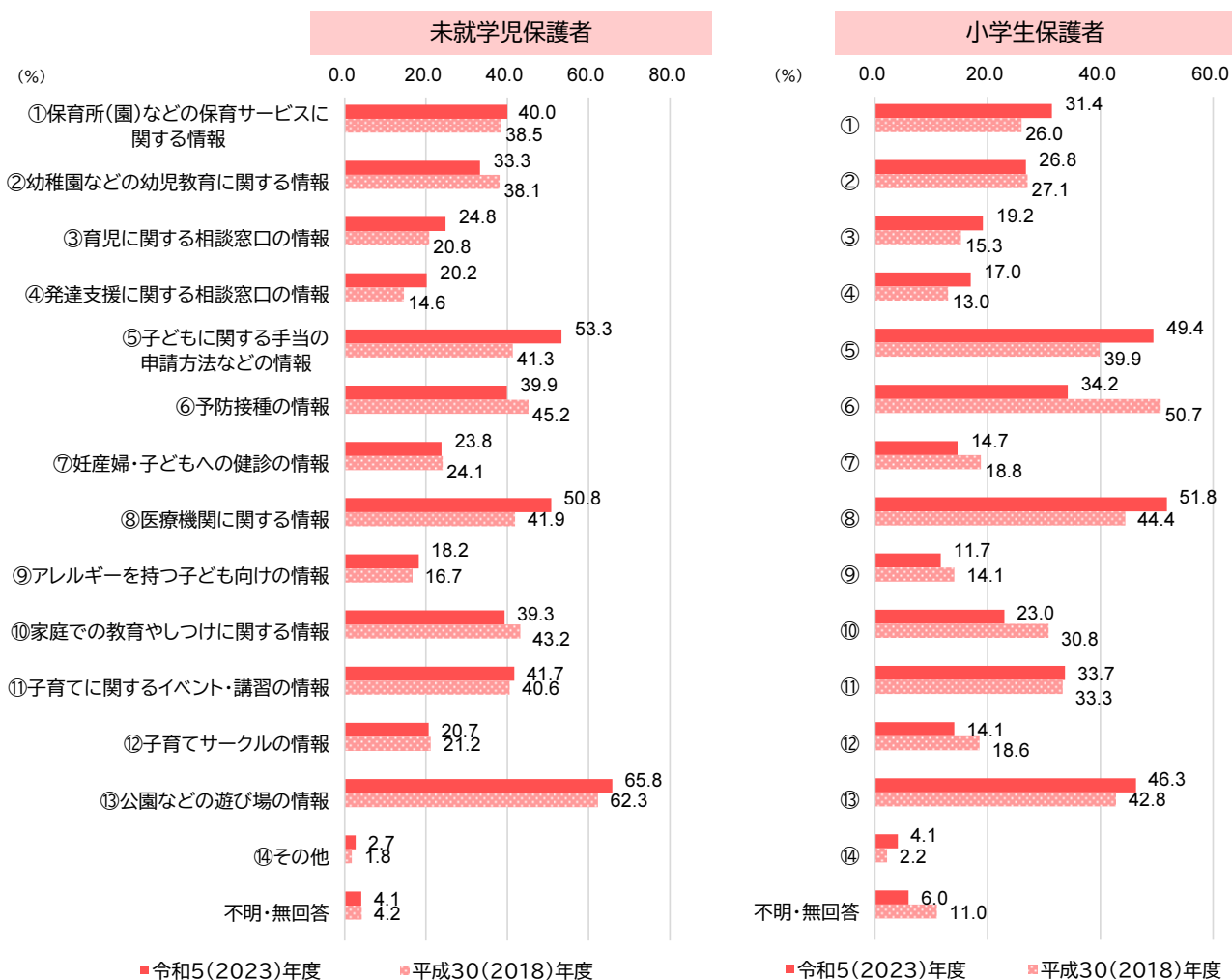
●市の子育てネウボラセンターの認知度(「知っていた」割合)【未就学児調査・問 30】

- 平成 29 年4月に設置した子育てネウボラセンターについて、認知度(「知っていた」割合)は前回調査から 31.1 ポイント上昇し、77.3%となっています。
- 年齢別にみると1歳以上の層での上昇が大きく、前回時点で認知度が8割以上に達していた0歳の層が成長していく中で、各年齢層での認知度が上がったものと考えられます。

(%)	平成 30(2018)年度	令和5(2023)年度
全体	46.2	77.3
0歳児の保護者	82.3	88.3
1・2歳の保護者	56.4	79.8
3～6歳の保護者	37.3	74.8

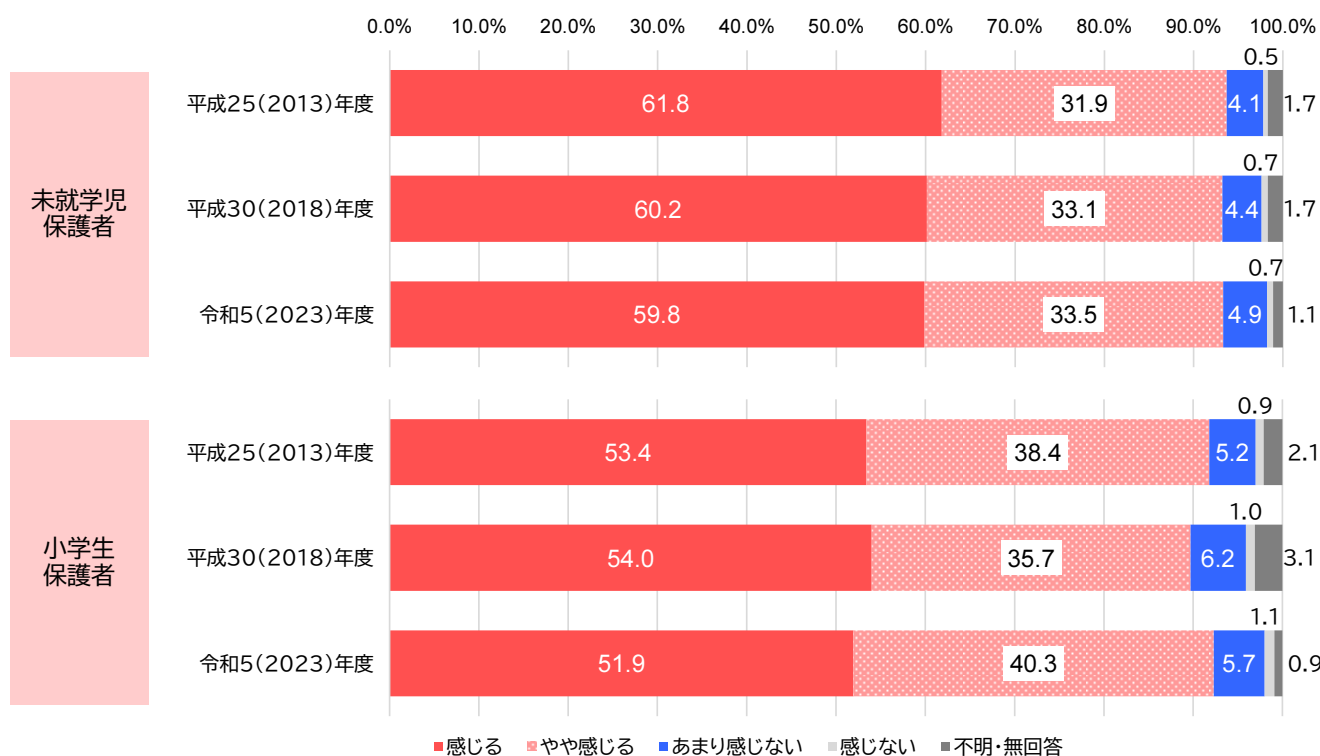
●子育てに関して欲しい情報【未就学児調査・問 36】【小学生調査・問 31】

- 未就学児の保護者について、「公園などの遊び場の情報」(65.8%)が前回調査に続いて最も高くなっています。次に高い「子どもに関する手当の申請方法などの情報」(53.3%)や「医療機関に関する情報」(50.8%)は、前回調査から 10 ポイント前後上昇しています。
- 小学生の保護者については、「医療機関に関する情報」(51.8%)が最も高くなっており、前回調査で最も高かった「予防接種の情報」は、今回 16.5 ポイント低下しています。



●子育ては楽しいと感じるか【未就学児調査・問 32】【小学生調査・問 28】

- 未就学児の保護者について、子育ては楽しいと「感じる」割合はわずかに減少していますが、全体的に大きくは変化しておらず、「感じる」「やや感じる」を合わせた割合は 93.3%となっています。
- 小学生の保護者についても、全体的に大きくは変化しておらず、「感じる」「やや感じる」を合わせた割合は 92.2%と未就学児の保護者に近い数値ですが、「感じる」割合のみに着目すると、未就学児に比べて 7.9 ポイント低くなっています。



## 第4節 ヒアリング調査等の結果

### 1 こどもの権利についてのアンケート

「こどもの権利条約」の4原則を主なテーマにしたオンライン調査及び放課後児童クラブでのヒアリング調査を実施しました。

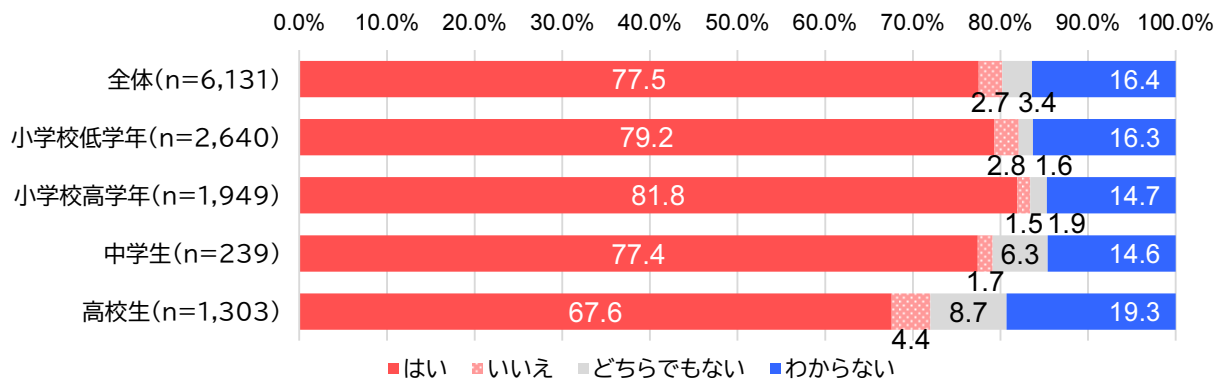
#### (1)オンラインアンケート調査の実施概要

項目	内容
調査期間	令和 6(2024)年 6月14日(金)~6月30日(日)
調査対象	市内在住・在学の小学生~高校生
調査方法	「子ども・若者アイデア BOX」を経由してのオンラインアンケート(無記名)
回答数	6,131件

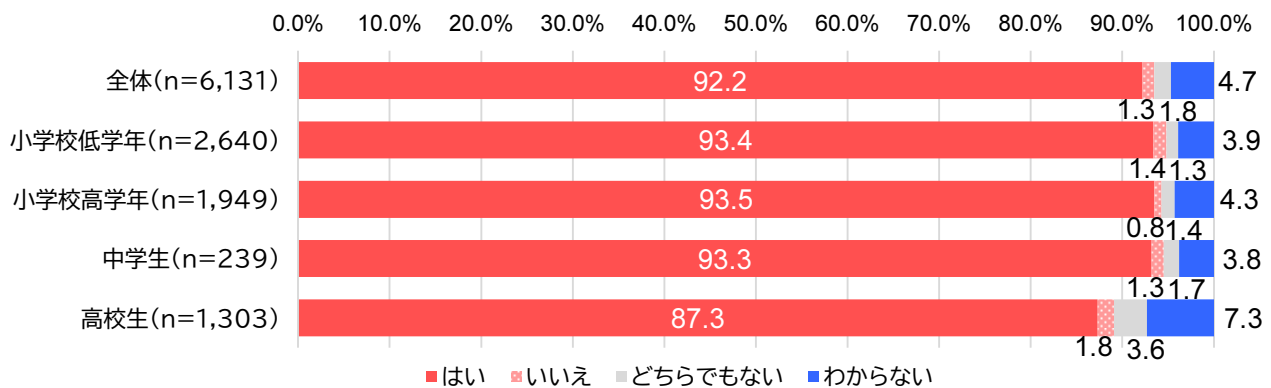
## (2)質問項目

### ●次の「こどもの権利」は守られているか

#### ①自分にとっていちばんよいことは何か、大人と一緒に考えてもらえる



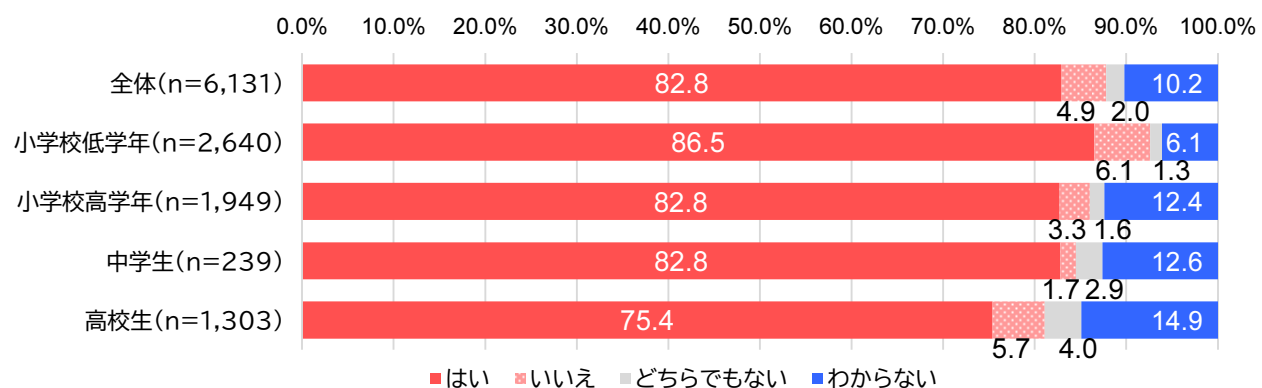
#### ②自分の命が守られ、安心して暮らせる



#### ③自分の意見を自由に言えて、大人はそれを大切にしてくれる



#### ④どんな理由でも差別されない



## (3)ヒアリング調査の実施概要

項目	内容
調査期間	令和6(2024)年7月1日(月)～7月5日(金)
調査対象・目的	小学1～4年生 ※小学1～4年生は、オンラインアンケート調査の回答が十分にできない可能性が考えられ、それを補完するためにヒアリング調査を行いました。
実施施設	・牛久小学校放課後児童クラブ ・白金小学校放課後児童クラブ ・白幡小学校放課後児童クラブ ・有秋西小学校放課後児童クラブ ・清水谷小学校放課後児童クラブ ※地区のバランスを考慮して選定
調査方法	子ども福祉課職員1名と児童5名程度を1グループとして対話(基本、学年別で実施)
調査実施児童数	91人

質問項目	質問項目について思うことなど(抜粋)
① 自分にとっていちばんよいことは何か、大人と一緒に考えてもらえる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●怒られているときに考えてもらえないと感じる。</li> <li>●行きたいところに連れて行ってくれる。</li> <li>●寝る時間を自分で決めている。</li> <li>●習いたい習い事を習わせてもらっている。</li> <li>●相談したくても忙しいときや時間がないときは聞いてもらえない。</li> <li>●少し風邪をひいたときに、学校を休ませてくれた。</li> <li>●一緒に考えてくれる人は特にいない。</li> <li>●やりたくない習い事をやらされている。</li> </ul>
② 命が守られ、安心して暮らせる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ケガをしたときに親が手当てをしてくれた。</li> <li>●命の危険を考えたことはない。</li> <li>●地震のときに不安になる。</li> <li>●自転車に乗るので自分自身で交通安全に気を付けたい。</li> <li>●アレルギーがあり、食べるときに気を付けている。</li> <li>●車にひかれそうになったことがある。</li> <li>●信号の歩道に警察官や地域の大人が見守っていてくれてうれしい。</li> </ul>
③ 自分の意見を自由に言えて、大人はそれを大切にしてくれる	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話しているときやスマホをいじっているときに私の話を聞いてくれないときがある。</li> <li>●親に話を聞いてほしい。</li> <li>●好きなサッカーをやらせてくれる。</li> <li>●身近な大人たちは怒っているときは話をきいてくれない。</li> <li>●自分の意見を言えるときもあるし、言えないときもある。</li> <li>●親と一緒に寝たいが別々の部屋で寝ている。</li> <li>●両親がケンカをしていると、終わるまで何も言えない。</li> </ul>
④ どんな理由でも差別されない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●友達の男の子からちょっかいを出され、嫌だと言ったらエスカレートした。</li> <li>●兄だから言うことを聞けと言われた。</li> <li>●足が太いのを人に言われたくない。</li> <li>●ドッジボールでみんなに狙われて嫌だった。</li> <li>●欲しいものを弟は買ってもらえるのに、姉だからと買ってもらえないことがある。</li> </ul>

## 2 いちはら子どもまんなかワークショップ

本計画の策定にあたり、当事者である子ども本人の声を計画に反映させるため、参加型・対話型の取組としてワークショップを開催しました。ワークショップにおいては、子どもが普段困ることや不満なこと、またそれらの解決アイデアを話し合うとともに、「どんな社会になるとよいか？」というテーマで、自分の思いを言葉にすることを行いました。

### (1)ワークショップの概要

項目	内容
日時	令和6(2024)年 7月13日(土) 午前10時～12時
場所	市原市市民会館 大会議室
参加者	・市内在住の小学5年生～中学3年生を対象として募集 ・最終的な参加者は17名(うち小学生12名、中学生5名)
プログラム	①こどもの状況を知る(アンケートで寄せられた同年代の意見や「こどもの権利」について) ②子どもは何に困っている?何が必要か考える(困ること・不満なことと、その解決アイデア) ③どんな社会になるとよい?(自分なりの言葉でのフレーズ化)

### ●開催時の様子



## (2) 困ること・不満なこと(抜粋)

意見の分類	主な意見(原則として原文のまま)
差別・偏見、個性への無理解について (9件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ジェンダーが理解されていない 思い込みが差別になっている</li> <li>●好きなことやしゅみをなかなか理解してもらえない(家族・友達などに)</li> <li>●とくていの人だけ強くいって他の人は、やさしくちゅういすること</li> </ul>
生活環境について (9件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電車バスの料金が安い</li> <li>●物の置き場がない(自転車置き場や趣味のものなど)</li> <li>●もっと環境に配りよしたことをするべきだ</li> </ul>
大人のふるまい・怒り方について (9件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●言い方がきつい先生がいる</li> <li>●自分が人にすごく注意してるのに自分がやらない</li> <li>●ちょっとのしっばいですごくひどいことをいわれる</li> </ul>
ごみ問題について (8件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポイステしないでほしい</li> <li>●公園や通学路にごみがおちている</li> <li>●ごみ箱が道端にほしい。</li> </ul>
公園の環境・整備状況について (8件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こうえんのさくを高くしてほしい。(ボールを使って遊ぶとき)</li> <li>●公園の遊具があるけど立ち入り禁止とかかいてあってずっと遊具が使えない!</li> <li>●公園で少しうるさくしただけで近所の人に写真をとられた。</li> </ul>
周囲からされる嫌なことについて (7件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の物にベタベタさわってくるし体をさわってくる</li> <li>●着がえてるときにうわばきをけられた</li> </ul>
安全・安心の確保(道路)について (6件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路の整備をしてほしい! →がれきとかで道路がぼこぼこしてるから</li> <li>●見通しが悪くて車が来てるか分からないからミラーをつけてほしい!!</li> <li>●歩道のない道路がこわい。</li> </ul>
学校の環境について (5件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の制服があつい</li> <li>●授業のレベルをもっと難しくしてほしい。</li> <li>●デジタル化がおそい タブレットを使用した授業が少ない</li> </ul>
意見の表明機会・尊重について (4件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●意見が親にうまくいえない</li> <li>●子供がもうちょっと社会にかかわってもいいと思う</li> <li>●大人がなかなか意見を聴いてくれない</li> <li>●話し合いの時間が少なすぎる</li> </ul>
安全・安心の確保(防犯)について (3件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●へんなおばさんがいていやだ。</li> <li>●ふしん者がこわい。</li> </ul>
その他 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休みが少ない</li> <li>●スマホの時間制限とってください</li> </ul>

### (3) 困ること・不満なことの解決に向けたアイデア(抜粋)

困ること・不満なこととして挙げられた内容のうち、特に解決アイデアを考えたいものを選び、話し合いを行いました。以下では、そのアイデアのうち、公的な取組に関わるものを抜粋しています。

困ること・不満なこと		主な解決アイデア(原則として原文のまま)
差別・偏見、個性への無理解について	ジェンダーが理解されていない 思い込みが差別になっている	<ul style="list-style-type: none"> <li>●色んな世代の人もジェンダーを知ってほしい</li> <li>●性別にとらわれず自分らしく生きていく</li> </ul>
生活環境について	自分の趣味に使う物の置き場がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いろいろある所をふやす。(公民館など…)</li> <li>●家に置かなくてよいよう、いろいろできる公共の場所をつくる</li> </ul>
ごみ問題について	公園や通学路にごみがおちている	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園にごみばこをおく 多くおちてる所</li> <li>●ごみのそうじ道具をおく</li> </ul>
学校の環境について	学校の制服があつい	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ジャージ登校可にする。</li> <li>●夏は熱中症のリスクもあるから調べて対処してほしい</li> </ul>
学校の環境について	授業のレベルをもっと難しくしてほしい	<ul style="list-style-type: none"> <li>●レベル別の授業をする</li> <li>●授業を選べるようにする。</li> </ul>

### (4) どんな社会になるとよいか(抜粋)

意見の分類	主な意見(原則として原文のまま)
脅威がない・平和な社会 (10件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもが安心してすごせる社会</li> <li>●差別やいじめがなく、だれもがすごしやすい社会</li> <li>●つらい思いを皆がしない社会</li> </ul>
やさしさ・思いやりがある社会 (9件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相手のことを考えてくれる社会にしてほしい。</li> <li>●えらい人がいばらずやさしい世界</li> <li>●みんなで支えあう社会</li> </ul>
差別がない・平等な社会 (7件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●色んな意味で多様性を認め合い、差別のない社会</li> <li>●全員のことが理解されている、平等の意味をしっかりと理解された社会</li> <li>●すべての人がびょうどうにいきていけるかんきょう</li> </ul>
意見が尊重される・言いやすい社会 (7件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小さな声を聞いてしんけんに考えてくれる社会</li> <li>●意見を言うのが苦手な人でも言いやすい社会</li> <li>●自分の思ったことを、ありのまま意見を述べられる。</li> </ul>
正しい・真っ当な社会 (4件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みんなが3つの心(正義、すなお、優しさ)を持った社会</li> <li>●表裏のない社会</li> <li>●清く、正しく明るい社会</li> </ul>
個性が尊重される社会 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分のいろいろな事が認められる社会</li> <li>●自分に合った教育や場が与えられる社会</li> <li>●みんなの意見や趣味などの「個性」を理解しあえる社会</li> </ul>
楽しさがある社会 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみがなく楽しい社かい</li> <li>●たのしくいじめのないしゃかい</li> </ul>
その他 (3件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園がきれい一人一人の公園があってしゅるいが色々な社会</li> <li>●明るい社会</li> </ul>

### 3 市原市子どもの生活状況調査

#### (1)実施概要

項目	内容
対象	小学5年生(2,060名)とその保護者、中学2年生(2,132名)とその保護者
調査方法	小中学生はタブレットを活用し、保護者はスマートフォン等によりインターネット上で回答
調査期間	令和6年6月～7月
回答率等	下表参照

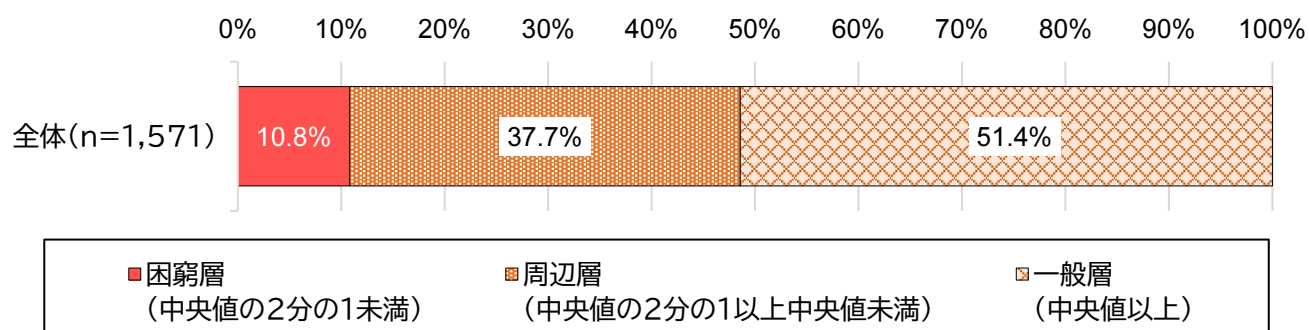
《回答率等》	対象者	有効回答数(回答率)		紐づけ可能※ 回答数(回答率)
		子ども	保護者	
小学5年生	2,060名	1,638名 (79.5%)	918名 (44.6%)	821組 (39.9%)
中学2年生	2,132名	1,591名 (74.6%)	745名 (34.9%)	682組 (32.0%)
計	4,192名	3,229名 (77.0%)	1,663名 (39.7%)	1,503組 (35.9%)

※子どもと保護者が両方回答している回答数です。家庭の状況と子どもの回答を紐づけて分析することが可能です。

#### (2)結果(抜粋)

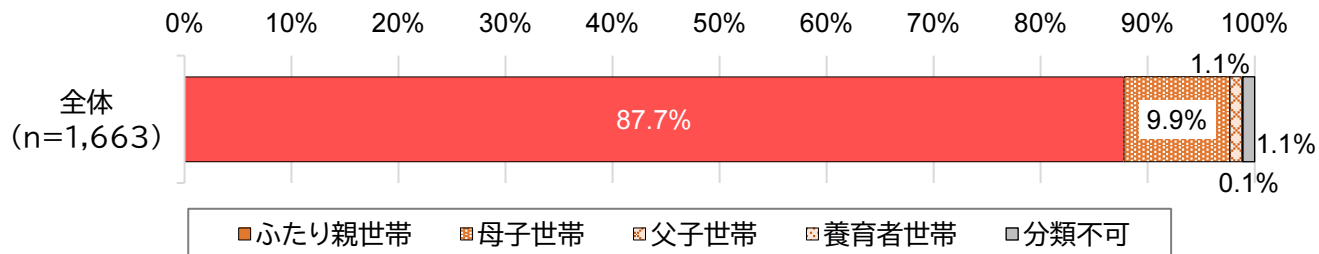
##### ①年間収入

令和5年(2023年)の世帯全員のおおよその年間収入について、家族の人数を踏まえ「等価世帯収入」の水準により分類しました。等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満(以下「困窮層」という。)」に該当するのは10.8%、「中央値の2分の1以上中央値未満(以下「周辺層」という。)」に該当するのは37.7%でした。



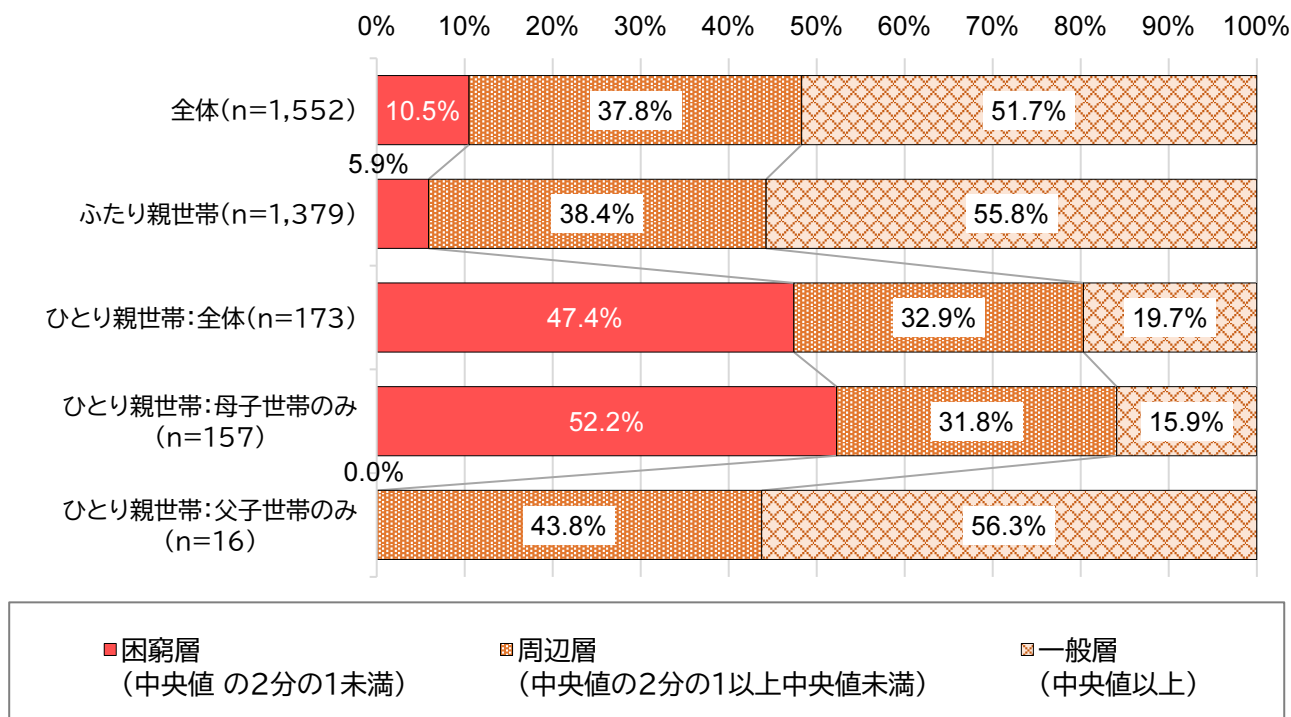
## ②家族構成

子どもと同居し、生計を同一にしている家族の構成(単身赴任中の方や学業のために世帯を離れている方も家族の人数に含める。)は、ふたり親世帯が87.7%、ひとり親世帯が11.0%、養育者世帯が0.1%でした。



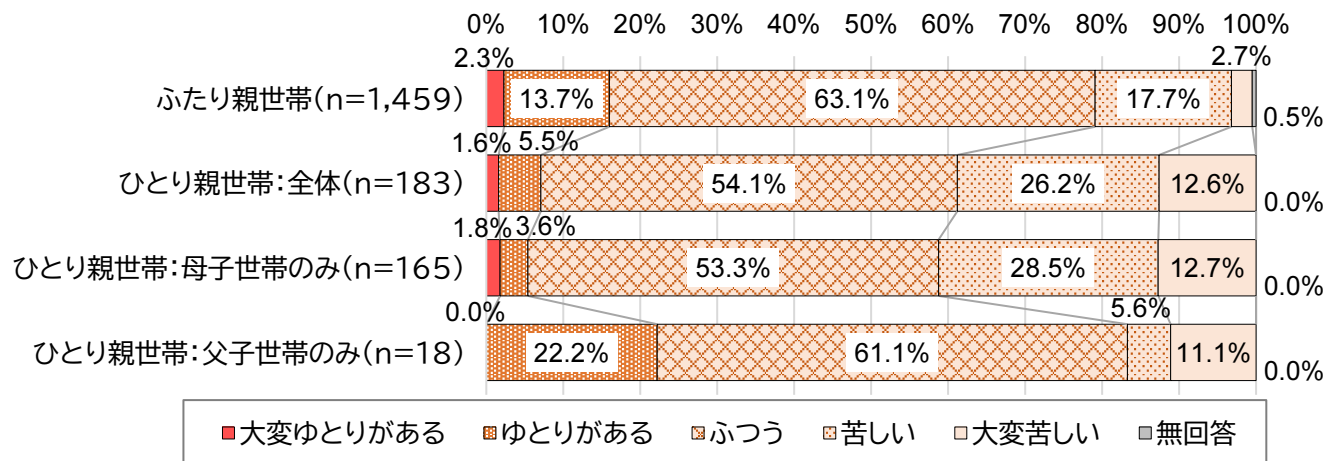
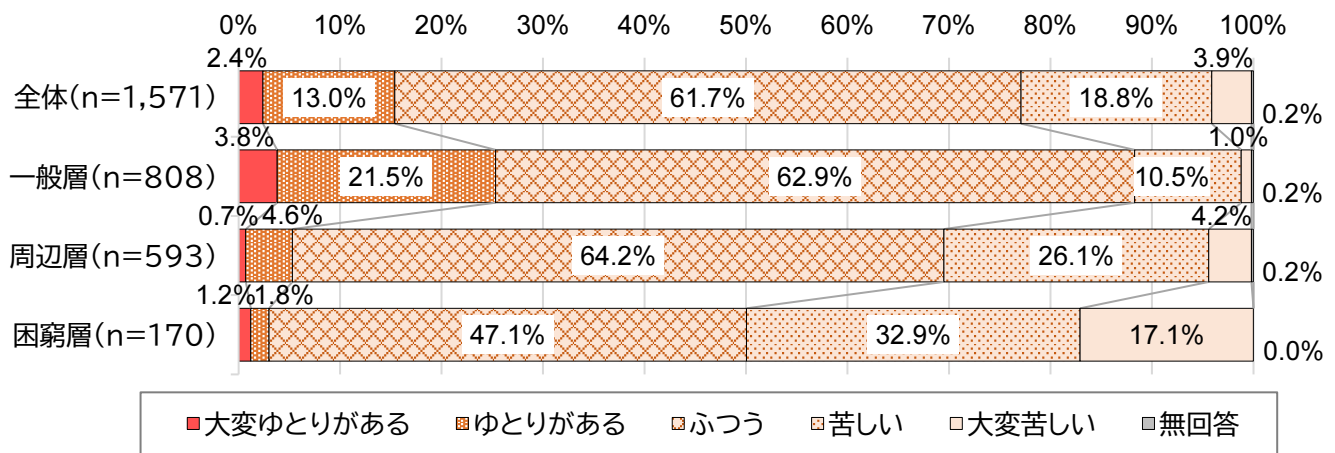
## ③世帯の状況と等価世帯収入による分類

ひとり親世帯では47.4%、母子世帯では52.2%が困窮層に分類されました。



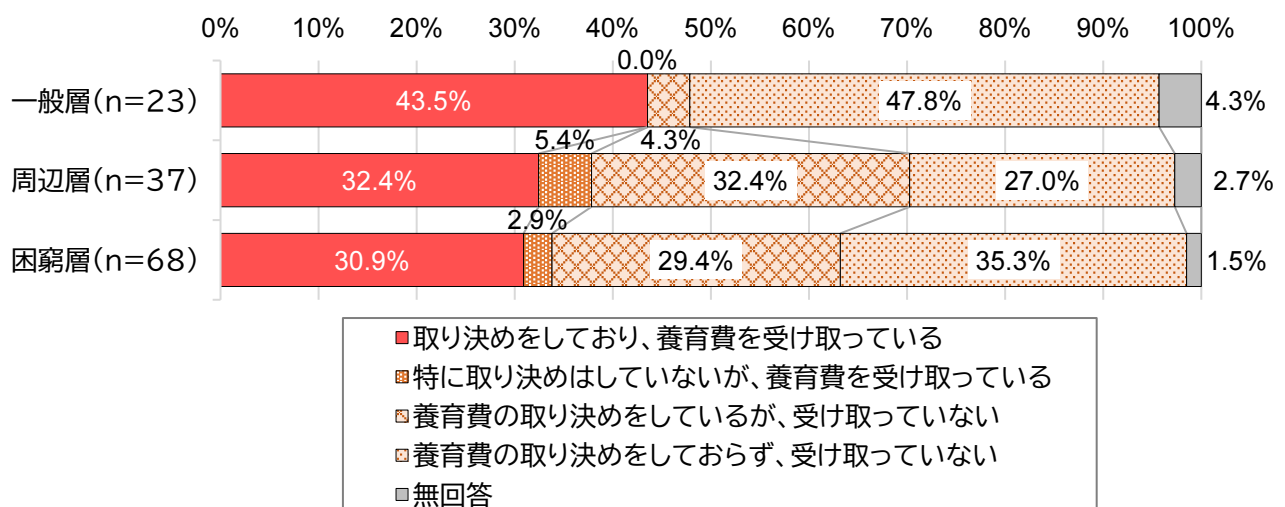
#### ④暮らしの状況

「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合は、一般層では 11.5%であったのに対し、周辺層では 30.3%、困窮層では50.0%、「ひとり親世帯」全体では 38.8%、「母子世帯」のみでは 41.2%でした。



#### ⑤養育費

周辺層、困窮層では、養育費の取り決めの有無に関わらず「養育費を受け取っていない」率が高い状況です。



## 4 若者アンケート

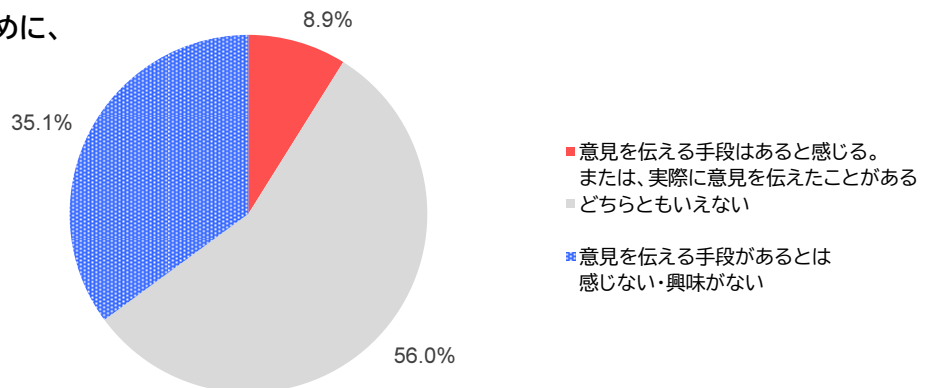
若者自身が考える「夢や希望を叶えやすいまち」のイメージを明らかにするとともに、その未来に向けて、市と若者が共に取り組む上での課題、必要な施策の方向性等について検討するためのオンラインアンケート調査を行いました。

### (1)アンケート調査の実施概要

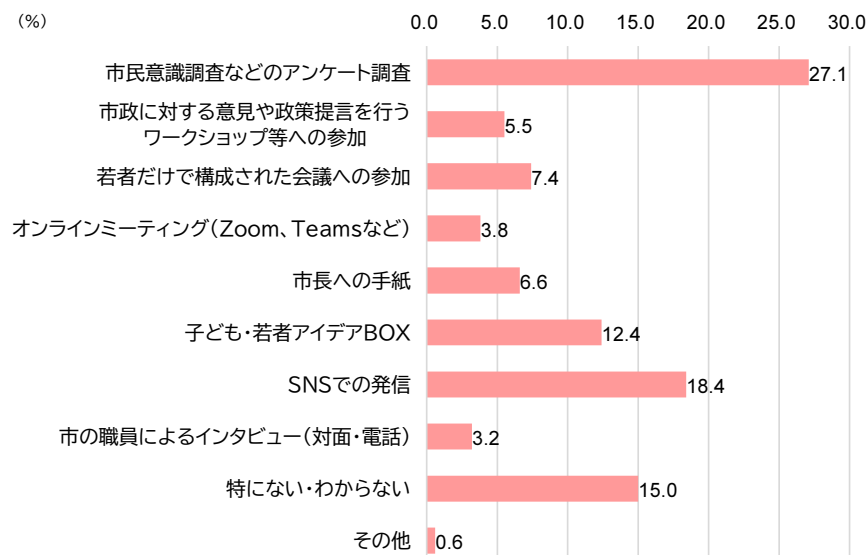
項目	内容
調査期間	令和 6(2024)年 6月 10 日(月)～6月30日(日)
調査対象	15 歳から 39 歳までの市内在住・在勤または在学者
調査方法	オンラインアンケート(無記名)
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域・地元への愛着について</li> <li>● 学校・職場以外の活動に関する意識</li> <li>● 自己肯定感、夢・希望及び将来に関する意識</li> <li>● 市・行政と若者との関わりに関する意識                    など</li> </ul>
回答数	961 件

### (2)質問項目(抜粋)

①若者の意見を市原市に伝えるために、有効な手段があると感じますか。



②あなたは、どんな方法であれば、市原市に対して自分の意見を伝えようと思いますか。(複数回答可)



## 5 若者応援プロジェクト

本計画を含め、本市のまちづくりの方向性を検討するにあたり、若者本人の視点で方向性の点検を行うため、参加型・対話型の「若者応援プロジェクト」としてワークショップを開催しました。ワークショップにおいては、3つのテーマで検討し、各チームによる最終プレゼンテーションを行いました。

### (1) プロジェクトの概要

項目	内容
日時	令和6(2024)年 第1回 7月20日(土) 14:00~17:00 第2回 7月27日(土) 14:00~17:00 第3回 8月17日(土) 14:00~17:00
場所	サンプラザ市原 9F 研修室2
募集対象	市内在住、在学または在勤(市内地域活動参加者を含む)の15歳から25歳までの若者
参加者	高校生15名(市内在住、在学または地域活動参加者)
テーマ	(1) 高校生の「幸せ」って何ですか？ (2) 市原市に「住み続けたい」と思えますか？ (3) 子ども・若者は「取り残されて」いませんか？

### (2) 意見の概要(抜粋)

テーマ	主な意見・キーワード	最終発表内容
(1) 高校生の「幸せ」って何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 衣食住</li> <li>● 新しいことを学ぶこと</li> <li>● 自由に表現</li> <li>● 友人との交流</li> <li>● 生徒会や部活の経験</li> <li>● 達成感</li> <li>● 家族との時間</li> <li>● 支えてくれる人の存在</li> <li>● 自分らしくいれる環境</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課題(どんな時に幸せじゃないと感じるか)は、「自己表現する場がない」「友人間でのコミュニティの減少+その場が欲しい」「趣味を共有する場がない」</li> <li>● 高校生主体のイベントを市原市内の高校生みんなで実施したい</li> <li>● 高校生が気軽に相談できる相談窓口の設置</li> </ul>
(2) 市原市に「住み続けたい」と思えますか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電車バスの料金が安い</li> <li>● やりたいことを許してくれる人が多い</li> <li>● 交通が不便</li> <li>● 遊べる場所が少ない</li> <li>● 最寄りの駅から高校までが遠い</li> <li>● 友達がいる</li> <li>● 明るく挨拶してくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 課題は「交通の便」「遊びの場」「人間関係」「就職関係」の4つであり、ここから分かる若者の願いとは、人との関係が豊かなこと</li> <li>● 若者が住み続ける上では、「人との出会いや交流が起きること」が大切なのでは？</li> <li>● 市原市にある会社を知ってもらうために、市役所と連携して「若者が」PRするのがよい</li> </ul>
(3) 子ども・若者は「取り残されて」いませんか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学力の差</li> <li>● 学費 バイトなど貧困の差</li> <li>● 発言の場がない</li> <li>● 味方がいない</li> <li>● 相手の気持ちになっていない</li> <li>● 昔ながらの考え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大人が思っているより若者は孤独・不安。課題は「学校のカウンセリング室が利用しづらい」「質の良いグループワーク教育が行われていない」「子どもの権利条約について(特に大人の)理解がない」こと</li> <li>● 「自習室」にユースカウンシルを反映させたい。トークセッションやイベント開催により「楽しそう」「相談できそう」と思えるようにし、つながりをつくることで、取り残されていないと思える環境ができる</li> </ul>

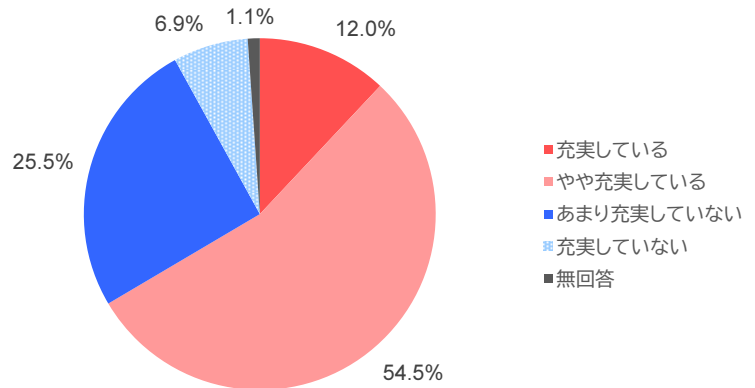
## 6 子育て支援に関するアンケート

### (1)調査実施の概要

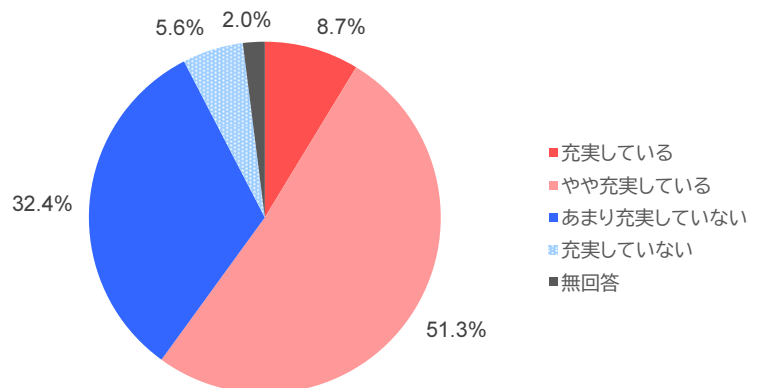
項目	内容
調査期間	令和 6(2024)年 7月9日(火)～7月19日(金)
調査対象	公立保育所・認定こども園を利用している児童の保護者及び放課後児童クラブを利用している児童とその保護者
調査方法	調査票を各施設で配布し、回答者分を回収
回答数	552 件

### (2)質問項目(抜粋)

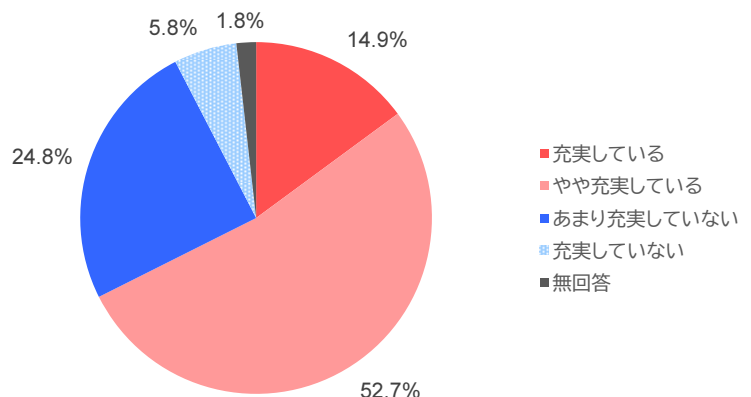
①市原市は、地域における子育て支援が充実していると思いますか。



②市原市は、児童虐待防止対策や児童虐待への対応が充実していると思いますか。



③市原市は、幼児教育や保育が充実していると思いますか。



## 7 団体ヒアリング

本計画の策定の参考とするため、日頃子ども・若者や子育て当事者に対する支援を行っている活動団体・機関を対象にヒアリングを行いました。特に、過去の市のヒアリング調査で対象とできていなかった分野・団体等(本計画で新たに対象となった若者に対する支援を行う団体等)を主な対象として実施しました。

### (1)ヒアリングの概要

項目	内容
実施期間	令和6(2024)年7月23日(火)～7月25日(木)
対象の団体・機関等	市原地区保護司会 ちば南東部地域若者サポートステーション 市原市発達支援センター スクールソーシャルワーカー 福祉総合相談センター 子育て家庭支援員連絡協議会 市原市特別支援教育研究連盟 子育てネウボラセンター いちほら市民活動協議会
質問項目の概要	①日頃の活動を通じて、子ども・若者たちの様子で気になること ②子ども・若者への支援の状況・課題 ※それぞれについていくつか問を設け、事前に書面回答を得た上でヒアリングを行った。

### (2)子ども・若者たちの様子で気になること(抜粋)

意見の分類	主な意見
家庭の環境について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪や非行の背景として、放任、貧困、ひとり親といった家庭環境のほか、親子の仲が悪い訳ではないが共働きや夜勤等の事情で忙しくて親子の時間がとれないというケースもある。</li> <li>・母子家庭、核家族化、小さい頃からの習い事、スマホやタブレットで日々過ごすことが多い状況等を背景に、人との付き合い方、言葉遣いが苦手となっている場合が間々みられる。</li> <li>・親のメンタル不調により、子を学校へ送り出せない不登校ケースがある。</li> <li>・支援が必要と思われる家庭には、会うことができないことが多いと感じる。会えない家庭は、話ができないので理由もわからない。</li> <li>・実父母と愛着形成がなされないまま大人となり、家庭を持つと、甘えられていない、愛情をもらえていないので、子どもにどう関わってよいかわからない場合がある。</li> <li>・父母の力が弱く未熟で、適切な関わり方がわからないというケースもある。例えば生活リズムの中心を子どもでなく自身にしてしまい、朝起きられず、子どもも登園できなかつたりする。</li> </ul>
虐待について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待をしてしまっていることに気づいていないケースは、自身も子どもの頃にやられていた可能性が高い。「それは虐待だ」と指摘すると、「だって自分もやられていた」ということがほとんどである。</li> </ul>
ひきこもりや不登校について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校については、親が働いていて、最後に子どもが家を出るようなケースもあり、そうすると、今日は面倒だから登校をやめてしまおうかな、などという事態に至る。</li> <li>・家庭訪問では元気に話すに登校できないというケースがある。保護者も「本人が行きたくないと言っているの」と、積極的に行かせない状況でもある。将来のことを考えると、学校でなくとも何らかコミュニティ等につながれるとよいのだろうが、と思う。</li> </ul>
居場所(サードプレイス)について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サードプレイスは増えてきているが、自宅から通える場所がない。</li> <li>・精神疾患のある若者が、定職に就けずひきこもっていることで、親の就労にも影響しているケースがあった。若者の居場所について必要性を感じる。</li> <li>・不登校の問題は、学ぶ権利・休む権利・選ぶ権利等、こどもの権利をどう保証するか。学校以外の場でそれらを保障する仕組みが無い。</li> </ul>

意見の分類	主な意見
ヤングケアラーについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校を出て一度も就職しないで両親の介護をしていたケースで、父親が亡くなり母親が少し元気になったとき当人は 30 歳を過ぎており、一度も就労経験がなかったが、就労体験をさせ、やっと正社員で働けるまでになった例もある。</li> </ul>
貧困について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護や児童扶養手当がもらえるようにつなぐが、収支のバランスが悪く、なかなか貧困から抜け出せない。</li> <li>・経済的に難しい状況の方は車や免許がないケースがある。交通手段がなく手続き申請ができない、登園させられないということにつながる。</li> </ul>
障がいのある子ども・若者について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳を持っている人は就労の幅も広がる一方、持っていないがグレーゾーンの若者が非常に多いのが気になる。家族も当人も病院に行こうとする気持ちがない。</li> <li>・グレーゾーンのケースについては特に、発達支援センターの継続した相談の中で、次第に保護者との信頼関係を構築し、療育支援や通所支援受給者証の取得につながっていくというケースが多い。</li> <li>・子の障がいについて親の理解がなかなか得られないということがあり、その背景として、家庭ではおとなしくしていて、親からはそれ程問題は見られないというケースもある。</li> <li>・特別支援学級に在籍している児童生徒の人数が増え、障がいが多様化している。親のニーズも多様化していて、対応の難しさにもつながっている。</li> </ul>
外国につながる子ども・若者について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉や文化が違って理解が難しい部分もあり、そこからくる生徒同士のトラブルもある。</li> <li>・妊婦等で、外国につながるケースは増えてきている。子どもが親と他者との会話に通訳として入ってヤングケアラーとなっているケースもある。</li> </ul>
性に関わることについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBT の問題も深刻で、悩んでいる高校生は多くいる。心と体の不一致で不調をきたして学校生活にもなじめないということが生じている。</li> </ul>
再犯防止について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年院・刑務所を出た、あるいはこれから入る子ども・若者への支援も行っているが、再犯に至る背景には、仕事がないということがある。</li> </ul>

### (3)子ども・若者への支援の状況や課題(抜粋)

意見の分類	主な意見
分野間の連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横のつながりがあまりないと感じる。市役所内での部局を超えた連携もあまりない。こどもに関係する色々な立場の人が話し合う場があるとよい。</li> <li>・福祉総合相談を受ける機関として、各専門分野に係る問題について、どこまで関われるのか判断に迷う。</li> <li>・家庭環境を改善するために保護者に助言してくれるスクールソーシャルワーカーと連携したい。福祉サービス等の情報を保護者に説明してくれる立場の人がいると望ましい。</li> <li>・児童相談所が絡む件も多く、もう少し連携したいと学校側として思う。もう少し連絡がほしい。</li> <li>・母子保健分野では家庭訪問の形でアウトリーチを行っているが、他分野は「申請すれば利用できる」サービスで、いわば申請主義。その部署の人たちと一緒に対象者を訪問できるとよい。</li> <li>・困難なケースを見つけたときに、どの機関が支援の軸となり指示を出すのか、よくわからない。</li> </ul>
地域での活動の担い手の育成について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを増やす上では、お金ではなく子育ての「幸福感」や「地域愛」「家族愛」が大事である。地域で子育て、とはよく言うが、ボランティアや地域の世話役を育てるなどして体制を整えられると、地域が幸福感でいっぱいになる。</li> <li>・担い手の確保は課題である。担い手自身も仕事を持っているケースが増えた。続けていかなければいけないなら、活動の時間帯など、ルールを変えていかなければいけないかと思う。</li> <li>・居場所、サードプレイスと呼ばれる民間施設・団体は増えてきたが、公的な援助は少なく、個人の努力に支えられている例がほとんどである。共助・自助では継続が難しいこともある。</li> <li>・つながり、助け合える関係性のグループや子育てサークル等がたくさんできる仕掛けを作る必要はあるだろう。活動したいと思ったとき、ここに来れば仲間集めの方法や始め方がわかる、といった形でコーディネートの仕事づくりや情報提供を行えば、やる人はいると思う。</li> </ul>

意見の分類	主な意見
不足している資源について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の息抜きで利用できる場が少ない。日中一時支援や短期入所(ショートステイ)などが不足している。</li> <li>・小児の発達障がい専門に診てくれる医療機関・医師が市内では不足している。</li> <li>・市原市は広域なので、特に南部に相談できる施設や保健師等が少ないと思う。</li> <li>・経済的に難しい状況では車がなく登園させられないということもあり、送迎サービスの必要性がある。登園を経験させられていないことで、就学後の不登校にもつながったりする。</li> </ul>
外国につながる方への支援・対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語ができない方が来ることもあるので、日本語指導の問題がある。市による日本語指導の体制もあるが、そこでは賄いきれない部分でボランティアに対応してもらったりしている。</li> <li>・今日明日の生活に困ったり、ビザの関係で困ったりするケースがある。福祉総合相談センターで相談を受けても、その場で相談先を検討することが難しい。</li> </ul>
子ども・若者への切れ目のない支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援センターは18歳位までが支援対象だが、通園・通所といった療育支援は未就学児が主で、年齢が高くなると資源が少なく連携できる場所も少ないため、具体的な支援メニューの説明が難しいと感じるときがある。</li> <li>・子どもが大きくなると、親ではなく子ども自身の課題という扱いにシフトしてくる。高校入学後には、支援メニューにつながるかどうか子ども本人ベースになってしまう。</li> <li>・若者の居場所について必要性を感じる。学校卒業後に就職できていないと、どこに気軽に行けるのかという問題があり、1つのひきこもりの原因にはなる。</li> <li>・ひきこもりについて、どうにもならない状態になる前に、相談できる人とつながっていかれるかが課題である。高校中退等を契機に社会から孤立するケースが多いと感じるため、学生である間に教育以外の機関・団体とも接点を持てる、情報を把握できるようにしたい。</li> </ul>
グレーゾーンの子どもの支援・対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通級に入っている子どもで、このままついていくのは難しいな、と感じるケースもあるが、ついていけなさそうだから、と伝えるだけでは、言われた方は突き放されたと感じる。根拠の1つとして検査を受けられる機会があれば、意義があると思われる。</li> <li>・特別支援教育に関する理解が得られにくい保護者がいる。親世代は、自分の頃のイメージが残っていたりするが、見学に来た際、過去のイメージと全然違ったと言っていた。</li> <li>・教員の方から転級等を勧めるのも難しい部分はある。可能なら、市の中で、要検討のタイミング等で専門医に相談できる医療相談の場が、例えば定期的に月1回などであるとよい。</li> <li>・グレーゾーンの子を保育所等につなげるコーディネーターが必要。その子のよさを最大限引き出すのが保育士等プロの支援の利点だが、そこに入れるまでの支援の必要性を感じる。</li> </ul>
支援者における情報の把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集える場所、特に悩みを抱えた若者がどこに相談したらいいか等について、情報の周知は課題と感じる。自身も詳しくは把握できておらず、支援者側としても情報を得られるとよい。</li> <li>・市のホームページから、必要な情報をすぐに探すことができない。また、同じ子どもの内容でも教育関係は情報が分かっていたりする。データが古いこともある。</li> <li>・we ほーるはどのように使うのか、把握できていない。この年齢層は、あるいは障がいをもった方は、ここでこんなことができる、という形で情報がまとまっているとよいのではないか。</li> <li>・子育て支援に関わる、福祉のプロではないが間を埋める人たちと話をしていると、ファミリー・サポート・センター等含め、どんな事業があるか知らない状況である。研修制度を実のあるものにするなど、対応が必要である。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの権利を軸とした条例が市原市にはない。市民参画によってつくるものが望ましい。</li> <li>・活動の基盤となる財源確保は最大の課題である。小学生～高校生年代の応援をしたい、それをPRにもつなげたい、という企業などから資金を集めることもできるのではないか。</li> </ul>

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

#### 子ども・若者が自分らしく輝き、明るい未来を切り拓くまち

～みんなの笑顔があふれるいちほら～



この基本理念は、前計画の市原市子ども未来プランの基本理念である「いちほらっこを優しく育む、みんなの笑顔が輝くまち」を引き継ぎつつ、「こども基本法」が目指す「こどもまんなか社会」の趣旨や、本計画策定過程で聞き取った子ども・若者の皆さんの思い・意見、市としての思いなどを基に形にしたものです。

#### 基本理念の考え方

- ◆ 子ども・若者の個性や多様性が尊重され、ありのままの自分を大切に感じることができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができるまちを目指します。
- ◆ 子ども・若者が、夢を実現するために、希望と意欲に応じて、のびのびと挑戦でき、明るい未来を切り拓くことができるまちを目指します。
- ◆ 子ども・若者が不安や悩み、困難を抱えても、周囲の大人や地域社会のサポートを受け、問題を解消したり、乗り越えたりすることができ、より良い未来を実現することにより、本人だけでなく、周りの大人も地域の人も、みんなが笑顔になれるまちづくりを進めます。

#### 子ども・若者の声(どんな社会になるとよいか)

- ◆ 小さな声を聞いてしんげんに考えてくれる社会
- ◆ 相手のことを考えてくれる社会にしてほしい
- ◆ 色々な意味で多様性を認め合い、差別のない社会
- ◆ 自分のいろいろな事が認められる社会
- ◆ 自分に合った教育や場が与えられる社会
- ◆ 自分をもっと成長させてほしい
- ◆ 古い考え方にとらわれず、子供に必ず良い影響を与える教育を常に更新していくべき
- ◆ 子どもが安心してすごせる社会
- ◆ 差別やいじめがなく、だれもがすごしやすい社会
- ◆ つらい思いを皆がしない社会
- ◆ 幸せで楽しい市原市になってほしい
- ◆ みんな幸せになってほしい
- ◆ 誰でも笑顔あふれる最高の市原市にしたいです



## 第2節 基本的な視点

基本理念を踏まえ、施策や事業の推進を図るため、基本的な視点を3点掲げます。

### 1 こどもの権利を尊重する

こどもは、大人と同じく一人の人間として様々な権利をもつ主体であり、自分の意見を表明する権利やその意見が考慮される権利を有しています。また、こどもは成長の過程にあって保護が必要な存在でもあり、こうした配慮を受けられる権利まで含め、こどもの権利を尊重することが重要です。こどもの権利は「こどもの権利条約」において定められ、世界的にも認められているものであり、本市がこども施策を実施する際は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、こどもの権利を尊重します。

### 2 ウェルビーイングの向上

ウェルビーイング(Well-being)とは、人が身体的にも精神的にも、そして社会的にも、良好な満たされた状態にあることを意味する概念であり、そのあり方は、必ずしも全員共通のものではありません。子ども・若者の一人一人の幸福が実現し、それぞれが自分らしく輝けるよう、インクルージョン※を推進し、ウェルビーイングの向上という視点を持ちながら施策を展開していきます。

※インクルージョンとは、障がいの有無などに関わらず、全ての人が差別なく受け入れられる社会のことをいいます。

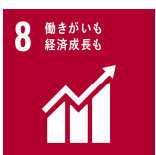
### 3 切れ目のない支援

子ども・若者や子育て当事者が必要とする支援は、個々の状況に合わせながら、ライフステージに応じて、将来の自立や社会参加まで継続的に行われることが重要です。こうした支援が、ライフステージの変わるタイミングにおいても切れ目なく行われるよう、その体制を整備するとともに、支援者同士の連携を推進し、面的な支援が行われる環境を整備します。

## 本計画とSDGs

本市は、SDGs 未来都市として、誰一人取り残さない包摂的な社会を目指してSDGs 達成に向けて取り組んでいます。その中でも、本計画では、こどもの権利を尊重することを基本的な視点の1つとして掲げており、本計画の推進を通して、子ども・若者及びその家庭が取り残されることのない包摂的な社会づくりを進めていきます。

特に、SDGs の17の目標のうち、本計画に関係の強い「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」の達成に向けて、本計画に定める施策の推進を図ります。



## 第3節 基本目標

基本理念、基本的な視点及び「こども大綱」などを踏まえ、本計画においては以下の3つの基本目標、それぞれに沿って施策を定めます。

### 基本目標Ⅰ 子ども・若者の将来にわたる健やかな成長

子ども・若者が、健やかに生まれ育ち、将来にわたって自分らしく活躍していく上では、保健医療、教育・保育、社会参画や自立の支援など、それぞれのライフステージ等の状況に応じて様々な支援が求められます。子ども・若者が、一人一人の状況に応じて必要な支援を適切に受けられる体制を整備し、将来にわたって健やかに成長できる支援を展開します。

### 基本目標Ⅱ 安心して子育てができる環境

子育て当事者が安心して子育てを行える環境をつくることは、子ども本人の健やかな育ちのためにも重要なものです。多様なニーズを踏まえて子育て支援サービスを提供していくとともに、子育て当事者が必要なサービスにつながるができるよう相談支援や情報提供を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

### 基本目標Ⅲ 地域総ぐるみで子ども・若者の成長を支援するまち

子ども・若者の成長支援は、子育て当事者だけでなく、地域社会全体で取り組んでいくことが求められます。こどもの権利についての理解を広め、その保障に向けて地域で取り組んでいくとともに、地域における活動支援やネットワーク化等を行い、地域総ぐるみで子ども・若者の成長を支援できるまちを目指します。

## 第4節 施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策と取組の方向性
<p>子ども・若者が自分らしく輝き、明るい未来を切り拓くまち</p> <p>みんなの笑顔があふれるいちばら</p>	<p>① こどもの権利を尊重する</p>	<p><b>基本目標 I</b></p> <p>子ども・若者の将来にわたる健やかな成長</p>	<p><b>A 妊娠期・乳幼児期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもと親の安全と心身の健康支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>①心の健康／②身体の健康／③養育支援／④安全確保</li> </ul> </li> <li>(2) 健やかな発達支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発達支援</li> </ul> </li> <li>(3) 家庭環境に関わらず成長するための支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>①経済的支援／②生活支援</li> </ul> </li> <li>(4) 質の高い幼児教育・保育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>①質の高い幼児教育・保育／②遊びや体験機会</li> </ul> </li> </ul> <p><b>B 学童期・思春期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 豊かな人間性を育む               <ul style="list-style-type: none"> <li>①居場所／②健全育成</li> </ul> </li> <li>(2) 学ぶ力の定着               <ul style="list-style-type: none"> <li>①確かな学力／②多様な学び</li> </ul> </li> <li>(3) 心身の健康づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>①心の健康／②身体の健康</li> </ul> </li> <li>(4) 安心して過ごせる環境づくり               <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全／②学習環境</li> </ul> </li> </ul> <p><b>C 青年期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 若者の社会参画を支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会参画支援</li> </ul> </li> <li>(2) 生活の安定に向けた自立や就労の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>①自立／②就労</li> </ul> </li> <li>(3) 多様な幸せの形を支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>①結婚支援／②不妊治療支援／③多様な価値観の尊重</li> </ul> </li> </ul>
	<p>② ウェルビーイングの向上</p>	<p><b>基本目標 II</b></p> <p>安心して子育てができる環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 多様なニーズへの対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>①多様なニーズへの支援の充実</li> <li>②ライフ・ワーク・バランスの実現</li> </ul> </li> <li>(2) 相談支援と情報提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>①相談支援／②情報提供</li> </ul> </li> </ul>
	<p>③ 切れ目のない支援</p>	<p><b>基本目標 III</b></p> <p>地域総ぐるみで子ども・若者の成長を支援するまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) こどもの権利の保障               <ul style="list-style-type: none"> <li>①こどもの権利の啓発と尊重</li> </ul> </li> <li>(2) 地域社会の形成               <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の担い手の支援</li> </ul> </li> <li>(3) 連携の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>①連携体制の構築</li> </ul> </li> </ul>

## 第5節 重点取組

本計画では、計画策定にあたって実施したアンケート調査やワークショップ、ヒアリングなどからの意見を踏まえ、計画期間において2つの重点取組を設定します。

### 重点取組1 (仮称)こども条例の制定

本計画では、基本的な視点の一つとして、「こどもの権利を尊重する」を掲げています。

子ども・若者は、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が尊重されることで、心身ともに健やかに成長できるとともに、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

こどもの権利を尊重するためには、こども自身、子育て当事者、地域社会全体がこどもの権利を知り、こどもの権利を意識して行動する必要があります。

そこで、こどもの権利保障を中心とした「(仮称)こども条例」を、子ども・若者の意見を取り入れながら制定します。

### 重点取組2 子ども・若者の居場所づくり

地域とのつながりの希薄化や少子化の進展により、子ども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、「子ども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっています。

子ども・若者が安心して過ごせる場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感を高め、社会的なスキルや人間関係を築く力を養い、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長するために重要です。

そこで、地域にある居場所が持続的に活動できるように、居場所の運営や居場所同士の連携を支援するとともに、新たな居場所の開設や子ども・若者への周知などにより、子ども・若者が自分らしくいられる場所を見つけられるよう支援します。

## 全体指標

本計画では、上記、重点取組の推進とともに計画全体にかかる指標として以下の2つを全体指標とします。

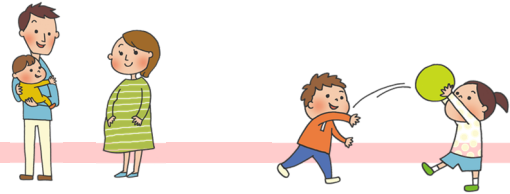
指標	直近値	目標	算出方法
10代～30代の幸福度	6.3 (R6)	増加	「みんなの幸せ測定アンケート」で「現在、あなたほどの程度幸せですか。」「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか」の平均値
こどもの権利が尊重されていると思う児童・生徒、若者の割合	<b>【小学生】</b> 生きる権利 91.8% 育つ権利 93.6% 守られる権利 91.9% 参加する権利 90.0% <b>【中学生】</b> 生きる権利 95.9% 育つ権利 95.5% 守られる権利 93.0% 参加する権利 93.7% <b>【若者】</b> — (R6)	増加	「市原市子どもの生活状況調査」「若者アンケート」で「こどもの権利が尊重されていると思いますか」に「尊重されている」「ある程度尊重されている」と回答した児童(小5)、生徒(中2)、若者の割合

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 I

### 子ども・若者の将来にわたる健やかな成長

#### A 妊娠期・乳幼児期



#### (1) 子どもと親の安全と心身の健康支援

##### 背景と課題

- ・出生前の妊娠期から乳幼児期は、人生のスタートを切る重要な時期であり、適切に保健・医療が提供されることが必要です。
- ・こども家庭センターを中心に、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援を行っていくことが求められます。
- ・児童虐待相談の件数は増加傾向にあり、また、自身のふるまいが虐待に当たると保護者が気づいていないケースも指摘されていることから、要保護児童への対応とともに、保護者へのアプローチも重要です。
- ・親子が安心して過ごすことができるよう、犯罪被害や災害からの安全を確保する取組が必要です。

## ① 心の健康

出産後の不安や悩みを軽減できるよう、子育て当事者に寄り添いながら、心のケアをします。

### ●● 主な取組

取組	内容
こども家庭センター	包括的な組織(子ども家庭総合支援課、子育てネウボラセンター、発達支援センター地域支援室)として情報の集約・共有を図り、子育てに関するあらゆる相談にワンストップで対応します。
産後ケア事業 (子育てネウボラセンター)	出産後、退院後の母子を対象に産科医療機関等で日帰りや宿泊による利用及び、助産師が家庭に訪問して行う訪問型により産婦の心身のケアや育児のサポートを行います。
出産前後家事等サポート事業 (子ども福祉課)	妊娠中や出産後の心身ともに不安定な時期に、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる人がいない家庭を対象に、家事や育児の支援を行うヘルパーの派遣を調整し、利用料の一部を助成します。

## ② 身体健康

健康診査などを通じて、子どもの健全な発育や親子の健康増進を図ります。

### ●● 主な取組

取組	内容
妊婦・乳児健康診査事業 (子育てネウボラセンター)	妊婦健診・乳児健診を推進し、妊婦・乳児の健康の保持増進を図ります。
集団フッ化物洗口推進事業 (子育てネウボラセンター)	むし歯予防のために、就学前施設及び小中学校において集団フッ化物洗口を実施します。
子ども医療費助成事業 (子ども福祉課)	高校生相当年齢までの子どもに係る健康保険適用分の医療費自己負担額に対して助成します。

### ③ 養育支援

要保護児童保護施策の充実により、適切な養育環境を確保し、子どもの健やかな成長につなげます。

#### ●● 主な取組

取組	内容
養育支援訪問事業 (子ども家庭総合支援課)	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や家庭等の居宅を訪問し、支援が必要と判断された子育て家庭に対して、子育て短期支援事業や一時預かり事業の利用を助言するとともに、利用料金等が発生する場合は、当該費用を補助します。
子育て世帯訪問支援事業 (子ども家庭総合支援課)	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要保護児童等に対し、養育が適切に行われるよう、居宅において、育児・家事援助等の必要な支援を行います。
児童福祉スーパーバイザー (子ども家庭総合支援課)	要保護児童等を対象とした支援業務において、児童相談所での実務経験を有するスーパーバイザーが、職員に対して、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行います。

### ④ 安全確保

犯罪被害や災害から保護者や子どもを守るため、安全を確保します。

#### ●● 主な取組

取組	内容
避難行動要支援者の支援体制の強化 (危機管理課)	妊産婦や乳幼児などの避難行動要支援者ごとの避難支援等の計画作成について町会や福祉、防災の関係者が連携して作成する仕組みを構築し、計画作成を推進し、避難行動要支援者の支援体制の強化を図ります。
防犯カメラ整備事業 (危機管理課)	JR3駅周辺の防犯推進重点地区の他、市内 10 地区の主要道路などに防犯カメラを設置するとともに、自主防犯活動団体等に対して防犯カメラの設置を補助することにより、市内に防犯カメラを整備します。
こども 110 番の家 (生涯学習課)	子どもたちが登下校時や公園などで遊んでいて、不審者から声かけやつきまといの被害を受けた時に、安心して避難できる民家・商店・事業所などの「こども 110 番の家」の事業周知、設置促進を図ります。
子どもの見守り放送 (子ども家庭総合支援課)	防災行政無線を活用した子どもの見守り放送を、子どもたちの声で行い、安心・安全を確保します。

■指標

指標	直近値	目標	算出方法
産前・産後に不安や負担を感じた保護者の割合	50.7% (R5)	減少	「産後の母親支援に関するアンケート」で「産前・産後に不安や負担を感じましたか。」に「とても感じた」「ときどき感じた」と回答した保護者の割合
1歳6か月児健康診査の受診率	95.7% (R5)	増加	1歳6か月児健康診査を受診した割合
3歳児健康診査の受診率	96.0% (R5)	増加	3歳児健康診査を受診した割合
12歳でむし歯のない人の割合	71.3% (R5)	増加	児童生徒定期健康診断(教育委員会学校保健課集計)においてむし歯のない中学1年生の生徒の割合

## (2) 健やかな発達支援

### 背景と課題

- ・発達に不安のある児童及びその保護者が、適切な対応につながるよう、支援体制を更に充実させていくことが求められます。
- ・発達に関して何らかの支援が必要と考えられる状況でも、保護者が児童の状態を受容できていないケースがあるため、家族支援も重要です。
- ・特別な支援を要する子どもと他の子どもと一緒に成長することができる、インクルーシブな体制づくりを推進していく必要があります。

### ① 発達支援

発達に関する相談や療育支援の場を提供し、児童の発達を促します。

#### ●● 主な取組

取組	内容
療育相談事業 (発達支援センター)	児童の発達等に関する相談と個別指導を行います。
言語指導事業 (発達支援センター)	言葉の発達等に関する相談と個別指導を行います。
児童発達支援事業 (発達支援センター)	日常生活の基本的動作や集団適応の指導と家族支援を行います。
児童発達地域支援事業 (発達支援センター地域支援室)	療育相談や地域の保育所・幼稚園等への巡回支援等を行います。

#### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
療育相談件数	230件 (R5)	増加	電話や立寄り等による療育相談件数

### (3) 家庭環境に関わらず成長するための支援

#### 背景と課題

- ・経済的に困窮する世帯に対しては、そうした状況が子どもの育ちにも影響していることを踏まえ、家庭環境に関わらず成長するための経済的支援や生活支援を行っていく必要があります。
- ・ひとり親世帯においては、経済的基盤の確立や親子の時間の確保等に困難が生じやすいことに鑑み、各種支援を行っていくことが求められます。

#### ① 経済的支援

子ども・若者の生活環境を改善するため、経済的支援を行います。

##### ●● 主な取組

取組	内容
児童手当 (子ども福祉課)	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方に手当を支給します。
ひとり親家庭への支援 (子ども福祉課)	児童扶養手当や、ひとり親家庭等医療費等助成、就業支援、養育費の確保支援などにより、ひとり親家庭を支えます。
生活保護 (生活福祉第1課・第2課)	生活に困窮している世帯に対し、生活保護による必要な支援を行い、自立の助長を図ります。

#### ② 生活支援

子ども・若者を含めた家庭全体に対して、その状況に応じて様々な支援を提供します。

##### ●● 主な取組

取組	内容
生理用品の配布 (総合計画推進課ほか)	市役所相談窓口や小中学校などで生理用品を配布し、相談につなげます。
フードバンクへの支援 (共生社会推進課)	関係機関と連携してフードバンクの活動を支援します。

■指標

指標	直近値	目標	算出方法
ひとり親家庭等の自立のための支援が充実していると思う保護者の割合	58.3% (R6)	増加	「子育て支援に関するアンケート」で「ひとり親家庭等の自立のための支援が充実していますか。」に「充実している」「やや充実している」と回答した保護者の割合
母子・父子自立支援プログラム策定数	29件 (R5)	—	母子・父子自立支援プログラム策定数
電気、ガス、水道料金、スマートフォンやインターネットの利用料金の未払い経験があったと答えた世帯の割合	電気 2.5% ガス 1.7% 水道 2.6% 通信 3.1% (R6)	減少	「市原市子どもの生活状況調査」で「過去1年の間に、経済的な理由で支払えないことがあった」と回答した保護者の割合
食料又は衣服が買えないことがあったと答えた世帯の割合	食料が買えない経験 3.9% 衣服が買えない経験 5.0% (R6)	減少	「市原市子どもの生活状況調査」で「過去1年の間に、必要とする食料又は衣服が買えないことがありましたか。」に「よくあった」「ときどきあった」と回答した保護者の割合

## (4) 質の高い幼児教育・保育の推進

### 背景と課題

- ・幼児教育や保育が充実していると思う人の割合については、向上はしているものの、総合計画の目標値が未達成の状況であり、更なる質の向上が求められます。
- ・遊びや体験機会の充実に加え、それらの情報発信も重要です。

### ① 質の高い幼児教育・保育

物事をやり抜く力や協調性などの生きる力の獲得を支援します。

#### ●● 主な取組

取組	内容
幼児教育・保育の質の向上 (保育課)	質の高い幼児教育・保育を実現するために、保育教諭等への研修を行います。
第2子以降保育料無償化 (保育課)	子どもを育てやすい環境を整備するため、第2子以降の3歳未満児の保育料を無償にします。(令和6年度より実施)
医療的ケア児の対応 (保育課)	公立の教育・保育施設での医療的ケア児の受け入れに向けて、準備を行います。

### ② 遊びや体験機会

子ども・若者の創造力や行動力を育成するため、様々な経験・体験の機会や場を提供します。

#### ●● 主な取組

取組	内容
いちほら子ども未来館 (子ども福祉課)	子育て支援の中心拠点として、イベントの開催や地域の子育てに関する情報提供、子育てに関する相談対応などを行います。(令和6年度にリニューアルオープン)
児童館 (子ども福祉課)	親子の交流の場、児童の遊び場、体験の場を提供します。
都市公園の整備・改修 (公園緑地課)	都市公園の計画的な整備や遊具等施設の老朽化への対応、バリアフリー化により、交流の場、遊びの場を提供します。

■指標

指標	直近値	目標	算出方法
幼児教育や保育が充実していると思う保護者の割合	69.5% (R6)	増加	「子育て支援に関するアンケート」で「市原市は幼児教育や保育が充実していると思いますか。」に「充実している」「やや充実している」と回答した保護者の割合
いちほら子ども未来館、児童館の来館者数	未来館：— 児童館：44,075人 (R5)	増加	いちほら子ども未来館と各児童館(4か所)の来館者数(年間)
いちほら子ども未来館、児童館での行事や事業の実施回数	未来館：— 児童館：1,067回 (R5)	増加	いちほら子ども未来館と各児童館(4か所)の行事・事業数(年間)

## B 学童期・思春期



### (1) 豊かな人間性を育む

#### 背景と課題

- ・学校や家庭以外のこどもの居場所については、整備されつつあるものの十分でないとの指摘もあり、こどもが安心していられる居場所の確保が求められます。
- ・学童保育については、定員数の拡大を続けている一方、地域や時期によっては体制整備が必要です。また、学童保育がより良い居場所となるため、「こどもの意見反映」が求められます。

#### ① 居場所

良好な人間関係の構築など、子ども・若者が社会との関係性を実感できるとともに、支援が必要にも関わらず孤独・孤立状態となっている子ども・若者や家庭の早期発見にもつながることから、多様なニーズに合わせた子ども・若者のための居場所をつくります。

#### ●● 主な取組

取組	取組内容
居場所の支援 (子ども福祉課)	こどもの居場所の立ち上げ・経営サポートや居場所同士の連携により運営者を支援するとともに、周知啓発等により、子ども・若者と居場所をつなぎます。
若者の活動・応援拠点(理想の自習室) (生涯学習課)	みんなで交流したり、勉強に取り組んだりするなど、若者が考え、生涯学習センター内に開設した自習室の運営を行います。
放課後児童健全育成事業 (学校教育課)	児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援します。
コミュニティ・スクール事業 (生涯学習課、指導課)	地域の実情に合わせ、中学校区単位をベースに学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を導入し、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を配置し、学校・家庭・地域が、より強固に連携・協働できる体制を整えます。

## ② 健全育成

子ども・若者の健全な成長と教養の向上を支援します。

### ●● 主な取組

取組	取組内容
青少年育成団体への支援 (生涯学習課)	青少年の健全育成を図るため、青少年健全育成団体等が行う青少年健全育成事業に対して支援します。
青少年会館 (生涯学習課)	運動や工作、絵画など青少年の健全育成につながる行事・事業を開催します。

### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
放課後の生活が楽しいと感じる子どもの割合	83.0% (R6)	増加	「子育て支援に関するアンケート」で「放課後の生活が楽しいと感じますか。」に「感じる」「やや感じる」と回答した子ども(小学生)の割合
放課後や休日に地域での居場所がある児童・生徒、若者の割合	小 31.6% 中 34.7% 若者 - (R6)	増加	「市原市子どもの生活状況調査」及び「若者アンケート」で「(自分や友人の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所(公民館やコミュニティセンターなど)を利用したことがある」と回答した児童(小5)・生徒(中2)、若者の割合
自分には、よいところがあると思う児童・生徒の割合	小 85.0% 中 85.6% (R6)	増加	「全国学力・学習状況調査」のアンケートで「自分には、よいところがあると思いますか。」に「当てはまる」「どちらかという当てはまる」と回答した児童・生徒の割合
「将来の夢や目標がある」と答えた児童・生徒の割合	小 79.9% 中 54.6% (R6)	増加	「市原市子どもの生活状況調査」で「将来の夢や目標がある」と回答した児童(小5)・生徒(中2)の割合

## (2) 学ぶ力の定着

### 背景と課題

- ・小中学校ともに、本市の学力の状況は県や国と比較して低い傾向であり、確かな学力の定着に向けて教育の充実が求められます。
- ・特別支援学級の児童生徒数については増加が続いており、子ども一人一人の状況に応じた適切な教育が提供できるよう、体制整備が必要です。
- ・外国にルーツをもつ児童・生徒が増えており、日本語学習など、教育上求められる配慮が異なるため、そうしたニーズに応える教育体制の整備が求められます。

### ① 確かな学力

質の高い教育を推進し、学力を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

#### ●● 主な取組

取組	取組内容
GIGA スクール (教育センター)	児童・生徒に一人一台タブレット PC を配布し、授業や家庭学習で活用するとともに、家庭でもインターネットを活用した学習教材が利用できるように、インターネット環境が整っていない家庭にモバイルルータを無償貸与します。
子どもの学習支援・生活支援事業 (共生社会推進課)	経済的に困窮した世帯の児童・生徒を対象に、学習支援、日常的な生活習慣、進学に関する支援などに取り組みます。
特別支援教育の推進 (教育センター、学校教育課)	特別支援教育に係わる教職員の指導力向上のための支援や特別な支援を必要とする児童等が在籍している普通学級や特別支援学級において学級運営の補助員の配置などを行います。
帰国・外国人児童生徒日本語学習等支援事業 (指導課)	日本語指導等を行う協力者を派遣することで、帰国・外国人児童生徒等の教育の充実を図ります。

## ② 多様な学び

自らのライフデザインが描けるよう、様々な形の学びの場を提供します。

### ●● 主な取組

取組	取組内容
学びの選択肢の確保 (子ども福祉課)	フリースクール利用に際して、経済的なハードルの低減や、フリースクールの学びの質の更なる向上により、不登校児童生徒が学校に登校するという結果のみを最終目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立できるよう支援します。
ものづくり人材育成事業 (商工業振興課)	ものづくりキャリア教育プログラム等、市内小学生から高校生を対象とした、将来におけるものづくり人材を育成するための事業を展開します。
学びのまち推進事業 (生涯学習課)	様々なテーマに沿った学びの講座やイベントを開催します。
子どもの読書活動の推進 (中央図書館)	市原市未来を拓く子どもの読書活動推進計画に基づき啓発を行い、読書活動の推進を図ります。
放課後等デイサービス (障がい者支援課)	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
全国学力・学習状況調査 対全国平均(小学校 算数)	96.2% (R6)	上昇	「全国学力・学習状況調査」の小学校算数の全国平均正答率との比較
全国学力・学習状況調査 対全国平均(中学校 数学)	87.6% (R6)	上昇	「全国学力・学習状況調査」の中学校数学の全国平均正答率との比較
学習支援利用者の進路決定率	100.0% (R5)	維持	学習支援を利用する生徒の進路決定率(生活困窮者自立支援事業の取組実績)

### (3) 心身の健康づくり

#### 背景と課題

- ・スクールカウンセラー等の相談件数は増加しており、悩みをもつ子どもが相談できる場の確保が求められます。
- ・「いじめがない社会」「つらい思いを皆がしない社会」を望む声は子ども本人からも挙げられており、いじめ対策の徹底が求められます。
- ・子ども・若者が遊びや学びに集中できるように、心と体の健康を維持・増進する必要があります。

#### ① 心の健康

子ども・若者の不安や悩みを解消するため、心をケアします。

##### ●● 主な取組

取組	取組内容
スクールカウンセラーアシスタント・心のサポーター(指導課)	市内小中学校において、児童生徒や保護者等が抱える諸問題に対して相談活動を行い、諸問題の改善や軽減を図ります。
スクールソーシャルワーカー(指導課)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供などを行います。
不登校支援事業(指導課)	不登校の兆候が見られる子どもを受け入れる教室(つなぐルーム)を設置し、教室に入りづらい児童の安心できる居場所づくりを行います。
いじめ対策事業(指導課)	いじめゼロ宣言の推進、学級経営の向上やSNSに関する情報モラルの啓発など、いじめのない学校づくりに取り組みます。
子ども・若者総合相談窓口(青少年指導センター)	子ども・若者の様々な相談に対して必要な情報提供や助言、適切な専門機関への紹介を行います。

## ② 身体の健康

成長の過程に合わせて、身体の健康を維持・増進します。

### ●● 主な取組

取組	取組内容
思春期保健事業 (子育てネウボラセンター)	妊娠や性感染症の正しい知識の普及啓発のため、小中学校の希望に応じ、思春期保健に関する教材を貸し出します。
プレコンセプションケア (子育てネウボラセンター)	妊娠を考え始める前の若い世代に対し、健康管理に関する情報提供を行い、若い世代の健康増進、健やかな妊娠・出産の実現につなげます。
運動部活動の地域移行 (スポーツ・文化振興課)	指導者育成や地域クラブの創設支援などを行い、運動部活動の地域移行を推進し、活動機会を確保します。

### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
いじめ解消率(中学校)	99.0% (R5)	100%	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」をもとに、市の調査を行い、いじめが解消しているとされた割合(分子:いじめ解消件数/分母:いじめ認知件数)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小 57.5% 中 42.9% (R5)*	100%	市原市教育委員会指導課調べ 市内小中学校のうち、スクールソーシャルワーカーによる対応実績がある学校の割合
不登校者数(率)(小・中学校)	小 1.57% 中 6.61% (R5)	減少	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等指導上の諸課題に関する調査」における、不登校児童・生徒の割合
全国体力・運動能力調査対国平均(小学校5年体力合計点)	男子 101.3% 女子 101.5% (R5)	上昇	「全国体力・運動能力調査」の体力合計点の全国平均点との比較

※学校からの相談があったケースには100%対応しています。

## (4) 安心して過ごせる環境づくり

### 背景と課題

- ・交通安全の確保を求める声が子ども本人から挙げられており、道路の整備や意識啓発などを通じた安全確保が求められます。
- ・障がいの有無等に関わらず利用でき、包摂性のある小中学校の実現に向けて、バリアフリー化の推進等が重要です。
- ・生まれ育った環境によって左右されず、一人一人が夢や希望をもてるような環境をつくる必要があります。

### ① 安全

子どものみで行動する機会が増えるため、小中学校や通学路等の安全を確保します。

#### ●● 主な取組

取組	取組内容
通学路の安全確保 (教育総務課、指導課)	交通安全運動期間中の通学路の安全点検を行うなど、通学路の交通安全対策を推進します。
交通安全の啓発 (地域連携推進課)	警察や交通安全協会等と連携した各種啓発活動や小中学校等での交通安全教室を実施します。
小中学校の施設管理 (公共資産マネジメント課、教育総務課)	小中学校の施設管理を円滑に行うことで、児童生徒が安心して学習に取り組める環境を提供します。
小中学校施設のバリアフリー化の推進 (公共資産マネジメント課)	学校施設のバリアフリー化を推進し、誰もが安心して過ごせる環境を提供します。

## ② 学習環境

家庭環境や本人の状況に関わらず、学習に集中できる環境を整えます。

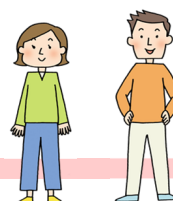
### ●● 主な取組

取組	取組内容
ヤングケアラー支援 (子ども家庭総合支援課)	小中学校や関係各課と連携し、ヤングケアラーの早期発見に努め、適切な支援につなげます。
小中学校就学援助事業 (学校教育課)	経済的理由で小中学校に就学することが困難な家庭に、就学経費の一部を支給します。
インクルーシブ教育 (教育センター、指導課、保育課)	「心のバリアフリー」の理念や障がい者に対する正しい理解を生活の中で自然と身に付けられるようにします。

### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
登下校中の児童・生徒の交通事故件数	22件 (R5)	減少	登下校中の児童・生徒の交通事故件数
家事等で学校を休んでしまったり、勉強する時間がなかったりするなどの経験をしたことがある児童・生徒の割合	小 23.4% 中 16.5% (R6)	減少	「市原市子どもの生活状況調査」で「家事をしたり面倒を見たりしていることで、学校を休んでしまう、勉強する時間がない」などと答えた児童(小5)・生徒(中2)の割合

## C 青年期



### (1) 若者の社会参画を支援

#### 背景と課題

- ・若者は、社会との関わりをもつ中で成長していく存在であり、社会参画できる場が様々な形で確保されていることが重要です。
- ・若者にとっても魅力のある社会づくりのためにも、若者が意見を表明する機会があることや、その意見が実際の取組に反映されることが重要です。

#### ① 社会参画支援

若者の意見を取り入れた施策を実現することで、思いが形になることを実感できるようにします。また、若者が気軽に社会参画できるよう、社会との接点づくりを支援します。

#### ●● 主な取組

取組	取組内容
若者応援プロジェクト (生涯学習課)	若者自身が若者施策について考え、意見表明する機会としてワークショップを開催します。併せて、若者が夢をもち、社会へ参画していくための後押しをする居場所(つながり)を創出し、若者の活躍を応援します。
地域共創プロジェクト (地域連携推進室)	地域住民、事業者、行政など多様な主体が連携して、地域の課題などを話し合う「対話の場」や地域のフィールドで若者や女性などを育成する「地域魅力向上塾」などを行い、地域の課題解決や新たな事業の創出を促します。
二十歳の集い式典 (生涯学習課)	二十歳となる成人が社会の形成者・推進者としての自覚を深めるとともに、彼らを守り育ててきた地域社会を挙げて祝福するため、各地区の実行委員会が各会場にて式典を実施します。
市民活動団体等の情報提供 (生涯学習課、地域連携推進室)	若者の活動・応援拠点(理想の自習室)等において、様々な地域活動や活動団体、仲間づくりなどに関する情報を提供し、社会的活動に挑戦する若者を支援します。

#### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
若者の意見を市原市に伝えるために、有効な手段があると感じている若者の割合	8.9% (R6)	増加	「若者アンケート」で「若者の意見を市原市に伝えるために、有効な手段があると感じている」と回答した若者の割合

## (2) 生活の安定に向けた自立や就労の支援

### 背景と課題

- ・若年無業者の割合は県や国と比較して高い状況であり、孤独・孤立を防ぐとともに、就労・自立の支援を行っていくことが求められます。
- ・若者の再犯防止の観点からも、職があることの重要性は指摘されており、就労支援が求められます。

### ① 自立

つまずいても再チャレンジできるよう、若者に寄り添った自立支援等を行います。

#### ●● 主な取組

取組	取組内容
自立支援プログラム (生活福祉第1課・第2課)	生活保護受給者の個々の稼働能力等に応じた就労支援を行い、自立の支援を図ります。
生活困窮者自立支援事業 (共生社会推進課)	生活保護に至る前の生活困窮者へ、地域の中で自立した生活が送れるよう一人一人に寄り添った支援を行います。
生活保護 (生活福祉第1課・第2課)	生活に困窮した際に、生活保護による必要な支援を行い、自立の助長を図ります。
福祉総合相談センター (福祉総合相談センター)	複合的な課題を抱えた方の課題解決に向けた、相談支援を行います。

### ② 就労

自分らしく社会で活躍できるよう、就労に向けた支援を行います。

#### ●● 主な取組

取組	取組内容
ハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携 (商工業振興課、生涯学習課)	就労に向けて、ハローワーク・ちば南東部地域若者サポートステーションと連携した取組を進めます。

#### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
生活困窮者自立支援相談利用者のうち、支援利用後に就労できた人数	46人 (R4)	増加	生活困窮者自立支援相談の利用者のうち、支援利用後に就労(進路)が決定した人数(生活困窮者自立支援事業の取組実績)
ちば南東部地域若者サポートステーションサテライト市原の利用件数	136件 (R5)	増加	ちば南東部地域若者サポートステーションサテライト市原の利用件数(延べ数)

### (3) 多様な幸せの形を支援

#### 背景と課題

- ・子どもの数の減少は著しく、合計特殊出生率も低下が続いている状況です。出会い・結婚を希望する若者に対してその支援を行っていくことは、若者の希望を叶えるという面に加え、市の将来を考える上でも重要です。
- ・不妊治療の経済的負担は大きいものとなっています。妊娠を望む方が経済的な理由で妊娠をあきらめることがないように支援を行う必要があります。
- ・性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに関わりなく、誰もがそれぞれの幸せを実現できることが求められます。

#### ① 結婚支援

出会い・結婚を希望する若者に対して支援を行います。

##### ●● 主な取組

取組	取組内容
若者の結婚支援事業 (広聴相談室)	結婚を希望する未婚者を対象に「婚活 in いちはら」(婚活パーティー及び婚活セミナー)や休日結婚相談会を開催します。
いはら結婚新生活応援事業 (住宅政策課)	新婚夫婦の住居費やリフォーム費用、引越費用の一部を補助します。
いはら三世代ファミリー一定 住応援事業 (住宅政策課)	子育て世帯がその親世帯と同居・近居するとき、住宅取得費用の一部を補助します。

#### ② 不妊治療支援

不妊に悩む方への支援を行います。

##### ●● 主な取組

取組	取組内容
不妊治療への助成 (子育てネウボラセンター)	保険適用外の先進医療費の助成を行い、不妊に悩む方を支援します。

### ③ 多様な価値観の尊重

誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現に向けた支援を行います。

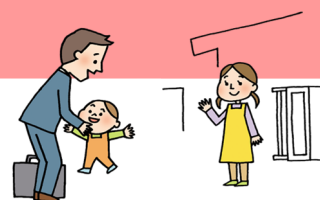
#### ●● 主な取組

取組	取組内容
パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度 (総合計画推進課)	互いを人生のパートナーである旨の届出をし、市がその届出の受理を証明する制度で、届出者には証明カードを発行します。事実婚も対象となります。

#### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
婚活パーティーのカップル成立数	41 組 (R6)	増加	「婚活パーティー」でのカップル成立数
不妊治療費助成事業補助件数	新規	—	不妊治療費助成事業の補助件数

## 安心して子育てができる環境



### (1) 多様なニーズへの対応

#### 背景と課題

- ・女性の就業拡大などのライフスタイルの変化・多様化等を背景に、子育て家庭のニーズも多様なものとなっており、安心して子育てができる環境づくりに向けての対応が求められます。
- ・日頃、子どもをみてもらえる親族や知人がいない保護者が一定以上存在しており、病児保育や一時預かり、日曜・休日保育などのサービスをニーズに応じて提供していくことが求められます。
- ・子育てと仕事について、両立できたという保護者の割合は低下しており、両立しやすい環境づくりを一層進めていく必要があります。

#### ① 多様なニーズへの支援の充実

子育てと仕事等の両立のための支援を行います。

#### ●● 主な取組

取組	取組内容
子育て短期支援事業 (子ども家庭総合支援課)	保護者が疾病、疲労、その他の身体上または精神上的の理由などにより家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設や里親が当該児童を養育します。
病児保育事業 (保育課)	病院に付設されたスペース等において、看護師等が一時的に保育を実施します。
一時預かり事業 (保育課)	保護者が就労や急病等で保育できない場合や、育児の負担を軽減したい場合などに、就学前の児童を一時的に預かります。
ファミリー・サポート・センター (子ども家庭総合支援課)	子どもの送迎や預かりなど、子育ての「手助けをしてほしい方」と「手助けをしたい方」が会員となり、地域で相互援助活動を行う本事業の調整等を行います。

## ② ライフ・ワーク・バランスの実現

子育てと仕事の両立ができる社会づくりを推進します。

### ●● 主な取組

取組	取組内容
男女共同参画施策の推進 (総合計画推進課)	男女共同参画に関する意識を高めるため、人権・男女共同参画フォーラム等の啓発事業を実施します。
多様な働き方が選択できる働きやすい環境づくり (商工業振興課)	市ウェブサイトでのワーク・ライフ・バランスに関する情報や男女雇用機会均等法の周知を行うとともに、ハローワーク千葉南マザーズコーナーにおいて、子育て中の女性の職業相談・職業紹介等を行います。

### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
市原市で子育てし続けたいと感じている保護者の割合	95.4% (R5)	増加	1歳6か月・3歳児健診時の診査票で「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。」に「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した保護者の割合
子育てと仕事を両立することができた保護者の割合	73.7% (R6)	増加	「子育て支援に関するアンケート」で「子育てと仕事を両立して働くことができますか。」に「できている」「どちらかというできている」と回答した保護者の割合
子育てが楽しいと感じる保護者の割合	94.9% (R6)	増加	「子育て支援に関するアンケート」で「子育ては楽しいと感じますか。」に「感じる」「やや感じる」と回答した保護者の割合

## (2) 相談支援と情報提供

### 背景と課題

- ・「子育てについて相談できる制度やサービスが身近にあった」保護者の割合は、向上したものの、総合計画における目標値は未達成の状況であり、相談支援の取組について更なる周知・充実等が求められます。
- ・公園などの遊び場の情報を筆頭に、子育てに関する各種情報へのニーズが保護者において高くなっており、情報提供の充実及びその提供方法の工夫が求められます。

### ① 相談支援

子育てに関する悩みを解決・軽減できるように相談支援を行います。

#### ●● 主な取組

取組	内容
母子保健オンライン相談 (子育てネウボラセンター)	安心して子育てができるよう、小児科医、産婦人科医、助産師がスマートフォンを通じて相談を受けます。
地域子育て相談機関 (子ども家庭総合支援課)	妊産婦、子育て世帯、子どもからの不安や悩みの相談に応じ、必要な情報や支援につなげる相談機関を地域の実情に合わせて整備します。
民生委員・児童委員 (保健福祉課)	地域住民の一員として生活しながら、住民の立場に立って、心配ごとや困りごとなどの解決に向けた相談支援を行うボランティアです。

### ② 情報提供

子育てや子どもとの関わり方に関する情報を、子育て当事者に届けます。

#### ●● 主な取組

取組	取組内容
子育てガイドブック (子ども福祉課)	市原市の子育て支援策や公園情報などをまとめた子育てガイドブックを配布します。(ウェブサイトから閲覧可)
いちほら♥子育て応援アプリ (子育てネウボラセンター)	市原市の子育てに必要な情報や予防接種のスケジュール管理などの機能が備わった母子手帳アプリを通じて情報発信をします。
親子関係形成支援事業 (子ども家庭総合支援課)	子育てに悩みや不安を感じている保護者が子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、専門家によるセミナー及びグループワーク・ロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施します。

## ■指標

指標	直近値	目標	算出方法
子育てについて相談できるサービスが身近にあった保護者の割合	61.6% (R6)	増加	「子育て支援に関するアンケート」で「子育てについて相談できるサービスが身近にありますか。」に「ある」「どちらかというところ」と回答した保護者の割合
日常の育児の相談相手がいる保護者の割合(1歳6か月児保護者)	95.5% (R5)	増加	「1歳6か月児健康診査票」で「あなたは日常の育児の相談相手がありますか」に「はい」と回答した保護者の割合
日常の育児の相談相手がいる保護者の割合(3歳児保護者)	94.9% (R5)	増加	「3歳児健康診査票」で「あなたは日常の育児の相談相手がありますか」に「はい」と回答した保護者の割合

地域総ぐるみで子ども・若者の成長を支援するまち



(1) こどもの権利の保障

背景と課題

- ・こどもが困ることや不満なこととして、周囲からの差別・偏見、個性への無理解に対する指摘がこどもたちから集まっており、社会全体でこども一人一人の権利を尊重していくことが必要です。
- ・学校環境など身近な環境についてこどもたちからの意見が多く挙げられており、こどもの意見を反映させる仕組みが求められます。
- ・こどもの権利についての理解を広め、認識を共有していくため、周知・啓発や、市民参画による議論を進めることが求められます。

① こどもの権利の啓発と尊重

こどもの権利を周知するとともに、こどもとの対話を促進するなど、こどもの権利を保障する具体的な活動を行います。

●● 主な取組

取組	取組内容
(仮称)こども条例の制定 (子ども福祉課)	こどもの権利が守られ、子ども・若者が自分らしく輝き、明るい未来を切り拓けるまちとなるよう、(仮称)こども条例を制定します。
こどもの意見聴取 (子ども福祉課)	市原市の小中学校、高校に通う児童・生徒の声を聴くため、「子ども・若者アイデア BOX」の活用やワークショップを開催します。
子どもの権利擁護啓発事業 (子ども家庭総合支援課)	こどもの権利擁護等をテーマに高校生等と連携した啓発活動を展開し、子ども自身からの SOS の発信や大人の見守り意識の向上など、児童虐待防止につなげます。

## (2) 地域社会の形成

### 背景と課題

・子ども・若者の成長にとって、社会と関わりながら学んでいく機会は重要なものであり、そうした機会を確保していくために、地域社会における協力を推進していくことが求められます。

### ① 地域の担い手の支援

子ども・若者の成長を支援するために、地域の体制を構築します。

#### ●● 主な取組

取組	取組内容
子育て家庭支援員 (子ども福祉課)	子育て家庭と地域・行政をつなぐパイプ役として、地域に根差した子育て支援活動を行うボランティアである子育て家庭支援員と連携し、相談事業やイベントの開催などを行います。
いはら市民大学(こども支援コース) (生涯学習センター、子ども福祉課)	子育て支援の意識の醸成や子育て支援に関する知識・技能を習得するための学習機会の提供により、地域の子育てのサポートができる担い手の育成を図ります。
地域主体の子ども見守り強化事業 (子ども家庭総合支援課)	地域の団体が主体的に行う子どもの見守り活動に対し、情報提供や助言等の支援を行うとともに、活動に必要な経費を補助します。

#### ■ 指標

指標	直近値	目標	算出方法
地域における子育て支援が充実していると思う保護者の割合	66.5% (R6)	増加	「子育て支援に関するアンケート」で「地域における子育て支援が充実していると思いますか。」に「充実している」「やや充実している」と回答した保護者の割合

### (3) 連携の強化

#### 背景と課題

- ・子ども・若者への支援を展開する上で、分野間の連携が必要であるため、制度の狭間に陥るケースが生じないよう、組織間での連携を図ることが求められます。
- ・地域ぐるみで子ども・若者を支援していく上では、地域の活動主体等との官民を超えた連携を推進していくことが必要です。

#### ① 連携体制の構築

多様な主体との連携による重層的な支援が可能となるよう、体制を構築します。

##### ●● 主な取組

取組	取組内容
組織間連携の推進 (全部局)	複合的な支援が必要な相談者に対応する際に、しっかり連携できるように、所属長等を通じて情報共有、調整して組織的に対応します。
多様な主体との連携 (子ども福祉課)	行政(国・県・市)、市民、各種団体、企業と連携して、全ての子ども・若者のウェルビーイングの向上を図ります。
子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (子ども家庭総合支援課)	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するため、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関(子ども家庭総合支援課)の職員の専門性強化と地域ネットワーク構成員(協議会を構成する関係機関等)間の連携強化を図ります。

# 第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業

## 第1節 制度等の解説

### 1 用語の説明

用語	説明
① 教育・保育	幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業などによる幼児期の学校教育・保育のことをいいます。
② 地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に定められた事業で、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた子育て支援を行う事業です。 例：放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業など
③ 量の見込み	教育・保育などの利用についての需要量の推計です。
④ 確保方策	量の見込みに対する供給量(施設・事業の定員数など)とその方法です。
⑤ ニーズ調査	令和6(2024)年2月に実施した、未就学児 4,400 世帯、小学生 4,400 世帯を対象とした子ども・子育て支援事業に関する調査です(未就学児調査回収率:45.9%、小学生調査回収率:46.0%)。

## 2 施設・事業

教育・保育において、子どもが日常的に通う施設・事業は次のとおり区分されます。

区分	施設・事業	対象年齢	説明
教育・保育施設	幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
	保育所	0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
	認定こども園		幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
	確認を受けない幼稚園(私学助成園)	3～5歳	「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園です(現在は市原市内の私立幼稚園が該当)。
地域型保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	0～2歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
	小規模保育事業		少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育事業		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	居宅訪問型保育事業		保護者の自宅で1対1の保育を行います。
認可外保育施設	認可外保育施設	0～5歳	保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事が認可している保育所以外のものです。
	企業主導型保育事業		企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する認可外保育施設です。

## 3 教育・保育給付認定と認定区分

教育・保育を利用する場合、子どもの年齢や保育の必要性などにより、以下の区分の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし(教育を希望)	幼稚園(※)、認定こども園(幼稚園機能)
2号認定		あり	保育所、認定こども園(保育所機能)
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園(保育所機能)、地域型保育事業

※確認を受けない幼稚園の利用には、認定を受ける必要はありませんが、本計画では便宜上1号認定に含めています。

### 1 教育・保育提供区域の設定

市は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育などの提供の単位となる区域(教育・保育提供区域)を定めることとなっています。

これまで、本市では「支所所管区域(10 区域)」を教育・保育の提供区域として設定していました。一方、区域によってはニーズの高まりもみられており、それに応じた提供体制を整備するため、より地域の実情に合った提供区域を設定することが求められます。

こうした状況を踏まえ、本計画では、「支所所管区域(10 区域)」を基本とする考え方を踏襲しつつ旧「姉崎地区」「五井地区」を「姉崎地区」「五井地区」「国分寺台地区」「千種地区」に細分化し、全 12 区域を設定します。

#### ●参考:国の基本指針(抜粋)

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

教育・保育の提供については、12 区域ごとに量の見込み及び確保の内容を設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を除く事業については、事業の性質を考慮し、市全域での量の見込み及び確保の内容を設定します。

### 地域子ども・子育て支援事業の提供区域一覧

No.	事業名	提供区域
1	利用者支援事業	市域全体
2	延長保育事業	市域全体
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市域全体
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市域全体
5	放課後児童健全育成事業	小学校区
6	子育て短期支援事業	市域全体
7	乳児家庭全戸訪問事業	市域全体
8	養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業	市域全体
9	地域子育て支援拠点事業	市域全体
10	一時預かり事業	市域全体
11	病児保育事業	市域全体
12	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市域全体
13	妊婦健康診査事業	市域全体
14	子育て世帯訪問支援事業	市域全体
15	児童育成支援拠点事業	市域全体
16	親子関係形成支援事業	市域全体
17	妊婦等包括相談支援事業	市域全体
18	乳児等通園支援事業	市域全体
19	産後ケア事業	市域全体

## 第3節 教育・保育の量の見込み及び確保方策

### 1 量の見込みの考え方

#### (1) 推計方法の概要

教育・保育の実績値、ニーズ調査の結果、国の手引きなどを基に、計画期間における教育・保育の利用ニーズを推計しました。

#### (2) 推計等についての留意事項

No.	項目	説明
1	時点	各年度4月1日時点の推計値としました(確保方策の時点も同様)。
2	2号認定の内訳	計画上の区分として、次の内訳を設けています。 教育利用:就労等により幼稚園等で預かり保育を定期的にご利用 (幼児期の学校教育の利用希望が強い) 保育利用:上記以外の保育ニーズ
3	各年度の推計値	計画期間の最終年度(令和11(2029)年度)に向けて、潜在的なニーズが顕在化し、保育ニーズ全体が逡増していくと想定しました。
4	区域移動	教育・保育提供区域別のニーズは、各区域に居住する世帯によるニーズを基本としつつ、以下の観点から、区域間の移動も考慮しました(区域移動実績の状況を反映)。 ①居住地と入所(希望)施設等所在地の関係 →通勤や自宅からの距離などにより他区域を利用(希望)する場合も多い ②施設・事業の効果的・効率的な配置

### 2 確保方策について

令和9年度以降の「五井地区」及び令和10年度以降の「ちはら台地区」の保育供給が不足する見込みです。両地区について、待機児童を出さないよう保育を確保します。

なお、具体的な確保手段については別途検討いたします。

#### ● 確保手段を講じなかった場合の需給バランス

##### 【五井地区】令和9年度

認定区分	量の見込み ①	確保方策 ②	差引 ②-①
2号 保育利用	540	498	▲42
3号	2歳	239	▲23
	1歳	199	▲14
	0歳	110	48

##### 【ちはら台地区】令和10年度

認定区分	量の見込み ①	確保方策 ②	差引 ②-①
2号 保育利用	420	384	▲36
3号	2歳	132	▲14
	1歳	125	▲3
	0歳	81	42

### 3 教育・保育の需給計画

#### (1)市域全体

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	1,667	4,756	651	4,105	0	0	2,272	
	2号	817							
		教育利用	817						
		保育利用	2,160	2,406	2,316	0	90	246	
	3号	2歳	834	875	633	0	162	80	41
		1歳	700	744	536	0	141	67	44
	0歳	218	398	276	0	85	37	180	
R7	1号	1,622	4,111	861	3,250	0	0	1,712	
	2号	777							
		教育利用	777						
		保育利用	2,187	2,376	2,286	0	90	189	
	3号	2歳	840	858	621	0	157	80	18
		1歳	705	725	523	0	135	67	20
	0歳	223	390	268	0	85	37	167	
R8	1号	1,578	4,124	874	3,250	0	0	1,809	
	2号	737							
		教育利用	737						
		保育利用	2,215	2,358	2,268	0	90	143	
	3号	2歳	847	852	615	0	157	80	5
		1歳	705	725	523	0	135	67	20
	0歳	226	390	268	0	85	37	164	
R9	1号	1,534	4,117	867	3,250	0	0	1,886	
	2号	697							
		教育利用	697						
		保育利用	2,242	2,415	2,325	0	90	173	
	3号	2歳	855	877	640	0	157	80	22
		1歳	706	745	543	0	135	67	39
	0歳	231	396	274	0	85	37	165	
R10	1号	1,490	4,117	867	3,250	0	0	1,970	
	2号	657							
		教育利用	657						
		保育利用	2,271	2,490	2,400	0	90	219	
	3号	2歳	863	902	665	0	157	80	39
		1歳	710	765	563	0	135	67	55
	0歳	235	402	280	0	85	37	167	
R11	1号	1,445	4,117	867	3,250	0	0	2,055	
	2号	617							
		教育利用	617						
		保育利用	2,298	2,490	2,400	0	90	192	
	3号	2歳	870	902	665	0	157	80	32
		1歳	713	765	563	0	135	67	52
	0歳	239	402	280	0	85	37	163	

## (2)教育・保育提供区域(地区)別

## ①姉崎地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	183	845	20	825	0	0	592	
	2号	70							
	3号	保育利用	177	172	170	0	0	2	▲5
		2歳	67	62	48	0	8	6	▲5
		1歳	61	56	42	0	8	6	▲5
	0歳	26	30	24	0	3	3	4	
R7	1号	176	565	95	470	0	0	318	
	2号	71							
	3号	保育利用	172	172	170	0	0	2	0
		2歳	58	64	50	0	8	6	6
		1歳	58	58	44	0	8	6	0
	0歳	23	27	21	0	3	3	4	
R8	1号	163	565	95	470	0	0	335	
	2号	67							
	3号	保育利用	170	172	170	0	0	2	2
		2歳	61	64	50	0	8	6	3
		1歳	58	58	44	0	8	6	0
	0歳	20	27	21	0	3	3	7	
R9	1号	152	565	95	470	0	0	347	
	2号	66							
	3号	保育利用	170	172	170	0	0	2	2
		2歳	58	64	50	0	8	6	6
		1歳	58	58	44	0	8	6	0
	0歳	16	27	21	0	3	3	11	
R10	1号	142	565	95	470	0	0	359	
	2号	64							
	3号	保育利用	169	172	170	0	0	2	3
		2歳	56	64	50	0	8	6	8
		1歳	58	58	44	0	8	6	0
	0歳	13	27	21	0	3	3	14	
R11	1号	132	565	95	470	0	0	370	
	2号	63							
	3号	保育利用	169	172	170	0	0	2	3
		2歳	55	64	50	0	8	6	9
		1歳	57	58	44	0	8	6	1
	0歳	10	27	21	0	3	3	17	

②市原地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	354	1,109	79	1,030	0	0	583	
	2号	教育利用							172
		保育利用	292	331	325	0	0	6	39
	3号	2歳	126	121	86	0	26	9	▲5
		1歳	98	103	67	0	28	8	5
		0歳	49	60	33	0	21	6	11
R7	1号	351	909	79	830	0	0	388	
	2号	教育利用							170
		保育利用	313	331	325	0	0	6	18
	3号	2歳	121	121	86	0	26	9	0
		1歳	99	101	65	0	28	8	2
		0歳	49	60	33	0	21	6	11
R8	1号	349	909	79	830	0	0	393	
	2号	教育利用							167
		保育利用	327	331	325	0	0	6	4
	3号	2歳	121	121	86	0	26	9	0
		1歳	100	101	65	0	28	8	1
		0歳	50	60	33	0	21	6	10
R9	1号	346	909	79	830	0	0	398	
	2号	教育利用							165
		保育利用	329	331	325	0	0	6	2
	3号	2歳	120	121	86	0	26	9	1
		1歳	97	101	65	0	28	8	4
		0歳	50	60	33	0	21	6	10
R10	1号	344	909	79	830	0	0	403	
	2号	教育利用							162
		保育利用	318	331	325	0	0	6	13
	3号	2歳	120	121	86	0	26	9	1
		1歳	97	101	65	0	28	8	4
		0歳	51	60	33	0	21	6	9
R11	1号	341	909	79	830	0	0	408	
	2号	教育利用							160
		保育利用	324	331	325	0	0	6	7
	3号	2歳	119	121	86	0	26	9	2
		1歳	97	101	65	0	28	8	4
		0歳	51	60	33	0	21	6	9

③五井地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	294	540	240	300	0	0	129	
	2号	教育利用							117
		保育利用	450						
	3号	2歳	206	239	131	0	61	47	33
		1歳	180	201	112	0	52	37	21
		0歳	50	110	56	0	36	18	60
R7	1号	293	540	240	300	0	0	131	
	2号	教育利用							116
		保育利用	486						
	3号	2歳	237	239	131	0	61	47	2
		1歳	197	199	110	0	52	37	2
		0歳	54	110	56	0	36	18	56
R8	1号	283	540	240	300	0	0	142	
	2号	教育利用							115
		保育利用	495						
	3号	2歳	238	239	131	0	61	47	1
		1歳	198	199	110	0	52	37	1
		0歳	58	110	56	0	36	18	52
R9	1号	278	540	240	300	0	0	148	
	2号	教育利用							114
		保育利用	540						
	3号	2歳	262	264	156	0	61	47	2
		1歳	213	219	130	0	52	37	6
		0歳	62	116	62	0	36	18	54
R10	1号	272	540	240	300	0	0	155	
	2号	教育利用							113
		保育利用	556						
	3号	2歳	262	264	156	0	61	47	2
		1歳	213	219	130	0	52	37	6
		0歳	66	116	62	0	36	18	50
R11	1号	267	540	240	300	0	0	161	
	2号	教育利用							112
		保育利用	570						
	3号	2歳	263	264	156	0	61	47	1
		1歳	218	219	130	0	52	37	1
		0歳	70	116	62	0	36	18	46

④三和地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	109	315	15	300	0	0	136	
	2号	教育利用							70
		保育利用	107	123	119	0	0	4	16
	3号	2歳	30	30	27	0	0	3	0
		1歳	25	16	12	0	0	4	▲9
		0歳	0	3	0	0	0	3	3
R7	1号	90	150	150	0	0	0	0	
	2号	教育利用							60
		保育利用	109	121	117	0	0	4	12
	3号	2歳	26	27	24	0	0	3	1
		1歳	15	16	12	0	0	4	1
		0歳	0	3	0	0	0	3	3
R8	1号	88	150	150	0	0	0	0	
	2号	教育利用							62
		保育利用	112	121	117	0	0	4	9
	3号	2歳	27	27	24	0	0	3	0
		1歳	16	16	12	0	0	4	0
		0歳	0	3	0	0	0	3	3
R9	1号	87	150	150	0	0	0	5	
	2号	教育利用							58
		保育利用	114	121	117	0	0	4	7
	3号	2歳	26	27	24	0	0	3	1
		1歳	13	16	12	0	0	4	3
		0歳	1	3	0	0	0	3	2
R10	1号	79	150	150	0	0	0	17	
	2号	教育利用							54
		保育利用	117	121	117	0	0	4	4
	3号	2歳	25	27	24	0	0	3	2
		1歳	15	16	12	0	0	4	1
		0歳	1	3	0	0	0	3	2
R11	1号	72	150	150	0	0	0	28	
	2号	教育利用							50
		保育利用	119	121	117	0	0	4	2
	3号	2歳	27	27	24	0	0	3	0
		1歳	16	16	12	0	0	4	0
		0歳	1	3	0	0	0	3	2

⑤市津地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	44	60	60	0	0	0	16	
	2号	教育利用							0
		保育利用	89	82	78	0	0	4	▲7
	3号	2歳	33	35	24	0	5	6	2
		1歳	25	30	21	0	4	5	5
		0歳	9	13	6	0	3	4	4
R7	1号	44	60	60	0	0	0	14	
	2号	教育利用							2
		保育利用	82	82	78	0	0	4	0
	3号	2歳	35	35	24	0	5	6	0
		1歳	28	30	21	0	4	5	2
		0歳	10	13	6	0	3	4	3
R8	1号	43	60	60	0	0	0	13	
	2号	教育利用							4
		保育利用	80	82	78	0	0	4	2
	3号	2歳	35	35	24	0	5	6	0
		1歳	27	30	21	0	4	5	3
		0歳	10	13	6	0	3	4	3
R9	1号	43	60	60	0	0	0	11	
	2号	教育利用							6
		保育利用	82	82	78	0	0	4	0
	3号	2歳	35	35	24	0	5	6	0
		1歳	27	30	21	0	4	5	3
		0歳	10	13	6	0	3	4	3
R10	1号	42	60	60	0	0	0	10	
	2号	教育利用							8
		保育利用	80	82	78	0	0	4	2
	3号	2歳	35	35	24	0	5	6	0
		1歳	24	30	21	0	4	5	6
		0歳	10	13	6	0	3	4	3
R11	1号	42	60	60	0	0	0	8	
	2号	教育利用							10
		保育利用	78	82	78	0	0	4	4
	3号	2歳	34	35	24	0	5	6	1
		1歳	24	30	21	0	4	5	6
		0歳	10	13	6	0	3	4	3

⑥辰巳台地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	130	299	89	210	0	0	134	
	2号	教育利用							35
		保育利用	219	231	231	0	0	0	12
	3号	2歳	59	59	39	0	11	9	0
		1歳	39	47	30	0	10	7	8
		0歳	8	15	6	0	6	3	7
R7	1号	120	299	89	210	0	0	143	
	2号	教育利用							36
		保育利用	194	211	211	0	0	0	17
	3号	2歳	53	53	33	0	11	9	0
		1歳	39	41	24	0	10	7	2
		0歳	9	15	6	0	6	3	6
R8	1号	107	312	102	210	0	0	169	
	2号	教育利用							36
		保育利用	192	193	193	0	0	0	1
	3号	2歳	47	47	27	0	11	9	0
		1歳	39	41	24	0	10	7	2
		0歳	9	15	6	0	6	3	6
R9	1号	86	305	95	210	0	0	183	
	2号	教育利用							36
		保育利用	175	175	175	0	0	0	0
	3号	2歳	45	47	27	0	11	9	2
		1歳	40	41	24	0	10	7	1
		0歳	9	15	6	0	6	3	6
R10	1号	72	305	95	210	0	0	196	
	2号	教育利用							37
		保育利用	165	175	175	0	0	0	10
	3号	2歳	43	47	27	0	11	9	4
		1歳	38	41	24	0	10	7	3
		0歳	10	15	6	0	6	3	5
R11	1号	57	305	95	210	0	0	211	
	2号	教育利用							37
		保育利用	162	175	175	0	0	0	13
	3号	2歳	44	47	27	0	11	9	3
		1歳	38	41	24	0	10	7	3
		0歳	10	15	6	0	6	3	5

⑦南総地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	20	110	10	100	0	0	77	
	2号	教育利用							13
		保育利用	94	150	150	0	0	0	56
	3号	2歳	29	39	33	0	6	0	10
		1歳	17	26	20	0	6	0	9
		0歳	6	14	14	0	0	0	8
R7	1号	21	110	10	100	0	0	78	
	2号	教育利用							11
		保育利用	88	144	144	0	0	0	56
	3号	2歳	34	34	28	0	6	0	0
		1歳	21	21	15	0	6	0	0
		0歳	6	9	9	0	0	0	3
R8	1号	22	110	10	100	0	0	78	
	2号	教育利用							10
		保育利用	83	144	144	0	0	0	61
	3号	2歳	34	34	28	0	6	0	0
		1歳	21	21	15	0	6	0	0
		0歳	6	9	9	0	0	0	3
R9	1号	24	110	10	100	0	0	78	
	2号	教育利用							8
		保育利用	77	144	144	0	0	0	67
	3号	2歳	31	34	28	0	6	0	3
		1歳	20	21	15	0	6	0	1
		0歳	6	9	9	0	0	0	3
R10	1号	25	110	10	100	0	0	78	
	2号	教育利用							7
		保育利用	71	144	144	0	0	0	73
	3号	2歳	34	34	28	0	6	0	0
		1歳	21	21	15	0	6	0	0
		0歳	5	9	9	0	0	0	4
R11	1号	26	110	10	100	0	0	79	
	2号	教育利用							5
		保育利用	65	144	144	0	0	0	79
	3号	2歳	33	34	28	0	6	0	1
		1歳	21	21	15	0	6	0	0
		0歳	5	9	9	0	0	0	4

⑧加茂地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	0	10	10	0	0	0	10	
	2号	教育利用							0
		保育利用	16	55	55	0	0	0	39
	3号	2歳	2	8	0	0	8	0	6
		1歳	3	8	0	0	8	0	5
		0歳	0	3	0	0	3	0	3
R7	1号	0	10	10	0	0	0	10	
	2号	教育利用							0
		保育利用	15	55	55	0	0	0	40
	3号	2歳	2	3	0	0	3	0	1
		1歳	2	2	0	0	2	0	0
		0歳	0	3	0	0	3	0	3
R8	1号	0	10	10	0	0	0	10	
	2号	教育利用							0
		保育利用	14	55	55	0	0	0	41
	3号	2歳	2	3	0	0	3	0	1
		1歳	2	2	0	0	2	0	0
		0歳	0	3	0	0	3	0	3
R9	1号	1	10	10	0	0	0	9	
	2号	教育利用							0
		保育利用	13	55	55	0	0	0	42
	3号	2歳	1	3	0	0	3	0	2
		1歳	2	2	0	0	2	0	0
		0歳	0	3	0	0	3	0	3
R10	1号	1	10	10	0	0	0	9	
	2号	教育利用							0
		保育利用	12	55	55	0	0	0	43
	3号	2歳	1	3	0	0	3	0	2
		1歳	1	2	0	0	2	0	1
		0歳	0	3	0	0	3	0	3
R11	1号	1	10	10	0	0	0	9	
	2号	教育利用							0
		保育利用	11	55	55	0	0	0	44
	3号	2歳	1	3	0	0	3	0	2
		1歳	1	2	0	0	2	0	1
		0歳	0	3	0	0	3	0	3

⑨有秋地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	59	370	0	370	0	0	279	
	2号	教育利用 32							
		保育利用 0	0	0	0	0	0	0	
	3号	2歳	9	12	0	0	12	0	3
		1歳	9	6	0	0	6	0	▲3
		0歳	0	0	0	0	0	0	0
R7	1号	58	370	0	370	0	0	280	
	2号	教育利用 32							
		保育利用 0	0	0	0	0	0	0	
	3号	2歳	11	12	0	0	12	0	1
		1歳	6	6	0	0	6	0	0
		0歳	0	0	0	0	0	0	0
R8	1号	57	370	0	370	0	0	287	
	2号	教育利用 26							
		保育利用 0	0	0	0	0	0	0	
	3号	2歳	12	12	0	0	12	0	0
		1歳	6	6	0	0	6	0	0
		0歳	0	0	0	0	0	0	0
R9	1号	57	370	0	370	0	0	291	
	2号	教育利用 22							
		保育利用 0	0	0	0	0	0	0	
	3号	2歳	11	12	0	0	12	0	1
		1歳	6	6	0	0	6	0	0
		0歳	0	0	0	0	0	0	0
R10	1号	56	370	0	370	0	0	295	
	2号	教育利用 19							
		保育利用 0	0	0	0	0	0	0	
	3号	2歳	9	12	0	0	12	0	3
		1歳	6	6	0	0	6	0	0
		0歳	0	0	0	0	0	0	0
R11	1号	55	370	0	370	0	0	299	
	2号	教育利用 16							
		保育利用 0	0	0	0	0	0	0	
	3号	2歳	9	12	0	0	12	0	3
		1歳	6	6	0	0	6	0	0
		0歳	0	0	0	0	0	0	0

⑩ちはら台地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	230	700	0	700	0	0	284	
	2号	教育利用							186
		保育利用	342	384	384	0	0	0	42
	3号	2歳	143	132	125	0	7	0	▲ 11
		1歳	132	125	118	0	7	0	▲ 7
		0歳	29	81	74	0	7	0	52
R7	1号	237	700	0	700	0	0	295	
	2号	教育利用							168
		保育利用	361	384	384	0	0	0	23
	3号	2歳	127	132	125	0	7	0	5
		1歳	122	125	118	0	7	0	3
		0歳	32	81	74	0	7	0	49
R8	1号	245	700	0	700	0	0	305	
	2号	教育利用							150
		保育利用	376	384	384	0	0	0	8
	3号	2歳	132	132	125	0	7	0	0
		1歳	124	125	118	0	7	0	1
		0歳	34	81	74	0	7	0	47
R9	1号	252	700	0	700	0	0	315	
	2号	教育利用							133
		保育利用	384	384	384	0	0	0	0
	3号	2歳	131	132	125	0	7	0	1
		1歳	124	125	118	0	7	0	1
		0歳	37	81	74	0	7	0	44
R10	1号	260	700	0	700	0	0	325	
	2号	教育利用							115
		保育利用	420	459	459	0	0	0	39
	3号	2歳	146	157	150	0	7	0	11
		1歳	128	145	138	0	7	0	17
		0歳	39	87	80	0	7	0	48
R11	1号	267	700	0	700	0	0	336	
	2号	教育利用							97
		保育利用	439	459	459	0	0	0	20
	3号	2歳	150	157	150	0	7	0	7
		1歳	127	145	138	0	7	0	18
		0歳	42	87	80	0	7	0	45

## ⑪国分寺台地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①		
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設			
R6 (実績)	1号	95	108	108	0	0	0	11		
	2号	教育利用							2	
		保育利用	236	252	252	0	0		0	
	3号	2歳	87	98	84	0	14		0	11
		1歳	73	92	84	0	8		0	19
		0歳	24	42	39	0	3		0	18
1号		93	108	108	0	0	0	10		
2号	教育利用	5								
	保育利用	241	252	252	0	0	0		11	
3号	2歳	97	98	84	0	14	0		1	
	1歳	87	92	84	0	8	0		5	
	0歳	23	42	39	0	3	0		19	
	1号	92	108	108	0	0	0	8		
2号	教育利用	8								
	保育利用	241	252	252	0	0	0		11	
3号	2歳	98	98	84	0	14	0		0	
	1歳	83	92	84	0	8	0		9	
	0歳	22	42	39	0	3	0		20	
	1号	90	108	108	0	0	0	6		
2号	教育利用	12								
	保育利用	232	252	252	0	0	0		20	
3号	2歳	97	98	84	0	14	0		1	
	1歳	77	92	84	0	8	0		15	
	0歳	22	42	39	0	3	0		20	
	1号	89	108	108	0	0	0	4		
2号	教育利用	15								
	保育利用	237	252	252	0	0	0		15	
3号	2歳	97	98	84	0	14	0		1	
	1歳	79	92	84	0	8	0		13	
	0歳	21	42	39	0	3	0		21	
	1号	87	108	108	0	0	0	3		
2号	教育利用	18								
	保育利用	237	252	252	0	0	0		15	
3号	2歳	97	98	84	0	14	0		1	
	1歳	80	92	84	0	8	0		12	
	0歳	20	42	39	0	3	0		22	

⑫千種地区

(単位:人)

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策(合計と内訳)					差引 ②-①	
			合計 ②	教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
R6 (実績)	1号	149	290	20	270	0	0	21	
	2号	教育利用							120
		保育利用	136	126	126	0	0	0	▲ 10
	3号	2歳	43	40	36	0	4	0	▲ 3
		1歳	39	34	30	0	4	0	▲ 5
		0歳	16	27	24	0	3	0	11
R7	1号	139	290	20	270	0	0	45	
	2号	教育利用							106
		保育利用	126	126	126	0	0	0	0
	3号	2歳	39	40	36	0	4	0	1
		1歳	31	34	30	0	4	0	3
		0歳	17	27	24	0	3	0	10
R8	1号	129	290	20	270	0	0	69	
	2号	教育利用							92
		保育利用	125	126	126	0	0	0	1
	3号	2歳	40	40	36	0	4	0	0
		1歳	31	34	30	0	4	0	3
		0歳	17	27	24	0	3	0	10
R9	1号	118	290	20	270	0	0	95	
	2号	教育利用							77
		保育利用	126	126	126	0	0	0	0
	3号	2歳	38	40	36	0	4	0	2
		1歳	29	34	30	0	4	0	5
		0歳	18	27	24	0	3	0	9
R10	1号	108	290	20	270	0	0	119	
	2号	教育利用							63
		保育利用	126	126	126	0	0	0	0
	3号	2歳	35	40	36	0	4	0	5
		1歳	30	34	30	0	4	0	4
		0歳	19	27	24	0	3	0	8
R11	1号	98	290	20	270	0	0	143	
	2号	教育利用							49
		保育利用	124	126	126	0	0	0	2
	3号	2歳	38	40	36	0	4	0	2
		1歳	28	34	30	0	4	0	6
		0歳	20	27	24	0	3	0	7

## 第4節

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

No.	1	事業名	利用者支援事業	担当課	子ども福祉課、保育課、子ども家庭総合支援課、子育てネウボラセンター
事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。			対象者	子どもの保護者、妊産婦
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
実施箇所数	箇所	年度末時点	事業実施箇所を計上します。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
実施箇所数	箇所	年度末時点	<b>【実施箇所の内訳】</b> ①保育課(保育コーディネーター・特定型) ②五井認定こども園(子育て支援センター・基本型) ③辰巳保育所(子育て支援センター・基本型) ④菊間保健福祉センター児童館 ⑤姉崎保健福祉センター児童館 ⑥三和保健福祉センター児童館 ⑦南部保健福祉センター児童館 ⑧子ども家庭総合支援課、子育てネウボラセンター(こども家庭センター型) ※新たに地域子育て相談機関を地域の実情に応じて整備します。		

### 【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	8	8	8	8	8	8
確保方策	8	8	8	8	8	8

### 上記のうちこども家庭センター型(※)

内容	実績	推計				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1	1

※妊娠期から子育て期の育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師や社会福祉士等が専門的な見地から相談支援等を行う事業です。

No.	2	事業名	延長保育事業	担当課	保育課
事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。			対象者	2号・3号認定子ども
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
利用実人数	人	年度全体	国の手引き(ニーズ調査の結果)に基づき算出しました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
利用実人数	人	年度全体	保育所、認定こども園、小規模保育事業所において実施することで、量の見込みに対する必要な量を確保します。		

【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	2,026	2,064	2,083	2,101	2,120	2,139
確保方策	2,026	2,064	2,083	2,101	2,120	2,139

No.	3	事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業	担当課	保育課
事業概要	<b>【副食費】</b> 私学助成の幼稚園を利用している一定所得以下世帯の子どもの保護者を対象に自己負担となる食材料費のうち副食材料費(ご飯代以外のおかず代等)の一部を助成する事業です。 <b>【教材費・行事費等】</b> 新制度に移行した幼稚園、認定こども園、保育園などを利用している一定所得以下世帯等の子どもの保護者を対象に教材費、行事参加費等の一部を助成する事業です。			対象者	<b>【副食費】</b> 私学助成の幼稚園に子どもを通わせる一定所得以下世帯等の保護者 <b>【教材費・行事費等】</b> 新制度に移行した幼稚園・認定こども園、保育園などに子どもを通わせる一定所得以下世帯等の保護者
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容		単位	期間・時点	推計方法	
対象者		人	年度全体	<b>【副食費】</b> 令和5年度及び令和6年度(見込み)実績から算出しました。 <b>【教材費・行事費等】</b> 令和5年度における認可保育施設利用者のうち一定所得以下世帯数から算出しました。	

### 【量の見込み及び確保方策】

#### 副食費

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	280	260	260	260	260	260
確保方策	当該事業を継続し、対象保護者への助成を実施します。					

#### 教材費・行事費等

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	—	30	30	30	30	30
確保方策	当該事業を継続し、対象保護者への助成を実施します。					

No.	4	事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	担当課	保育課
事業概要	<p>良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るため次の支援を実施する事業です。</p> <p>①新規参入施設等への巡回支援 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者(例:保育士OB等)を活用した巡回支援等を行います。</p> <p>②認定子ども園特別支援教育・保育経費 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定子ども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。</p>			対象者	①新規参入する事業者 ②私立認定子ども園(特別な支援が必要な子ども)
				提供区域	市域全体

### 【量の見込み及び確保方策】

#### ①新規参入施設等への巡回支援

施設・事業の開設前後における運営等に関する相談・助言、各種手続きに関する支援(説明会の開催など)を実施します。

#### ②認定子ども園特別支援教育・保育経費

内容	単位	期間・時点	実績	推計				
			R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	人	年度全体	0	2	2	2	2	2
確保方策	当該事業を継続し、対象施設へ補助金を交付します。							

No.	5	事業名	放課後児童健全育成事業	担当課	学校教育課
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図る事業です。			対象者	小学生(1～6年生)
				提供区域	小学校区
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
利用希望者数	人	5月1日	国の手引き(ニーズ調査の結果)に基づき算出するとともに、実績の状況から小学校区ごとのニーズを算出しました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
登録児童数	人	5月1日	各学校と連携を図りながら、余裕教室の活用やプレハブの整備等を行い、確保します。		

### 【量の見込み及び確保方策】

#### 市域全体

内容	実績	推計				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み①	3,005	3,058	3,110	3,169	3,213	3,261
1年生	792	808	825	834	850	865
2年生	784	797	810	827	833	844
3年生	626	637	649	660	673	682
4年生	478	488	496	511	519	530
5年生	225	228	229	236	237	239
6年生	100	100	101	101	101	101
確保方策②	2,934	3,017	3,079	3,160	3,213	3,261
差引 ②-①	-71	-41	-31	-9	0	0

※面積や設備の状況に応じて、定員数を超える入所を可能としているクラスもあります。

【量の見込み／提供区域(小学校区)別】

小学校区	R6.5.1 定員数	学年	量の見込み					
			実績	推計				
				R6	R7	R8	R9	R10
八幡小学校	100	低	72	74	69	70	73	70
		高	41	41	43	42	41	44
		計	113	115	112	112	114	114
菊間小学校	55	低	22	27	31	39	43	49
		高	9	10	11	14	14	15
		計	31	37	42	53	57	64
市原小学校	50	低	31	34	36	41	44	51
		高	15	17	19	23	25	27
		計	46	51	55	64	69	78
辰巳台東小学校	80	低	76	74	73	73	72	70
		高	23	22	21	22	20	19
		計	99	96	94	95	92	89
辰巳台西小学校	100	低	45	50	58	61	62	68
		高	17	18	19	20	21	22
		計	62	68	77	81	83	90
五井小学校	180	低	170	173	175	179	181	185
		高	64	66	69	80	79	78
		計	234	239	244	259	260	263
白金小学校	80	低	51	57	64	62	68	67
		高	21	22	23	25	18	21
		計	72	79	87	87	86	88
国府小学校	40	低	19	19	18	19	18	21
		高	15	15	16	16	17	17
		計	34	34	34	35	35	38
京葉小学校	120	低	88	88	89	89	92	94
		高	27	28	28	29	34	35
		計	115	116	117	118	126	129
千種小学校	140	低	120	122	124	126	128	130
		高	36	35	35	34	34	33
		計	156	157	159	160	162	163
東海小学校	40	低	36	37	38	38	39	40
		高	8	8	8	8	8	8
		計	44	45	46	46	47	48
姉崎小学校	80	低	38	43	48	53	58	63
		高	16	18	18	19	19	21
		計	54	61	66	72	77	84
有秋東小学校	80	低	32	32	31	31	30	30
		高	22	22	22	20	20	20
		計	54	54	53	51	50	50
海上小学校	40	低	15	15	14	13	12	12
		高	10	10	9	10	9	9
		計	25	25	23	23	21	21

※面積や設備の状況に応じて、定員数を超える入所を可能としているクラスもあります。

小学校区	R6.5.1 定員数	学年	量の見込み					
			実績	推計				
				R6	R7	R8	R9	R10
市西小学校	40	低	12	13	13	13	13	14
		高	12	12	12	12	12	12
		計	24	25	25	25	25	26
養老小学校	40	低	7	7	8	8	9	9
		高	5	5	5	5	5	5
		計	12	12	13	13	14	14
湿津小学校	95	低	86	90	93	97	100	104
		高	35	36	37	38	39	40
		計	121	126	130	135	139	144
市東第一小学校	40	低	15	15	18	18	21	21
		高	11	11	11	14	14	14
		計	26	26	29	32	35	35
戸田小学校	55	低	33	32	30	28	26	25
		高	9	9	9	8	8	8
		計	42	41	39	36	34	33
牛久小学校(☆)	80	低	47	47	46	45	44	44
		高	28	29	30	31	32	33
		計	75	76	76	76	76	76
鶴舞小学校	40	低	8	8	7	6	5	5
		高	10	10	8	8	6	6
		計	18	18	15	14	11	11
有秋西小学校	80	低	38	40	41	41	42	44
		高	24	23	21	20	18	17
		計	62	63	62	61	60	61
若葉小学校	105	低	77	81	91	90	97	96
		高	36	38	40	40	43	45
		計	113	119	131	130	140	141
明神小学校	80	低	57	59	62	64	67	69
		高	16	16	17	17	18	18
		計	73	75	79	81	85	87
若宮小学校	80	低	49	49	49	56	51	57
		高	26	26	25	25	25	28
		計	75	75	74	81	76	85
石塚小学校	80	低	65	65	63	66	64	66
		高	34	33	32	27	29	30
		計	99	98	95	93	93	96
青葉台小学校	80	低	50	51	52	53	54	55
		高	8	8	9	9	10	10
		計	58	59	61	62	64	65
白幡小学校	40	低	26	27	31	32	36	37
		高	7	8	8	9	9	10
		計	33	35	39	41	45	47

※面積や設備の状況に応じて、定員数を超える入所を可能としているクラスもあります。

☆牛久小学校の実績は、寺谷小学校の実績を含めたものです。

小学校区	R6.5.1 定員数	学年	量の見込み					
			実績	推計				
			R6	R7	R8	R9	R10	R11
国分寺台小学校	130	低	76	77	79	80	82	83
		高	32	33	33	35	35	36
		計	108	110	112	115	117	119
光風台小学校	70	低	34	35	37	36	38	39
		高	10	11	11	11	11	12
		計	44	46	48	47	49	51
国分寺台西小学校	120	低	99	100	100	101	101	102
		高	37	37	37	37	37	37
		計	136	137	137	138	138	139
有秋南小学校	40	低	24	24	24	22	22	22
		高	5	5	5	5	5	5
		計	29	29	29	27	27	27
国分寺台東小学校	90	低	73	70	67	67	64	61
		高	13	14	15	18	19	20
		計	86	84	82	85	83	81
水の江小学校	120	低	148	144	141	139	134	128
		高	10	10	12	12	14	13
		計	158	154	153	151	148	141
五所小学校	55	低	39	43	48	57	63	63
		高	19	20	20	21	21	22
		計	58	63	68	78	84	85
清水谷小学校	120	低	61	63	67	66	68	70
		高	20	20	19	18	23	17
		計	81	83	86	84	91	87
牧園小学校	135	低	142	138	133	129	125	119
		高	26	27	28	28	29	30
		計	168	165	161	157	154	149
ちはら台桜小学校	130	低	109	107	105	103	101	99
		高	41	39	37	35	33	31
		計	150	146	142	138	134	130
加茂小学校	25	低	12	12	11	10	9	9
		高	5	4	4	3	3	2
		計	17	16	15	13	12	11
計	3,155	低	2,202	2,242	2,284	2,321	2,356	2,391
		高	803	816	826	848	857	870
		計	3,005	3,058	3,110	3,169	3,213	3,261

※面積や設備の状況に応じて、定員数を超える入所を可能としているクラスもあります。

No.	6	事業名	子育て短期支援事業	担当課	子ども家庭総合支援課
事業概要	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において当該児童を養育する事業です。 (短期入所生活援助(ショートステイ)事業)、(夜間養護等(トワイライトステイ)事業)			対象者	0歳～小学校修了まで
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容		単位	期間・時点	推計方法	
延べ利用者数		人日	年度全体	国の手引き(ニーズ調査の結果)と利用実績値を基に算出しました。	
確保方策					
内容		単位	期間・時点	供給方法	
延べ利用者数		人日	年度全体	児童養護施設2箇所と里親9名で業務委託契約を締結して事業を実施しています(令和6年度時点)。様々なニーズに対応できるよう新たな事業者を確保するなど、提供体制の確保に努めます。	

### 【量の見込み及び確保方策】

#### ショートステイ

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	23	177	185	192	200	207
確保方策	23	177	185	192	200	207

#### トワイライトステイ

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	46	71	74	77	80	83
確保方策	46	71	74	77	80	83

No.	7	事業名	乳児家庭全戸訪問事業	担当課	子育てネウボラセンター
事業概要	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育相談、養育環境の把握などを行う事業です。 ※市原市では転入してきた1歳未満の乳児がいる家庭も対象としています。			対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容		単位	期間・時点	推計方法	
訪問対象件数		件	年度全体	令和5(2023)年度実績値に推計児童数の減少率を乗じて算出しました。	

【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	1,477	1,342	1,279	1,268	1,256	1,245
確保方策	子育て家庭支援員:164人					

No.	8-1	事業名	養育支援訪問事業	担当課	子ども家庭総合支援課
事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。			対象者	養育支援が特に必要な家庭(妊婦含む)
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
訪問対象件数	件	年度全体	令和6年度の利用見込件数と児童数から利用割合を算出し、推計しました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
訪問対象件数	件	年度全体	乳児家庭全戸訪問事業の実施結果、保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等から対象者を適切に把握し、本事業による支援へとつなぎ、計画的・専門的な助言等を実施します。		

【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	31	31	31	30	30	30
確保方策	31	31	31	30	30	30

No.	8-2	事業名	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	担当課	子ども家庭総合支援課
事業概要	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するため、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関(子ども家庭総合支援課)の職員の専門性強化と地域ネットワーク構成員(協議会を構成する関係機関等)間の連携強化を図る取組を行う事業です。			対象者	地域ネットワーク構成員
				提供区域	市域全体
<b>確保方策</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県や研修機関が実施する児童福祉司任用前研修、児童虐待対応研修等の各種研修へ参加し、調整機関の職員の専門性強化を図ります。</li> <li>・地域ネットワーク構成員間の情報共有等を迅速かつ適切に行うための業務システムを活用し、地域ネットワーク構成員間の連携強化を図ります。</li> <li>・子ども家庭総合支援課内に配置した児童福祉スーパーバイザーによる職員への実践的な指導により専門性の向上を図ります。</li> </ul>					

No.	9	事業名	地域子育て支援拠点事業	担当課	子ども福祉課、保育課
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。			対象者	未就学児(主に0～2歳)
				提供区域	市域全域
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
延べ利用者数	人回	年度全体	国の手引き(ニーズ調査)及び令和6年度にリニューアルオープンし事業を開始した「いちほら子ども未来館」で実施している地域子育て支援拠点事業の利用者数を勘案して算出しました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
実施箇所数	箇所	年度末時点	児童館、保育所等における子育て支援センター、いちほら子ども未来館において実施します。 ※認定こども園においても、類似事業として園庭解放等の子育て支援事業を実施しています。		

【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	63,370	164,311	164,782	165,253	165,723	166,194
確保方策	24	25	25	26	27	27
類似事業	8	8	8	7	7	7

No.	10-1	事業名	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象型)	担当課	保育課
事業概要	幼稚園又は認定こども園(教育時間利用)の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業日に、当該幼稚園等において一時的に預かる事業です(幼稚園等での「預かり保育」)。			対象者	幼稚園等在園児
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容		単位	期間・時点	推計方法	
延べ利用者数		人日	年度全体	令和5年度の一時預かり事業の利用実績と1号・2号認定(教育利用)の実績から利用割合を算出し、1号・2号(教育利用)の推計値に乗じて見込みました。	
確保方策					
内容		単位	期間・時点	供給方法	
延べ利用者数		人日	年度全体	私立幼稚園等で実施していることから、利用方法等の更なる周知に努めます。	

【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (定期利用)	95,252	86,937	82,779	78,621	74,464	70,306
量の見込み (不定期利用)	30,783	28,096	26,752	25,408	24,065	22,721
確保方策	126,035	115,033	109,531	104,029	98,529	93,027

No.	10-2	事業名	一時預かり事業(幼稚園在園児対象型以外)	担当課	保育課、子ども家庭総合支援課
事業概要	保護者の方が就労や急病等で保育できない理由がある場合や、育児の負担を軽減したい場合などに、就学前の児童を一時的(平日の昼間)に預かる事業です(ファミリー・サポート・センター事業の未就学児分を含む)。			対象者	未就学児
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
延べ利用者数	人日	年度全体	①保育所等分 令和5年度の利用実績と教育・保育を利用していない児童から平均利用日数を算出し、教育・保育の推計値に乗じて算出しました。 ②ファミリー・サポート・センター分 頻回利用者の状況により、実績の増減が大きいことから、近年の最大値である令和5(2023)年度の実績値(303人)と同程度の継続を見込みました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
延べ利用者数	人日	年度全体	①保育所等分 保育所等の新設に併せて募集します。 ②ファミリー・サポート・センター分 協力会員(子育ての手助けをしたい方)の拡充を図るとともに、事業内容について、更なる周知に努めます。		

### 【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	15,153	13,677	12,940	12,203	11,466	10,730
確保方策	15,153	13,677	12,940	12,203	11,466	10,730

No.	11	事業名	病児保育事業	担当課	保育課
事業概要	病気の回復期に至らないが当面症状の急変が認められない児童又は病気の回復期にある児童を対象とし、病院に付設されたスペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。			対象者	・未就学児 ・小学生
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
延べ利用者数	人日	年度全体	令和5年度の保育利用と学童保育利用、本事業の利用実績から利用割合を算出し、今後の保育ニーズと学童保育ニーズに乗じて算出しました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
延べ利用者数	人日	年度全体	市内4箇所(利用定員:6人/箇所)		

【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	592	614	625	636	647	658
確保方策	592	614	625	636	647	658

No.	12	事業名	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	担当課	子ども家庭総合支援課
事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。			対象者	・未就学児 ・小学生
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容		単位	期間・時点	推計方法	
延べ利用者数		人日	年度全体	①未就学児分 頻回利用者の状況により、実績の増減が大きいことから、近年の最大値である令和5(2023)年度の実績値(303人)と同程度の継続を見込みました。 ②小学生分 近年の最大値である令和4年度実績値(311人)と同程度の継続を見込みました。	
確保方策					
内容		単位	期間・時点	供給方法	
延べ利用者数		人日	年度全体	協会員(子育ての手助けをしたい方)の拡充を図るとともに、事業内容について、更なる周知に努めます。	

### 【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	572	610	610	610	610	610
未就学児分	303	300	300	300	300	300
小学生分	269	310	310	310	310	310
確保方策	572	610	610	610	610	610

No.	13	事業名	妊婦健康診査事業	担当課	子育てネウボラセンター
事業概要	妊婦の健康の保持及び推進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握(妊娠月週数に応じた問診・診察等)、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。			対象者	妊婦
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
受診延べ人数	人回	年度全体	令和5(2023)年度の実績値(16,393人回)に、推計児童数の減少率を乗じて算出しました。		

### 【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	16,393	14,811	14,686	14,549	14,426	14,295
確保方策	実施場所:全国医療機関 実施時期:通年実施 実施体制:医療機関との委託契約 検査項目:基本的な妊婦健康診査項目及び必要に応じた医学的検査項目 健診回数:1人当たり14回を助成					

No.	14	事業名	子育て世帯訪問支援事業	担当課	子ども家庭総合支援課
事業概要	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。			対象者	家事・育児に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性が高い妊産婦
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
延べ利用者数	人日	年度全体	令和6(2024)年度の利用見込み世帯数と見込み利用者数から平均利用日数を算出し、推計児童数に乗じて算出しました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
延べ利用者数	人日	年度全体	ニーズの高まりに対応するため、事業者の開拓等を検討していきます。		

#### 【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	385	546	627	707	788	868
確保方策	385	546	627	707	788	868

No.	15	事業名	児童育成支援拠点事業	担当課	子ども福祉課
事業概要	不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所を整備し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に対する総合的な支援を行う事業です。			対象者	家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども
				提供区域	市域全体
量の見込み及び確保方策					
事業の実施に向けて検討していきます。					

No.	16	事業名	親子関係形成支援事業	担当課	子ども家庭総合支援課
事業概要	親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する事業です。			対象者	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた家庭
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
支援世帯数	世帯	年度全体	令和6(2024)年度のグループワーク参加者数(24人)の継続を見込みました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
支援世帯数	世帯	年度全体	子育ての悩みなどを解決するグループワークを開催しています。引き続き、子育てに不安や悩みを抱える保護者の負担感を軽減し、健全な親子関係の形成を支援していきます。		

【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	10	24	24	24	24	24
確保方策	10	24	24	24	24	24

No.	17	事業名	妊婦等包括相談支援事業	担当課	子育てネウボラセンター
事業概要	妊婦等に対して面接やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。			対象者	妊婦等
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
面接実施回数	人回	年度全体	各年度の翌年度における0歳児の人口推計を妊婦の数と推計し、1人当たりの相談件数(3回)を乗じて算出しました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
面接実施回数	人回	年度全体	妊娠届出時から妊婦・子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行い、伴走型相談支援の充実を図ります。		

【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	3,885	3,867	3,855	3,834	3,783	3,801
確保方策	3,885	3,867	3,855	3,834	3,783	3,801

No.	18	事業名	乳児等通園支援事業	担当課	保育課
事業概要	普段保育園等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育園等への通園を可能とし、年齢の近い他児との関わりを通じて、子どもの成長発達の促進を図るとともに、保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減を図ります。			対象者	0歳6か月から満3歳未満の未就園児
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
利用児童数	人	年度全体	国の手引きを基に算出しました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
利用児童数	人	年度全体	令和8年度からの給付制度化に向けて、受入れ体制を整えます。		

【量の見込み及び確保方策】

内容	単位	期間 時点	推計				
			R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	人	年度全体	-	100	98	97	94
確保方策	検討中						

No.	19	事業名	産後ケア事業	担当課	子育てネウボラセンター
事業概要	産後1年未満の母子で、家族から十分に支援を受けることができない方、多胎妊娠・出産の方、産婦健診要支援者の方を対象者とし、空きベッドを利用して宿泊(2か月未満)、日帰り、助産師の訪問により、産婦の心身のケアや育児技術の助言等を行うものです。			対象者	産後1年未満の母子
				提供区域	市域全体
量の見込み					
内容	単位	期間・時点	推計方法		
延べ利用日数	人日	年度全体	令和6年度の見込み数を基に算出しました。		
確保方策					
内容	単位	期間・時点	供給方法		
延べ利用日数	人日	年度全体	現状のサービス提供体制の維持・向上を図りながら、量の見込みに対する必要な量を確保します。		

【量の見込み及び確保方策】

内容	実績	推計				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	310	555	555	555	555	555
確保方策	310	555	555	555	555	555

## 第5節 市の認可に係る需給調整の考え方

教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)は、千葉県が認可・認定を行いますが、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)については、市が認可を行うこととなります。その認可の申請については、本計画に基づき、次のとおり対応することとします。

教育・保育提供区域及び年齢区分(0歳・1歳・2歳)ごとに需要と供給を比較

需要>供給 となる場合

→ 認可(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)

需要<供給 となる場合

→ 認可をしないことができる

(上記の適格性・認可基準を満たす場合は原則認可のため慎重に取り扱う)

なお、「需要」「供給」については以下のように考える。

需要	令和 11(2029)年度(本計画の最終年度)の量の見込みの値
供給	下記①~③の合計値 ①認可申請時点の利用定員の総数 ②認可申請に係る事業の利用定員数 ③整備を行っている施設・事業(上記②を除く)に係る利用定員の総数

## 第6節 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保

### 1 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、需要と供給の状況や地区の施設バランス等を踏まえつつ、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を引き続き支援します。

### 2 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

市原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、教育・保育施設に対して地域型保育事業を行う者との連携を求めるとともに、地域型保育事業を行う者に対しては、保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を連携施設として確保するよう義務付けることにより、今後も連携を推進します。

### 3 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進方策(再編成計画の推進)

再編成計画においては、教育・保育施設から小学校生活へ円滑に移行できるよう、年長と小1の連携カリキュラムとして標準的な内容を網羅したモデルカリキュラム(「スタンダードモデル」)を、市立認定こども園・保育所と小学校の協働により引き続き運用していくとともに、私立幼稚園・保育園・認定こども園への普及・促進を図ります。

## 第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元(2019)年10月からの「幼児教育・保育の無償化」にともなって創設された、幼稚園(預かり保育含む)や認可外保育施設等の利用料に対する「子育てのための施設等利用給付」を円滑に実施するため、当該制度の周知を引き続き行っていくほか、ICT化を推進し、必要となる事務手続きの簡素化を図ってまいります。

## 第8節 公立の教育・保育施設の状況(再編成計画の推進)

これまで、核家族化や共働き世帯の増加による教育・保育へのニーズの多様化や、人口分布の変化等による施設間・地域間の需給バランスの不均衡、施設の老朽化などの課題へ対応するため、再編成計画において、公立の教育・保育施設(市立幼稚園及び市立保育所)のあり方を示し、具体的な取組・方策(市立保育所等の認定こども園化や計画的な閉園・閉所など)を実施してきました。

今後は、再編成計画の計画期間内(令和 8(2026)年度まで)において、引き続き市立保育所の認定こども園化や施設の建替えなどを進めていくほか、一部施設については、利用状況や待機児童の動向を注視しながら引き続き整備手法について検討していきます。

### ●整備方針が決定している施設

施設名	今後の方針
三和保育所	認定こども園化した上で、発達支援センターに隣接する立地特性を活かした施設への建替え
高滝認定こども園 里見小規模保育事業所	加茂地区における就学前児童の全年齢を受け入れる教育・保育施設の設置
八幡認定こども園	(仮称)八幡宿駅西口複合施設等PFI事業の一環としての建替え
辰巳台認定こども園	令和8年度末をもっての施設の閉園
辰巳保育所	辰巳台認定こども園の閉園に合わせた認定こども園への移行

### ●整備方針の検討を継続する施設

施設名	今後の方針
五井認定こども園	暫定的に使用している現施設が老朽化しているため建替えの検討が必要
馬立保育所	近隣の私立教育・保育施設に大きな影響を与える懸念があるため検討が必要
鶴舞保育所	認定こども園に移行するための、施設改修の検討が必要

### ●従来通りの運用を継続する施設

施設名	今後の方針
姉崎認定こども園 牛久認定こども園	既に認定こども園化しており、周辺地域の保育需要を充たしていることから、従来どおりに運用

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進

本計画の基本理念である「子ども・若者が自分らしく輝き、明るい未来を切り拓くまち ～みんなの笑顔があふれるいちはら～」の実現に向け、市、保護者、学校等、地域住民及び事業者が互いに連携・協働することにより、それぞれの施策や活動について強力で推進していきます。

また、次世代育成支援対策は、児童福祉に限らず様々な分野の施策を対象としていることや、施策に複数の部局が関わることもあるため、関係部局が横断的に連携することにより、効果的な施策の実施を図ります。

### 第2節 計画推進の体制

子育て支援条例に基づき、外部委員で構成される「いちはらっこの子育て支援会議」と庁内組織である「市原市子育て支援関係計画推進会議」を活用することにより、本計画を推進します。

いちはらっこの子育て支援会議	
構成員	関係団体(14名)、市内在住保護者(3名)、公募委員(3名)、学識経験者(2名)、一般事業主(1名)、市長が必要と認める者(2名)
所掌事務	子どもに関する施策を総合的かつ効果的に実施するための計画の策定並びにその実施の推進に関する事項 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項
庶務	子ども未来部 子ども福祉課



市原市子育て支援関係計画推進会議	
構成員	子ども未来部長、関係部次長
所掌事務	こども計画及び行動計画、事業計画の策定に関する事項 こども計画及び行動計画、事業計画の実績評価に関する事項
庶務	子ども未来部 子ども福祉課

### 第3節 計画の進捗状況の管理

本計画は、「第4章 施策の展開」における個別施策の進捗状況、「第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業」における量の見込み及び確保方策の計画と実績の比較、などの視点から毎年度点検・評価を実施し、その結果を公表します。

また、「PDCA サイクル」により、点検・評価の結果に基づき、必要に応じて計画の見直しや新たな取組の実施を図っていきます。

なお、「第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業」については、量の見込み等が計画と実績で大きく乖離し、見直しが必要と考えられる場合には、計画期間の中間年(令和9(2027)年度)を目安として計画の見直しを行うなど、状況に応じた対策を迅速に講ずることとします。



1 いちはらっこの子育て支援会議委員名簿

(敬称略、令和7(2025)年3月1日時点)

No.	区分	団体等の名称	委員氏名
1	1号 委員	子どもに関する 施策の推進に 関係する団体を 代表する者	市原市社会福祉協議会
2			市原市民生委員児童委員協議会
3			市原市医師会
4			私立保育園
5			私立保育園
6			ちっちゃな保育園連盟
7			市原市放課後児童健全育成事業運営団体
8			私立幼稚園
9			私立幼稚園
10			市原市小学校校長会
11			市原市特別支援教育研究連盟
12			市原市社会教育委員会議
13			市原市町会長連合会
14			市原市子育て家庭支援員協議会
15	2号 委員	市内に居住する 保護者	保育所保護者会
16			幼稚園保護者会
17			市原市PTA連絡協議会
18	3号 委員	子どもに関する 施策の推進に 関心を持つ市民	公募委員
19			公募委員
20			公募委員
21	4号 委員	子どもに関する 施策について 学識経験を有する者	敬愛大学 教授
22			敬愛短期大学 准教授
23	5号 委員	事業者を代表する者	市内事業者
24	6号 委員	その他市長が 必要と認める者	中核地域生活支援センターいちほら福祉ネット
25			のろし

年月日	内容
令和6年	
1月22日	変革創造本部会議(策定方針)
2月1日	市原市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査(～2月16日)
3月7日	いちはらっこの子育て支援会議(策定方針)
7月13日	いちはらこどもまんなかワークショップ
7～8月	若者応援プロジェクト(7月20日、7月27日、8月17日)
10月21日	市原市子育て支援関係計画推進会議(骨子案)
10月31日	変革創造本部会議(骨子案)
11月13日	いちはらっこの子育て支援会議(骨子案)
11月20日	市議会全員説明会(骨子案)
11月28日	教育委員会定例会(骨子案)
12月1日	パブリックコメント実施(～1月6日)
令和7年	
1月17日	市原市子育て支援関係計画推進会議(素案)
1月28日	いちはらっこの子育て支援会議(素案)
2月4日	変革創造本部会議(素案)
2月6日	市議会全員説明会(素案)
2月13日	教育委員会定例会(素案)
3月11日	いちはらっこの子育て支援会議(原案)
3月21日	答申

## 市原市こども計画

---

発行:市原市

編集:市原市 子ども未来部 子ども福祉課

住所:〒290-8501 千葉県市原市国分寺台中央 1-1-1

電話:0436-23-9802(直通)

FAX:0436-24-2365

